

生	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			

生 企 第 1 7 2 号
(人安・サ対・刑企・捜一・交企)
令 和 7 年 7 月 9 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長
交 通 部 長

「こどもまんなか実行計画2025」の周知について

令和5年12月22日付けで閣議決定された「こども大綱」については、「こども大綱の策定について」（令和6年1月12日付け生企第299号）において示達したところ、この度、こども政策推進会議（令和7年6月6日）において、こども大綱に基づき、令和7年度に具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画2025」（別添のとおり。以下「実行計画」という。）が決定された。

実行計画のうち、警察活動に関連する主な取組は下記のとおりであることから、各所属においては、所属内への周知を図るとともに、引き続き関係機関・団体等と連携し、こども・若者を守る取組を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、「こどもまんなか実行計画2024」の周知について」（令和6年7月10日付け生企第118号）は廃止する。

記

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(実行計画第2章-1-(6))

ア 性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上

検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携体制を強化するとともに、検察庁、警察及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、被害者等となったこどもからの事情聴取に先立って協議を行い、検察庁、警察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を、刑事訴追が想定される等必要な場合は全国の現場で着実に連携が図られるように、国として支援を行う。こどもからの事情聴取に際しては、こどもが精神的負担を感じにくい聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を継続して推進するとともに、被

害者等となったこどもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、諸外国の参考となる取組等も踏まえた被害事実の聴取に係る高い専門性を有する人材の養成など能力向上を図る。加えて、被害者等となったこどもから最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知に努める。

イ AI 訓練ツールを活用した聴取技術の習得等

「子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発」事業において開発したAI訓練ツールを活用しつつ、被害者等となったこどもの負担軽減や供述の信用性担保に配慮した聴取技術を有する警察職員の更なる育成、能力向上を図る。

(2) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(実行計画第2章-1-(7))

ア 自殺統計原票の確実な作成・集計等こどもの自殺対策の推進

自殺統計原票の確実な作成・集計、自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動、インターネット上における自殺予告事案や自殺誘引等情報に係るプロバイダ等と連携した対応、いじめや体罰、不適切な指導、児童虐待等からこどもを守るための対応等の取組を推進する。

イ こどもの自殺の要因分析等

令和6年度に実施した、こどもの自殺の要因分析のための調査研究の結果を踏まえ、こどもの自殺問題に取り組む有識者・当事者と連携しながら、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。

ウ こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発

夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間(9月10~16日)・自殺対策強化月間(3月)において、関係省庁が連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組む。

エ SNS等に起因する性被害等防止対策の推進

SNS上において、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起・警告のメッセージを投稿する取組を推進する。

SNS事業者等に対し被害実態に関する情報を提供して事業者による自主的な被害防止対策の実施を促進する。

オ 「子供の性被害防止プラン2022」の推進

「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」(令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定)は、インターネット上のものも含めたこどもの性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策をまとめ、多角的かつ包括的な対策を総合的に進めることにより、家庭、職域、地域等あらゆる場面において性的搾取等からこどもが守られる社会の実現を目指すものである。本プランに基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図り、各府省庁において施策を推進するとともに、その取組の状況を適宜検証する。

本プランは、今後5年間を目途に、現行法を前提として、こどもの性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策をまとめたものである。今後、プラン策定から5年を経過した時期に、これを見直すこととする。

カ こどもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化等

時代とともにこどもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図るとともに、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。

こどもや男性といった多様な被害者を含む性犯罪被害者への適切な対応を行えるよう、警察官等に対する各種研修について、こどもの心理の専門家等や男性が被害者となる事件の捜査・支援の経験を有する職員による講義の拡充、こどもの頃に被害を受けた当事者や男性被害者の声を反映させること等を通じ、その内容を拡充する。

キ こども性暴力防止のための総合的な取組

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」について、関係府省庁と連携しつつ、関係者の意見を丁寧に向いながら、その円滑な施行に向けた準備を進める。また、こども家庭庁が中心となり、同年4月にとりまとめた「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進する。

ク 犯罪被害からこどもを守るための取組の推進

教育委員会、学校、地方公共団体、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教育の実施等の犯罪被害からこどもを守るための取組を推進する。

ケ こども・若者の被害・非行防止に向けた全国強調月間

こども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」として設定し、関係機関・団体・地域住民等が相互に協力・連携しながら、地域が一体となったこども・若者の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、こども・若者の健全育成について国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。

コ 通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進

学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係者が連携し、通学路等において、こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を、ハード・ソフトの両面から推進するとともに、学校等における交通安全教育の充実を図る。

サ 防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進

こども・若者が、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を養成することを目指し、こどもの発達や現場の状況等を踏まえつつ、学校における体系的な安全教育を推進する。安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、

心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

シ 非行防止・相談活動等の推進

少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。

ス 非行防止教育等の推進

こどもの非行防止に当たっては、警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等についてこどもに情報発信をする非行防止教育等の実施が有効であることから、関係機関とも連携しながら、少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を実施するなど、非行防止教育等の推進を図る。

セ 関係機関・団体との連携

学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) 学童期・思春期 (実行計画第2章-2-(2))

ア いじめ事案への対応

スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。

担当：生活安全企画課
生活安全企画係

こどもまんなか実行計画 2025

令和7年6月

目 次

第1章 「こどもまんなか実行計画 2025」のポイントと目指す方向性.....	3
1 「こどもまんなか実行計画」について.....	3
2 「こどもまんなか実行計画 2024」からの1年間.....	3
3 「こどもまんなか実行計画 2025」の目指す方向性について.....	3
(1) 困難に直面するこども・若者への支援.....	3
(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進.....	5
(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進.....	8
第2章 こども施策に関する重要事項.....	11
1 ライフステージを通じた重要事項.....	11
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等.....	11
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....	13
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	24
(4) こどもの貧困対策.....	27
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援.....	34
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	37
(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	44
(8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進.....	56
2 ライフステージ別の重要事項.....	57
(1) こどもの誕生前から幼児期まで.....	57
(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保).....	57
(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実).....	60
(2) 学童期・思春期.....	65
(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等).....	65
(居場所づくり).....	69
(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実).....	71
(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育).....	72
(いじめ防止).....	74
(不登校のこどもへの支援).....	76
(校則の見直し).....	77
(体罰や不適切な指導の防止).....	78
(高校中退の予防、高校中退後の支援).....	78
(3) 青年期.....	79
(高等教育の修学支援、高等教育の充実).....	79
(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組).....	82
(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援).....	85
(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実).....	86

3	子育て当事者への支援に関する重要事項	88
	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	88
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	89
	(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	91
	(4) ひとり親家庭への支援	94
第3章	こども施策を推進するために必要な事項	96
1	こども・若者の社会参画・意見反映	96
	(1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進	96
	(2) 地方公共団体等における取組促進	97
	(3) 社会参画や意見表明の機会の充実	98
	(4) 多様な声を施策に反映させる工夫	99
	(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成	99
	(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備	100
	(7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究	101
2	こども施策の共通の基盤となる取組	102
	(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM	102
	(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	105
	(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化	107
	(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 ..	108
	(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	110
3	施策の推進体制等	111
	(1) 国における推進体制	111
	(2) 数値目標と指標の設定	112
	(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携	112
	(4) 国際的な連携・協力	113
	(5) 安定的な財源の確保	115
	(6) こども基本法附則第2条に基づく検討	116

第1章 「こどもまんなか実行計画 2025」のポイントと目指す方向性

1 「こどもまんなか実行計画」について

「こどもまんなか実行計画」は、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定。以下この章において「大綱」という。）に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめるものである。「こどもまんなか実行計画」は、こども家庭審議会の審議も踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これにより、継続的にこども施策の点検と見直しを図ることとしている。

2 「こどもまんなか実行計画 2024」からの1年間

令和6年度は、大綱や「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定。以下「未来戦略」という。）を踏まえた施策の具体化が進められ、子ども・子育て支援法等の一部改正、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等の一部改正、いわゆる「こども性暴力防止法」が成立したほか、実行計画に盛り込まれた様々なこども施策が総合的に実施され、あるいは実施に向けた取組がスタートした、こども政策に係るエポックメイキングな1年であった。この結果、児童手当の抜本的拡充、保育士等について4・5歳児の配置改善（30対1から25対1）や大幅な処遇改善等が進んだ。育児休業取得率が官民ともに上昇するなど、こども政策の各分野において、政策の一定の進捗が見られた。

一方で、小中高生の自殺者数は令和6年529人（前年比+16人）、いじめ重大事態の発生日数は令和5年度1,306件（前年度比+387件）、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人（前年比+47,434人）、児童虐待の相談件数は令和5年度約22.5万件となるなど、こどもたちを取り巻く環境は依然として厳しい。また、出生数は令和6年が686,061人（概数。前年比△41,227人）となり、少子化には歯止めが掛かっていない。

こうしたこどもたちを取り巻く厳しい状況も踏まえ、令和7年度以降、更に果敢に、政策ごとに目標とするこどもや子育て当事者等の状況を定量的に明確化した上で、成果を点検しながら、施策の立案・見直しを行う「成果を出す」施策の推進をこども政策の原則として、こども施策の改善、バージョンアップを図る。

3 「こどもまんなか実行計画 2025」の目指す方向性について

こうした状況を踏まえて、各府省庁は、本実行計画に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、第2章以降に記載した各施策を進める。

その際、大綱に掲げられた6つの基本方針の下で、特に、以下の3つの領域に重点的に取り組む。

- (1) 困難に直面するこども・若者への支援
- (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
- (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

- (1) 困難に直面するこども・若者への支援

I 困難に直面するこども・若者・子育て当事者たちのまると支援

子育ての困難や不安を早期に把握し、必要な支援に着実につなげる「こども家庭センター」の設置促進・機能強化を図ることで、児童虐待を未然に防止するとともに、令和6年12月に改定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく、児童相談所等の体制強化に関係省庁と連携して全力で取り組み、虐待を受けたこどもの保護や心身のケア、虐待に至った保護者への指導、親子関係の再構築等の総合的な支援を着実かつ強力に進める。

社会的養護について、里親等委託率の目標達成を目指して引き続き取組を進めるとともに、児童養護施設等における施設養育、機能の在り方についても検討を進める。

こどもの貧困対策やひとり親家庭支援として、自治体の総合的な取組を後押しする。特にひとり親家庭支援については、生活の安定や自立につながるものとなるよう、子育て・生活支援、就業支援、両立支援、養育費の確保等を多面的に強化するとともに、各ひとり親家庭の個別のニーズに寄り添い、必要な支援に確実につなぐための伴走型の相談支援を推進する。

こどもにとって安全・安心な社会を実現するため、こどもの死亡事例について、医療、警察、行政等の関係者で死因等の検証を行い、効果的な予防策を導き出す、チャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の体制整備に向けた検討を強力に進める。

II 障害児、医療的ケア児等の特性に応じた支援の推進

障害児支援については、障害の種別に関わらず着実に推進するとともに、インクルージョン推進の意識を、地域、学校、社会全体に広げ、様々な制度や事業の実施においてもその観点を重視するようにしていく。特に、発達に特性のあるこども一人一人が能力を十分に発揮して活躍できるよう、早期支援を強化するとともに、新たに、多様な発達の特性や生活状況等を踏まえた支援の実情把握や調査を行い、更なる支援のあり方を検討する。

障害児の発達や将来の自立、社会参加等のライフステージに応じた支援や、医療的ケア児への支援を引き続き推進していく。

加えて、こどもホスピスの全国普及に向け、生命を脅かされている状態（LTC：Life-Threatening Conditions）にあるこどもと家族の支援を推進する。

III 教育と福祉がコラボした、いじめ・不登校対策、悩みに直面するこどもたちへの支援

いじめ・不登校対策について、学校・教育委員会とともに、福祉や保健・医療などの力も合わせながら対応する必要がある。令和6年度までに実施してきた地方公共団体の首長部局での開発・実証事業の成果も踏まえて、教育と福祉が連携した取組を更に推進していく。

こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現を目指し、自殺未遂者と家庭を地域で包

括的に支援する体制の構築に向けた新たな調査研究を進めるとともに、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の取組状況を総点検しつつ、より幅広い分野の専門的知見も活用して、関係省庁が一丸となって取組を更に強化する。

不安や悩みに直面する子どもたちが信頼できるおとなに悩みを打ち明けられるための環境づくりに向けた取組を進める。

青少年教育施設において、課題を抱える青少年の支援など、多様な体験活動を推進する。

IV 様々な困難に直面する若者たちへの支援

思春期から青年期にかけての、不安や葛藤への対応が必要である。その背後には、社会情勢、経済状況、価値観の変化などといった背景のほか、貧困、虐待、いじめ、ヤングケアラーなどの課題に直面しているケースであったり、それらが本人の非行や不登校といった事象として発現しているケースもある。地域の身近な場所に、学校と家庭以外にも若者が安心して相談や交流ができ、多様な人々とつながりながら安心・安全に過ごすことのできる場（居場所）が必要である。また、そうした場で見えてきた課題に対し、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関、療養機関、学校、教育委員会、児童相談所、NPO団体などの関係機関等が連携して支援する体制を地域で創っていく必要がある。

また、青年期に入ってもひきこもり等の状況が続いている等、様々な困難に直面する若者たちが社会生活を円滑に営むことができるように自立に向けた支援の道筋を作っていくため、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センターの取組を推進するほか、新たな対応策の検討に着手する。

(2) 未来を担う子ども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

I 妊娠・出産・幼児期の切れ目ない保健・医療の確保

妊産婦及びその家族が悩みや不安を軽減し、仲間をつくり、安心して地域で子育てに臨むことを目的として、産前から産後まで地域で妊婦やその家族を支えるケア環境の充実を進めていく。産後ケア事業については、都道府県による広域調整や設備整備の補助等による提供体制の拡充と併せ、安全面の確保やメンタルヘルスケア体制の充実など質の向上を図る。

また、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診・新生児マススクリーニング・新生児聴覚検査・3歳児健診における屈折検査を推進する。妊産婦が必要な医療・サービスを受けられるよう、妊娠・出産・産後における妊産婦の実質的な経済的負担の軽減に向けた検討を進める。

II 「はじめの100か月」の育ちの推進等

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決

定。以下この章において「はじめの 100 か月の育ちビジョン」という。)を踏まえて、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域の人々など、社会全体の全ての人と共有するため、はじめの 100 か月の育ちビジョンの内容の普及啓発、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動とをつなぐコーディネーターの養成、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に関する調査研究を始め、本計画に掲げる関連施策について、関係省庁が一層連携し、その理念や取組の社会全体への浸透を図る。

Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の推進

民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を更に進めるとともに、職員配置改善も推進する。これらを含め、令和 6 年 12 月にとりまとめた「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を軸に、令和 7 年度から令和 10 年度末を見据えた保育政策を推進する。

また、地域のニーズに応じた保育提供体制の確保については、少子化による保育需要の変化に地域差があること及び持続可能性の観点も踏まえつつ、計画的かつ着実に実施していく。

いずれの施設類型に通うこどもかを問わず質の高い幼児教育・保育が保障されるよう、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改訂等に向けて、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携しながら一体的に検討を進めていく。

また、「こども誰でも通園制度」について、令和 7 年度に制度化し実施自治体の増加を図るとともに、令和 8 年度の本格実施に向けた準備を進める。

こうした取組を通じて、質の高い幼児教育・保育を推進し、全てのこどもの学び・育ちを支援していく。

Ⅳ 地域ぐるみの子育て支援の強化・推進

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の理念も踏まえれば、子育て当事者が、孤独な子育てに閉じこもる事態は望ましくなく、地域ぐるみで子育てを支援していくことが必要不可欠である。このため、引き続き、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、家庭支援事業や、産後ケア施設、産科・小児科医療機関の確保や、地域子育て相談機関の設置等を推進していくとともに、保育所やこども家庭センターが、地域の子育て支援に向けた役割を十全に担うことが出来るよう、支援を強化する。併せて、地域全体で、民間事業者とも連携・協働しながら、子育てを支援していく包括的な仕組みや子育てにやさしい住まいのあり方についても研究していく。

Ⅴ 人口減少を踏まえた地域の児童福祉人材等の確保

各地域において、「こどもまんなか」を担う様々な児童福祉分野等の人材が、少子化・

人口減少の流れの中で、不足している。また、今後のこどもの育ちの質の向上には多様な人材が児童福祉の分野で活動することが重要である。このため、中長期的な地域の児童福祉人材確保のあり方について、より幅広い経験、バックグラウンド、専門性を持つ多様な人材の活躍を可能とする観点も含め、分野横断的な検討を開始する。

VI 質の高い「令和の日本型学校教育」の推進

こどもの健やかな育ちに向けて、学校教育の重要性は論を待たない。「令和の日本型学校教育」の着実な推進に向け、質の高い、深い学びを実現し、多様な子どもたちを包摂するため、子どもたちの意見も踏まえながら次期学習指導要領等の検討を着実に進めていく。また、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える重要な存在である教師を取り巻く環境整備を一体的・総合的に進めるとともに、地域全体で子どもたちの学びと育ちを保障する社会の実現を目指し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。さらに、家庭の経済状況に関わらず、誰もが質の高い教育を受けることができるよう、切れ目のない教育費の負担軽減に取り組む。

VII 全ての子ども・若者たちの居場所の確保

「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを推進する。

令和6年12月に策定した「放課後児童対策パッケージ2025」を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童のより詳細な状況を把握し、できる限り早期に解消を図り、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための施策を進める。放課後子供教室をはじめ、教育と福祉が連携しながら、学校施設の積極的な活用を進める。

また、子ども食堂等に対する支援や生活に困窮する子育て家庭への学習支援をはじめとして様々な困難に直面する子どもたちに対し地域で支援を行っている取組を推進し、各種施策との連携を促すことで、こどものニーズに対応した居場所が地域で確保されるよう継続的に推進していく。

VIII 「加速化プラン」の本格実施等

令和7年度は、児童手当の抜本的拡充の満年度化や「こども誰でも通園制度」の制度化等、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を本格的に実行に移す。これらの新たな施策の実現のために導入する支援金制度については、制度の趣旨について国民に周知を図りながら、施行に向けた準備を進め、令和8年度から着実に実施する。

併せて、少子化対策には、子育て支援等にとどまらない幅広い対応が必要となることを踏まえ、(3) VIIに掲げるEBPMを推進するとともに、参照する指標を明確化した上で、こども家庭庁が司令塔機能を発揮しつつ、関係省庁において更なる施策を検討す

る。その際は、子育てに関する費用負担の分析等を行いつつ、予算措置だけでなく、税制措置も含めて検討する。

IX 働き方・仕事のあり方の強力な改革

令和7年度においては、育児休業給付の拡充による両親がともに育児休業を取得した場合の手取り10割相当の支給や子育てのために時短勤務した場合の賃金の10%の支給などに取り組む。他方、現在の様々な働き方の慣行等を着実に改善していかなければ、若者たちの人生選択の幅は狭まるばかりであり、またこどもの健やかな発達と発育の為にもならず、子育て当事者たちが、希望通り、楽しく子育てしていくことも難しくなっていく。少子化対策の観点からも、地方における取組も含め、

- ・長時間労働の是正やテレワーク等の勤務環境の更なる改善
- ・育児休業の取得促進
- ・男女間の賃金差異の解消をはじめとする女性活躍の更なる推進
- ・固定的性別役割分担意識の解消

など、(3)Ⅱの取組と一体的に、更に強力な働き方・仕事のあり方の改革を、内閣府、こども家庭庁、厚生労働省をはじめ、政府一丸となって、官民連携しながら推進する。

X 若い世代が自分の人生を選ぶためのライフデザイン（将来設計）支援等

若い世代のライフデザイン（将来設計）を支援し、人生の選択の幅を広げられるように取組を進める。「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の最終報告も踏まえ、民間企業等とも連携を図りながら、若い世代に向けたライフデザイン支援の取組を推進する。また、地域の実情に応じた活用を推進するため大幅に要件緩和した「地域少子化対策重点推進交付金」を有効に活用するといったことを通じ、地域におけるライフデザイン支援や官民連携した結婚支援の取組を後押しする。

また、ライフデザインを考えていく上でも重要な要素となるプレコンセプションケアについて、発達段階に応じて適切に正しい知識を習得することが必要であり、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、具体的な取組に繋げるとともに、卵子凍結に関して、知見の収集や正しい知識の普及に係る環境整備を行う。

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

I こども・若者の社会参画・意見反映の推進

こども・若者の社会参画・意見反映は、こども・若者の主体性を高めるとともに、こども・若者のニーズを把握し施策の実効性を高めることにもつながる。徐々に社会全体に取組が拡大しつつあるが、引き続き国や地方公共団体の取組を推進していく。特に「こども若者★いけんぷらす」をはじめ、各府省庁における政策へのこども・若者の意見反映の取組を強化する。

併せて、令和7年3月にこども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会がとりまとめた「こども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的

な考え方について」をより積極的に周知し、審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用促進やこども・若者委員が議論しやすい環境づくりを推進するとともに、進捗状況を調査・公表する。

このような取組を通じて、こどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することを期待するとともに、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運醸成をしていく。

II こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた取組の強化

「こどもまんなかアクション」等の取組を通じて、官民連携してこども・子育てに関する社会全体の意識改革を更に推進する。併せて、気運醸成実行計画基本方針に基づく社会の気運醸成に向けた取組も推進する。また、各企業のこども・子育てにやさしい環境づくりの取組を見える化し、その成果を就労や投資の場面でも積極的に活用するよう促すため、関係省庁と連携し、企業サイド及び労働・金融分野の関係者との対話を深めつつ、指標の開発、開示との連携やガイダンスについて具体的な取組の枠組みについて検討を行う。

III こどもの権利の普及啓発・権利救済の取組拡大

官民共催キャンペーンの「こどものけんりプロジェクト」をはじめとして、こどもの権利に関する普及啓発を更に進めるとともに、地方公共団体におけるこどもオンブズパーソン等の相談救済の取組について、令和6年度の調査研究結果等も踏まえた更なる調査研究を実施しつつ、各地域における取組の充実・推進に向けた検討を進めていく。

IV こども視点での防災・災害対応

「こども視点での防災」を積極的に推進する。具体的には、災害時における障害児、医療的ケア児を含むこどもの居場所づくりを推進するとともに、こども・若者の意見反映の手法や課題の調査研究等を進め、併せて「被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）」の充実を図る。こうした知見を各種の計画や手引き、ガイドライン等への反映等を通じて全国に共有し、全国津々浦々に「こども視点での防災」を推進していく。こどものこころのケアも推進するとともに、災害対応のための必要なハード整備や、授乳の環境整備等、障害児、医療的ケア児を含め安心して避難生活を過ごせる体制整備等も推進する。

V 犯罪等からこども・若者を守る取組

こどもの安全・安心をしっかりと守り抜くため、令和6年9月にこども家庭推進会議が決定した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」を推進するとともに、青少年のインターネット利用に関する課題と論点を整理した上で、関係省庁と連携して青少年保護に向けた取組を強化する。

青少年が「闇バイト」に加担することを防止すべく、政府一丸となって、普及啓発や相談体制の整備などの対策を進める。

学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）については、令和8年12月の施行期限に向けて、関係府省庁による「こども性暴力防止法施行準備委員会」及びこども家庭庁の有識者検討会を設置し、令和7年内を目途に必要な下位法令、ガイドライン等を定められるよう、検討を進める。また、その円滑な施行のため、新システムの開発、執行体制の確立、相談体制の構築等を図り、十分な周知・広報を行っていく。

また、改正児童福祉法（令和7年法律第29号）等により創設される保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みの適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進め、保育所等の安心・安全な環境の確保を更に進める。

令和3年8月に関係省庁連絡会議で決定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の改定作業を進め、こどもへの暴力の撲滅を推進する。

VI こども政策DXの推進

子育てに関する様々な手続を簡素化し、子育て当事者の利便性向上や負担感の軽減、子育て関連事業者・地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、保育や母子保健など子育て分野におけるこども政策DXについて、引き続き推進していく。潜在的に支援が必要なこども・若者を早期に把握するデータ連携の取組も推進する。

VII EBPMの強化

大綱別紙2中の指標等のうち、客観的で定量的なデータを活用して、こども施策の重点的な領域における検証可能な目標・指標を設定する。また、主要施策については、外部の専門的知見を取り込みながら、リサーチデザインの設計を行った上で、調査分析を行う。こうしたEBPMを毎年度の予算要求・編成作業と一体的に取り組み、検証・評価を念頭に置いた目標追求型の主体的な政策プロセスを確立する。

特に少子化対策に関しては、EBPMの観点から専門家と連携した定量的な効果検証を行うとともに、当事者の意識調査、出産・子育てをめぐる費用、給付、税及び社会保険等に関するデータの整理、諸外国における少子化対策の状況把握、地域における効果的な実践事例の収集等を継続的に実施するほか、これらの成果も踏まえて「少子化対策KPI」も活用・改善しながら検証・評価を進める。

VIII 広報・情報発信の強化

こども施策は着実に施策を実施するだけでなく、必要な方々に必要な情報がタイムリーに届かなければ、施策の効果が上がらないことから、施策の対象者に届きやすい方法や媒体を選びながら、SNSなどを積極的に活用し、丁寧かつきめ細やかな広報・情報発信を重ねていく。また、誤解に基づく情報の拡大を防ぎ建設的な政策議論に繋げるためにも、正確かつ分かりやすい情報発信を進める。

第2章 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

(こども大綱 p. 15)

※こどもの権利条約…こども家庭審議会における児童の権利に関する条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、同条約を「こどもの権利条約」と記載。

(こども・若者の権利に関する普及啓発)

こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発

全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、こどもの権利条約にのっとり、

- ・全てのこどもが生命に対する固有の権利を有すること。こどもの生存・発達を可能な最大限の範囲において確保すること
- ・こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が主として考慮されること。
- ・こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、おとなはその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること
- ・全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けないようにすること

といった基本原則を、今一度、社会全体で共有することが重要である。これを踏まえ、以下の取組を行う。

こども・若者向けには、こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレット（やさしい版）や動画（やさしい版）等を活用し、こども基本法及びこどもの

権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であること、意見表明等について、分かりやすい発信に取り組む。

また、学校や家庭での学習を念頭に、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨・内容について、小・中・高等学校のこどもや教員に分かりやすく伝える教育コンテンツを、文部科学省等と連携しながら作成、周知する。同コンテンツや、こども基本法を周知するために作成したクイズ動画等を活用し、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等にいるこどもに対して、こども家庭庁職員等による出張講座の開催に向けて取り組む。【こども家庭庁、文部科学省、関係省庁】

おとなや広く社会に向けたこども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発

こどもの権利条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を説明した、こども基本法のパンフレットや動画を、こども家庭庁ホームページや各種シンポジウム、イベント等で配布・紹介すること等を通じて、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて、広く発信する。また、こども・若者も参加するシンポジウムの開催や、一般向けのリーフレットといった啓発素材の作成・周知等を通じて、民間団体等と連携しつつ、更なる周知啓発に取り組む。併せて、日本ユニセフ協会との共催キャンペーンである「こどものけんりプロジェクト」を推進する。【こども家庭庁】

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等にいるこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなには、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、一層の情報共有を図るとともに、関係省庁等と連携しながら、研修などを通じて、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて更に周知を図っていく。【こども家庭庁】

こどもの権利条約に関する認知度の把握

こども基本法第15条及びこども基本法制定時の附帯決議を踏まえて令和5年度に実施した、こどもの権利条約の趣旨や内容についての認知度調査と同規模の認知度調査をおおむね3年毎を目途に実施するなどして定期的に認知度を把握する。【こども家庭庁】

学校教育における人権教育の推進

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究を行い、「人権教育アーカイブ」も活用しつつ、それらの成果や人権教育の指導資料、教材、実践事例等の普及を行う。また、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、こどもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、学校内でこども基本法等の趣旨を踏まえた対応がなされるよう、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図る。【文部科学省】

人権啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待等に関し、「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、啓発動画の配信、「全国中学生人権作文コンテスト」やこどもの人権問題に関する意識を啓発するインターネット広告を実施す

るなどしており、今後は、地域学校協働活動として、地域住民と一体となった各種啓発活動も行うことを予定している。【法務省】

(こどもの権利が侵害された場合の救済)

相談救済機関の調査研究、実態把握及び事例の周知

令和6年度に実施した、こどもの権利擁護に関する調査研究の結果を踏まえ、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関等の事例の周知を図るとともに、地方公共団体の取組の更なる後押しに向けた調査研究を行う。【こども家庭庁】

「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」等を開催し、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関が、相互に取組実態や事例について、情報交換を行う場を設ける。【総務省】

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

(こども大綱 p. 16)

(遊びや体験活動の推進)

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえた

「遊びと体験」の推進

「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく取組を推進するため、こども・若者や企業など幅広い層

に向けた本ビジョンの広報・普及啓発を進めるとともに、自治体等の下で「はじめての100か月」の子育て世帯と地域の人々をつなぐ活動を実践する地域コーディネーターの養成に係るモデル事例の創出とその事例の全国展開や、家庭や地域といった環境が「はじめての100か月」のこどもの育ちに与える影響等に関する科学的知見の普及に向けた調査研究に取り組むことで、こどもの豊かな「遊びと体験」を促進する。
【こども家庭庁】

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進する。【こども家庭庁、文部科学省】

児童館における遊びのプログラム開発

全国の児童館等が活用できる遊びのプログラムの開発を行い、成果の広報・普及を行う。その際、令和7年度に改正した児童館ガイドラインの内容を周知するとともに、同ガイドラインを踏まえ、こどもの意見、年齢や発達段階、興味関心等のニーズ、児童館に求められる機能・役割、施設規模等に応じたテーマを設定する。【こども家庭庁】

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進

こどもの農山漁村体験の充実に向けて、関係省庁間の緊密な連携を確保し、受入地域の体制整備、受入地域と小学校等との連携強化、体験プログラムの開発などを総合的に推進する。【内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、環境省】

こども・若者の体験活動の推進

こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を行う。【文部科学省】

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所に設置する国立青少年教育施設において、教育的な観点から、自然体験活動をはじめとする体験活動等の機会や場を提供するほか、こどもの健全育成を推進するため、「子どもゆめ基金」助成事業において、民間団体が実施する様々な体験活動等への支援を行うとともに、こどもの体験活動等の振興を図るため、全国的な普及啓発を行う。また、施設の保守・管理を適切に実施し、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の整備等を進める。【文部科学省】

学校における体験活動の推進

こどもの豊かな心や創造性を育むため、学校における自然体験、農山漁村体験活動等の様々な宿泊体験活動の実施を推進する。【文部科学省】

自然体験等の体験の機会の確保・充実に向けた取組の推進

こどもを含めたあらゆる人たちが、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号。以下「環境教育等促進法」という。）に基づき都道府県知事等から認定を受けた「体験の機会の場」の活用を通じて、質の高い体験活動を行うことができるよう周知・啓発を行うほか、認定を受けた民間事業者を対象とした研修や地方公共団体の担当者を対象とした会議等を通じて、体験プログラムの充実や認定手続の円滑化等に取り組む。【環境省】

こどもたちが地域の自然を理解し、自然の中で生きる力を育めるよう、国立公園等で働くレンジャー（国立公園管理官・自然保護官等）の仕事体験の機会を提供するほか、国立公園等において様々な自然ふれあいプログラムを実施する。【環境省】

森林づくり、木育の推進

植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動の実施など森林環境教育を推進する。また、行政、木材関連団体等による木材や木製品と触れ合う機会の提供等を通じて、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進する。【農林水産省】

こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実

こどもたちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。そこで、全国各地の小学校・中学校等に文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣し、こどもたちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施し、こどもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養う。【文部科学省】

小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。【文部科学省】

こどもたちに対して、各地域における茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽を継承し、発展させるため、計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供するほか、多くのこどもたちが、各地域においてオペラ、バレエ、クラシック、歌舞伎、能楽、演劇等、本格的な舞台公演に触れることにより、豊かな想像力を涵養するため、18歳以下のこどもが無料で鑑賞できる劇場・音楽堂等で行われる舞台公演を支援する。【文部科学省】

読書活動の推進

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）及び第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年1月24日文部科学省決定）に基づき、図書館・学校図書館の機能強化や活性化に向けた特色ある先導的な取組に関するモデル事業、司書教諭の養成や「子ども読書の日」の普及啓発等を通じて、読書活動の総合的な推進を図る。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」（令和2年7月14日文部科学省・厚生労働省決定）に基づき、学校司書等の支援人材に対する研修や図書館関係者が連携した取組を支援し、その取組の成果を全国に普及することで、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。【文部科学省】

児童福祉文化財の推進

こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。【こども家庭庁】

(生活習慣の形成・定着)

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

こどもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題として、こどもの生活リズムの向上を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携し、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の好事例の収集・横展開を行うなど、こどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進する。【文部科学省】

「健やか親子21」による全国的な普及啓発の推進

乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、こどもが食生活を始めた基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、社会全体に向けた普及啓発として「健やか親子21」のウェブサイトにおいて、母子保健に係るコンテンツを包括的に情報発信していく。【こども家庭庁】

食育の推進

第4次「食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に基づき、こどもに対して地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するとともに、食育推進全国大会や食育活動表彰等を通じて情報発信を行うことで、食育への理解促進を図る。第4次食育推進基本計画において定めている目標の達成状況を踏まえつつ、食育推進会議において次期食育推進基本計画を令和7年度末に作成する。【農林水産省、文部科学省、こども家庭庁、関係省庁】

(こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

(こども大綱 p. 16)

(こどもまんなかまちづくり)

こども・子育て支援環境の充実化・導入

こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において、こどもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所、バリアフリー施設といった環境整備を総合的に推進する。また、全国の「道の駅」において、24時間利用可能なベビーコーナーや妊婦向け優先駐車スペースなどの子育て応援施設の整備を推進する。【国土交通省】

こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を支援するとともに、都市公園におけるルールの見直し等により柔軟な利活用に取り組んでいる好事例のノウハウ共有・横展開を図る。【国土交通省】

通学路等の安全性の確保

通学路等において、歩道や防護柵の整備、ハンプ等の物理的デバイスの設置等を推進し、こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。また、教育委員会、学校、警察、道路管理者等で連携し、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施やPDCAサイクルに基づいた対策の改善・充実等の継続的な取組を支援する。【国土交通省】

こどもをはじめとする地域住民の移動手段を確保

買い物・通院・通学といった日常生活に必要な不可欠なサービスへのアクセスなど、こどもをはじめとする地域住民の移動手段を確保するため、地域の多様な関係者の連携・協働を促進し、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインを全国的に展開する。【国土交通省】

公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化等

都市公園や道路、公共性の高い建築物等、鉄道等の公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の改善・解消、エレベーターの設置、妊婦や子育て世帯にやさしいトイレの整備、授乳室の設置などバリアフリー化を推進し、あわせてICTを活用した分かりやすい情報提供を行う。【国土交通省】

こどもが親しめる水辺空間の実現

河川に近づきやすい親水護岸やスロープの整備等により良好な河川空間を創出し、家族連れで水や生物と触れ合う場を提供するとともに、河川の環境教育や水難事故の防止に向けた安全教育、川の指導者育成を推進する。【国土交通省】

子育て世帯等に関する住宅支援の実施

子育て環境の優れた公営住宅等の公的賃貸住宅や、子育て世帯に向けた民間の空き家等の活用を進めるとともに、住宅金融支援機構が提供する全期間固定金利の住宅ローンを対象としたこどもの人数に応じた金利引下げの実施などを通じて、住宅支援を実施する。【国土交通省】

(こども・若者が活躍できる機会づくり)

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

(こども大綱 pp. 16-17)

(自国文化・異文化理解、国際交流等の推進)

こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実【再掲】

国際理解教育の振興

各学校において異文化や多様な価値観への理解を深められるよう、先進的な地方公共団体（教育委員会）の好事例等の情報提供や国際理解教育に関する専門的事項についての調査の実施などを行うとともに、それらを踏まえて、今後の国際理解教育の在り方を検討する。【文部科学省】

学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進

外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、AIを英語の授業等で活用するモデル構築、生徒の英語力の地域間格差の解消や教師の英語力・指導力の向上等、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を図る。【文部科学省】

留学生交流・教育の国際化の推進

グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への気運を醸成する取組を推進する。【文部科学省】

諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上等の観点から、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図る。このため、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対す

る奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進する。【文部科学省】

留学モビリティの拡大に加え、大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を推進する。また、教育の海外展開による留学生誘致や、地域と共に国際化を図ることにより、留学生が定着しやすい多文化共修キャンパスの整備を進める。【文部科学省】

青年国際交流事業の実施による人材育成

日本青年を国際社会・地域社会で活躍する次世代グローバルリーダーに育成することを目的に、世界的な社会課題についてのディスカッション能力や国際社会での実践力の向上を図るため、「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業、国際社会青年育成事業等の各種の育成交流事業を実施する。【内閣府】

国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流

国際的な視野を養うため、こども・若者に対し、国内外における共同体験を伴う異文化交流や意見交換等の機会の充実を図る。【文部科学省】

(持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進)

持続可能な開発のための教育 (ESD) の推進

第4期「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)及び学習指導要領に基づき、各学校段階において、ESDの目的である「持続可能な社会の創り手」を育むとともに、我が国がESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクールを中心に、国内外の学校間の交流や好事例の発信等の活動の充実を図る。【文部科学省】

全国及び各地方(8ブロック)の「ESD活動支援センター」の運営により、ESDを全国的に推進するためのネットワークを形成し、多様な主体が参画・連携してESD活動に取り組む地域拠点等への支援及び連携した取組を行う。また、環境教育等促進法に基づく基本方針の変更(令和6年5月14日閣議決定)を踏まえ、ESD活動支援センター等による中間支援機能の充実を図る。【環境省、文部科学省】

「全国ユース環境活動発表大会」を開催して、環境活動と交流を促進し、ユースの主体的な取組の促進やユースの声が脱炭素・SDGsの実現に向けた社会・施策に生かされる環境づくりを推進する。【環境省】

(理数系教育、アントレプレナーシップ教育(起業家教育)、STEAM教育等の推進)

学校における理数系教育の推進

こどもたちが科学へ興味・関心を持つことができるよう、学習指導要領に基づき、観察、実験などを行うことを通じて科学的に探究する学習活動を充実する。併せて、実験器具などの理科教育設備の整備や、観察実験アシスタントの配置に係る支援を実施する。【文部科学省】

スーパーサイエンスハイスクール(SSH)支援事業において、将来社会を牽引する科学技術人材が育

つよう、先進的な理数系教育や文理融合領域に関する研究開発を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定し支援するとともに、指定校と地域の学校等との連携の円滑化やこれまでの研究開発の成果普及を進めるためコーディネーターの配置を推進する。【文部科学省】

突出した意欲・能力を持つこどもが最先端の探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育を受けられる機会の創出

次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）において、突出した意欲や能力を有する小中高生を対象に、その能力の更なる伸長を図るために、最先端の探究・STEAM、アントレプレナーシップ教育を受けられる育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を支援する。【文部科学省】

アントレプレナーシップ教育（起業家教育）の推進

スタートアップ創出の基盤となる人材の量や多様性が増えるよう、スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に高校生等へのアントレプレナーシップ教育プログラムの着実な実施を進める。さらに、優れた取組やノウハウの共有を行う拠点都市間のネットワーク構築を促進する。【文部科学省】

高等専門学校においても、高い技術力を活かし、高等専門学校間の連携を図るとともに、アントレプレナーシップ教育を推進する。【文部科学省】

STEAM教育の推進

こどもたちの探究的な学びをサポートするSTEAM教育コンテンツの普及促進等を通じ、STEAM教育を推進する。【経済産業省】

各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくため、学習指導要領を踏まえ、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実を図るとともに、初等中等教育段階における探究・STEAM教育の強化を図るため、「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」を踏まえ、日本科学未来館やサイエンスアゴラ等の対話・協働の場等を活用したSTEAM機能強化や地域展開等を推進する。また、探究・STEAM教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・こどもをつなぐポータルサイトとして構築した「サイエンスティーム」により、探究・STEAM教育に資する情報発信を行う。【文部科学省】

（特定分野に特異な才能のあるこどもの応援）

特定分野に特異な才能のあるこどもに対する指導・支援

特異な才能のあるこどもについて、学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばす。そのため、学校と学校外の機関が連携した特異な才能のあるこどもの特性に応じた学習・支援プログラムの提供等の在り方や、地域及び全国単位における望ましい相談支援体制の在り方についての実証研究を通じた実践事例の蓄積等に総合的に取り組む。【文部科学省】

（在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援）

ガイドブック・ポータルサイトの更新及び拡充

在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、やさしい日本語を含む19言語※で公開しているところ、これらの更新・拡充を図っていく。【法務省】

※日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語、ロシア語、フランス語

幼児教育・保育の無償化並びに高校及び大学等の修学支援制度について、広報、周知する取組の推進

外国籍等のこどもの日本語学習機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化及び高校の修学支援制度について広報、周知する取組を関係省庁が連携して推進する。また永住者の在留資格を持つ者等を対象とした大学等の修学支援についても、広報、周知する取組を実施する。【法務省、こども家庭庁、文部科学省】

外国人等に対する日本語教育の推進

外国人のこども・若者を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを行う事業を推進する。また、こども・若者に対する日本語教師の研修を含めた現職日本語教師のキャリア形成に必要な研修を専門機関で実施し、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進する。【文部科学省】

外国人のこども・若者等への教育の充実

帰国・外国人のこども・若者等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等ICTの活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育を始めとした支援の充実など、地方公共団体の外国人のこども・若者等の教育の充実に係る取組に対して支援する事業を実施する。また、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人のこどもの就学を促進するため、地方公共団体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導等に係る地方公共団体の取組に対して支援する。【文部科学省】

外国人のこども・若者等に関する教育の専門家からなるアドバイザリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。そのほか、全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人のこども・若者等の教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。【文部科学省】

外国人のこども・若者等に関する状況調査の実施等

外国人のこどもの就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。【文部科学省】

外国人のこども・若者のことばの力を評価し、一人一人のこどもに応じた学習・指導計画を立てるために作成した能力記述文（Can-Do）及び対話型アセスメント（DLA：Dialogic Language Assessment）の改訂等について、学校等において活用が推進されるよう周知・普及に努める。また、外国人の子ども・若者の実態把握が十分に行われていない散在地域において、教育委員会と関係機関が連携し体制を構築するとともに、ICTを活用した実態把握ができるよう、オンラインアセスメントマニュアルの周知・普及に努める。【文部科学省】

（こども・若者の可能性を拓げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

（こども大綱 p. 17）

（教育を通じた男女共同参画の推進）

教育を通じた男女共同参画の推進

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を構築するため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。【文部科学省】

学校において、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識の解消への理解を深める教育を推進するための教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料を授業等で活用するよう促す。【文部科学省】

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について、未就学児の教育現場で活用できる教育プログラム開発と保護者向けの啓発資料を作成する。

【文部科学省】

教育委員会や学校等に対し、初任者研修や校内研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促す。【文部科学省】

(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等)

性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応の推進

学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進める。【文部科学省】

人権擁護活動の実施

法務省の人権擁護機関において「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、各種人権啓発活動を実施する。また、法務省の人権擁護機関が設置する相談窓口においては、性的マイノリティの方々からの相談も受け付けており、人権侵害の疑いを認知した場合には、相談者の意向に応じ、人権侵害事件として調査を行った上、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

相談支援の実施

一般的な生活上の悩みを始め、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談を受け付ける24時間365日無料の電話相談窓口において、性的マイノリティに関する相談にも対応する。【厚生労働省】

(理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組)

理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組の推進

女子中高生の理系進路選択支援プログラムにおいて、理工系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進する。【文部科学省】

理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、大学の体制整備支援を通じて促進する。【文部科学省】

(固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信)

固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、令和3年度から実施している調査の結果を踏まえた取組を着実に実施するとともに、地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップ等の啓発活動により、情報を発信する側の無意識の思い込み（アンコン

シャス・バイアス)の解消と、性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、さらには経営層の意識改革と理解の促進を図る。【内閣府】

固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信を進める。【内閣府】

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの利活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(成育医療等基本方針)に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

(こども大綱 pp.17-18)

(妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供)

プレコンセプションケアの推進

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組である。気運醸成実行計画基本方針も踏まえ、関係省庁や関係機関と連携し、政府一丸となって、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、社会全体での認知度向上と支援体制の整備等に取り組んでいく。

また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。あわせて、栄養管理等を含めた生活習慣と健康管理に関する知識や、葉酸摂取や禁煙の重要性などの妊娠と出産に向けて特に重要と

なる知識等のプレコンセプションケアの情報発信等を図る。【こども家庭庁、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進【後掲】

特定妊婦等に対する支援の強化【後掲】

産前産後の支援の充実と体制強化【後掲】

こども家庭センターの体制整備【後掲】

妊婦のための支援給付【後掲】

周産期医療体制の整備【後掲】

小児医療体制の整備【後掲】

(フェムテックの利活用に係る支援)

フェムテック等の利活用を通じた女性の就業継続支援

生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するフェムテックの利活用等の促進を通じ、その効果を検証しつつ、月経、妊娠・出産、不妊、産後ケア等の健康課題を抱える女性の就業継続支援を行う。【経済産業省】

(成育医療等に関する研究等の推進)

国立成育医療研究センターにおける「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築等

国立成育医療研究センターに設置された「女性の健康総合センター」において、女性の健康や疾患に関する病態の解明と予防及び治療に向けた研究を含む成育医療等に関する研究等を推進する。【厚生労働省】

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等の推進

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持つ国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図る。あわせて、令和6年度より、国立成育医療研究センターを含む全国の拠点病院に設置された妊娠と薬外来と性と健康の相談センターが連携し、基礎疾患を持つ妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を行う。【こども家庭庁】

(「健やか親子21」を通じた普及啓発)

こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）」に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組の一環として、特設ウェブサイトにおける、母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツの社会全体に向けた情報発信を継続する。また、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組の普及を図るため、「健やか親子21全国大会」を定期的で開催し、当該取組を推進している個人・団体・地方公共団体・企業の表彰を行う。【こども家庭庁】

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、関連イベントでパンフレットを配布するなど、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容やそれを踏まえた具体的な行動の在り方に関する広報を実施する。【こども家庭庁】

（健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化）

母子保健のデジタル化の推進

令和4年度に厚生労働省で開催された検討会を踏まえ、産後ケア事業等の情報を標準化し、マイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡充していく。【こども家庭庁、厚生労働省】

妊婦健診等の母子保健情報の情報連携として、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して、事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組について、複数の地方公共団体で実証事業を実施しているところ、今後、情報連携の対象となる母子保健業務及び実施する地方公共団体を拡大し、住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。【こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省】

電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和6年度に電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会において、課題と対応を整理した「とりまとめ」を踏まえ、令和7年度にガイドライン等を策定し、令和8年度以降の全国展開を目指し、必要な対応を行う。【こども家庭庁、厚生労働省】

妊婦等包括相談支援事業において、妊娠初期、出産前、出産後の面談の他にも、アプリやSNSを活用した情報発信や、妊婦等の状況に応じてオンライン等を活用した随時の相談支援を行うなど、デジタル技術を積極的に活用するほか、面談等の実施記録や妊婦のための支援給付の支給記録に係る地方公共団体間での情報連携について、デジタルを活用した情報連携システムの構築の検討を進める。【こども家庭庁】

学校健康診断情報の電子化の推進

政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りながら、令和5年度作成の導入マニュアル等を活用しつつ、学校や設置者に対する伴走型支援を実施するなど、マイナポータルを通じて学校健康診断情報を閲覧できる仕組みの安定的・効率的な実施を推進する。【文部科学省】

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費

助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

(こども大綱 p. 18)

(慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたり身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費助成を行う。幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害しているこども等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。【厚生労働省】

(こどもホスピスの全国普及に向けた取組)

「こどもホスピス」に関する調査研究の実施

令和6年度の調査研究事業において、生命を脅かされている状態(LTC: Life-Threatening Conditions)にあるこども当事者の声を集めた結果、年齢や疾患等を問わず、日常を生きるこどもとして、一人一人の固有の思いや願いがあることが明らかとなり、多様な者が協働してサポートしていく必要性が示唆されたことを踏まえ、こどもに関わる身近な友人やおとなに対して、こどもの願いや必要なサポート等を効果的に情報発信し、こどもホスピスの取組を全国に普及するための効果的なツール作成を検討する。【こども家庭庁】

「こどもホスピス支援モデル事業」の新設

都道府県等がNPO法人や民間団体、医療機関等と連携し、生命を脅かされている状態(LTC: Life-Threatening Conditions)にあるこどもとその家族の実態や支援の課題を協議し、管内の実態把握や、地域型こどもホスピス(主たる財源を寄付や助成金等に頼るもの)への支援に対しても補助を行うためのモデル事業を実施、モデル自治体ごとの課題等を把握する。【こども家庭庁】

(4) こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたち

の将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの

貧困に対する社会の理解を促進する。

(こども大綱 pp. 18-19)

(教育の支援)

幼児教育・保育の無償化【後掲】

生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業

貧困によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、きめ細やかで包括的な支援を行う。【厚生労働省】

子どもの進路選択支援事業

被保護世帯の子ども及び当該子どもの保護者に対し、アウトリーチ等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行う。【厚生労働省】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子ども特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、学校や放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもに対し、児童館・公民館・民家等において、学習支援を行うことにより、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの生活の向上を図る。また、大学等受験料、模試費用の補助を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするとともに、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。【こども家庭庁】

義務教育段階の就学援助の実施

学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が義務教育段階における就学援助を実施しており、国においては、国庫補助事業を実施するほか、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査・公表することで、各市町村における就学援助の適切な運用を促すとともに、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。【文部科学省】

高校生等への修学支援による経済的負担の軽減

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料を支援する高等学校等就学支援金制度等を着実に実施する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の高校生等に対する支援として創設された高校生等奨学給付金についても、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。さらに、高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等に入学して学び直す者に対する修学支援を実施する。あわせて、これらの修学支援が必要な世帯に利用されるよう、高等

学校等就学支援金と高校生等奨学給付金のリーフレットを一体で配布するなど、生徒等やその保護者と関わる機会の多い教職員に対しての情報提供も含め、周知等に取り組む。【文部科学省】

高等教育費の負担軽減【後掲】

進学・就職準備給付金

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を助長するため、大学等に進学する際や就職して自立する際に、進学・就職準備給付金を支給する。【厚生労働省】

大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置

生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するため、平成30年度から、自宅から大学等に進学する者を世帯分離したときに住宅扶助費の減額をしない措置を行う。【厚生労働省】

高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けられるための学習相談及び学習支援並びに就労支援等を地方公共団体において提供・実施する。併せて、事業の全国展開を見据え好事例のノウハウ共有・横展開を図る。【文部科学省】

国立青少年教育振興機構における「青少年の『自立する』力応援プロジェクト」を通じた体験や遊びの機会の確保

こどもの体験の機会の格差が生じないようにするため、困難な環境にあるこどもを対象に、「生活・自立支援キャンプ」の実施や「子どもゆめ基金」助成事業における経済的負担の軽減など、こどもたちの生活習慣の確立や体験活動の充実のための支援を行う。【文部科学省】

(生活の安定に資するための支援)

円滑な食品アクセスの確保の推進

貧困の状況にあるこどもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセスの確保を図るため、フードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供を円滑にする地域の体制づくりを推進するとともに、フードバンク・こども食堂等の機能強化に向けた支援を行う。加えて、関係省庁が連携し、食品アクセスの確保に関する支援策を取りまとめ、その活用を促進するほか、先進的な事例やノウハウの収集・普及を通じて、政策効果の更なる波及を促進する。【農林水産省、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、厚生労働省】

こどもの生活支援の強化

多様かつ複合的な困難に直面しているこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける等の取組を

通じて、支援を必要とするこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制を強化する。【こども家庭庁】

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

ひとり親家庭等が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図る。また、離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。さらに、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対する住宅の借上げに必要となる資金の貸付けを推進する。【こども家庭庁】

生活困窮者自立支援制度

子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定に資するための支援として、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体に相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向け、以下の各種支援を実施する。

- ・住居確保給付金（就職のために住居を確保する必要がある者に対し、就職活動中に家賃相当額を原則3か月、最大9か月支給。家計改善のために新たな住居を確保する必要がある者に対し、転居費用を支給。）
- ・就労準備支援事業（生活リズムが崩れている、他者とコミュニケーションを取ることが難しいなどの理由により直ちに一般就労を行うことが困難な者に対し、日常生活での自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得まで一貫した支援を実施。）
- ・認定就労訓練事業（認定を受けた社会福祉法人等の自主事業として、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対し、その者の状況に応じた支援付き就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力向上のために必要な訓練等を実施。）
- ・家計改善支援事業（生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援。）
- ・居住支援事業（住まいに困難を抱える生活困窮者に対し、一時的な衣食住の提供や、地域で安定した生活を送れるよう、一定期間の見守りや生活支援を提供。）
- ・子どもの学習・生活支援事業（再掲）

また、地域の関係団体等と連携し、協働して地域づくりを行いながら、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげる。【厚生労働省】

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

被保護者に対する就労支援

被保護者就労支援事業において、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。【厚生労働省】

被保護者就労準備支援事業において、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、令和7年度から、生活困窮者向けの就労準備支援事業を生活保護受給者も利用できることとし、事業の利用を促進する。【厚生労働省】

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活困窮者や生活保護受給者等への就労支援について、ハローワークと福祉事務所等が連携した支援を実施する。【厚生労働省】

ひとり親家庭の就労支援

ひとり親家庭の自立を促進すべく、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや個々のひとり親家庭のケースに応じた自立支援プログラム策定など、きめ細かな支援に取り組む。また、看護師等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）やひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援する自立支援教育訓練給付金による自立促進のための支援を着実に実施するとともに、就職又は転職の準備段階から就職先の決定及び就職後のフォローアップまでの一体的な支援を行うモデル事業を実施し、成果を横展開する。そのほか、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を引き続き行い、自立のタイミングまで継続した支援を行う。【こども家庭庁、厚生労働省】

希望する非正規雇用労働者の正社員転換

より安定した働き方やスキルアップのため、正規雇用で働くことを望む非正規雇用労働者に対しては、キャリアアップ助成金による正社員への転換に取り組む事業主への支援、在職中の非正規雇用労働者に対するリ・スキリング支援やハローワークにおける担当者制によるきめ細かな就労支援を行う。【厚生労働省】

マザーズハローワークにおける就労支援

子育て中の女性等に対する就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置し、求職者の状況に応じた支援を行う。【厚生労働省】

生活が困難な状態にある保護者を含む保護者の就労支援に資する公的職業訓練の実施

ハローワークの求職者のうち、就職のために職業訓練が必要な者に対して無料の公的職業訓練を実施し、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の習得を支援する。また、母子家庭の母及び父子家庭の父の特性に応じたコースを実施するとともに、育児等で時間的制約のある求職者も受けやすいよう、eラーニングコースや託児サービス付きの訓練コース等を実施する。【厚生労働省】

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進【後掲】

育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進【後掲】

長時間労働の是正【後掲】

（経済的支援）

ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭等が、人生の様々な場面において、必要となる資金の貸付けを受けることができるよう取り組む。また、児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図る。【こども家庭庁】

養育費確保支援

離婚前後の父母に対し、養育費・親子交流の取決め等について学ぶ講座の開催や公正証書の作成支援、養育費・親子交流の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援や心理担当職員によるカウンセリング支援、同行支援等を行い、離婚後もこどもが安定した生活を送ることができるよう支援する。【こども家庭庁】

義務教育段階の就学援助の実施【再掲】

高校生等への修学支援による経済的負担の軽減【再掲】

高等教育費の負担軽減【後掲】

(必要な支援の利用を促す取組)

相談支援体制の強化

ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援が受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型の支援体制の構築・強化を図る。また、就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力しつつ、必要に応じて、母子・父子自立支援員が弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行うことで、相談窓口のワンストップ化を図る。さらに、同行支援や継続的な見守り支援等、個々の家庭に寄り添った相談対応を行う。【こども家庭庁】

地域におけるこども・若者支援のための体制整備

子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会との連携を含めた機能向上等に向けた取組を推進する。【こども家庭庁】

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援の充実

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し、生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、生活援助物資をアウトリーチ型で届けることをきっかけとして、更なる相談支援につなげる地方公共団体の取組を推進する。【こども家庭庁】

支援対象児童等見守り強化事業による見守り体制の強化

市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、子ども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とする子どもを把握し支援につなげる体制強化を図る。【こども家庭庁】

教育相談体制の充実

様々な課題を抱える子どもに対し、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置を充実し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進する。また、子どもが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでも悩みを気軽に相談することができるよう、電話・SNS等を活用した教育相談体制の強化を進めるとともに、相談状況を分析し、解決や予防につながるよう取り組む。【文部科学省】

(こどもの貧困に対する社会の理解促進)

官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

こどもの未来応援基金を通じた子どもに寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、「こどもの未来応援国民運動」を推進する。【こども家庭庁】

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

子どもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに

安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

(こども大綱 pp. 19-20)

(障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

経済的支援と質の高い支援の提供

精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当等を支給する。【厚生労働省】

個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、第3期障害児福祉計画に基づく都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備の推進を図るとともに、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容充実を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成・確保等を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。【こども家庭庁】

地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進

児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能を、地域の児童発達支援事業所と協働しながら果たすことができるよう、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図るため、必要な支援を行う。また、障害の有無にかかわらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める観点から更なるインクルージョン推進の取組を進めるとともに、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

第3期障害児福祉計画に基づき、都道府県及び市町村における障害児支援体制の整備が推進されるよう、地方公共団体と連携しながら対応を進めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金により体制整備への支援を行う。【こども家庭庁】

障害児支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

専門的支援が必要な障害児等への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】

医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した

就学移行期から学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進する。【文部科学省】

聴覚障害児について、新生児期からの切れ目のない支援や多様な状態像に応じた支援、家族への支援が適切に行われるよう、地域の支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関が連携して行う教育相談等の取組を推進する。【文部科学省】

強度行動障害を有するこどもの地域における支援体制の整備を進めるとともに、ケアニーズの高いこどもに対する支援が促進されるよう、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁】

逆境的小児期体験による精神的な問題等の様々なこどもの心の問題に対応するため、地域内での医療機関等での連携による支援体制の整備を促進する。【こども家庭庁】

家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等

相談支援や家族支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、都道府県が行う障害児等療育支援事業や市町村が行う障害者相談支援事業、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。【こども家庭庁、厚生労働省】

障害児相談支援及び計画相談支援により、適切な支援やサービスの利用につなげるとともに、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない発達支援・家族支援の取組を進める。さらに、家族支援の充実や関係機関の連携強化の観点から、障害福祉サービス等報酬改定により充実を図った内容を踏まえた取組を進める。一般就労を希望する障害児者に対しては、個々の希望や特性を踏まえたきめ細かな就労支援を実施する。【こども家庭庁、厚生労働省】

発達に特性のあるこどもの個々の状況やニーズに応じた丁寧な支援が行われるよう、地域におけるこどもの多様な発達特性や生活状況等を踏まえた支援の実態把握や、地域の発達支援の入口段階における取組を強化する。【こども家庭庁】

(障害のあるこども・若者の学びの充実)

インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図る。さらに、通常の学級に在籍する障害のあるこどもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等を推進する。同時に、高等学校については、潜在的な対象者も踏まえた通級指導体制も充実させる。あわせて、特別支援学校と小中高等学校等のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設、教師の専門性向上のための施策、新しい学びの実現に向けた環境整備なども含め、特別支援教育の充実に取り組む。【文部科学省】

学校卒業後における障害者の学びの支援推進

「障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現」に向け、障害者の持続的な学びの基盤を整備する。調査研究による現状分析・課題整理に基づき、地方公共団体における実施体制・連携体制を構築するとともに、普及啓発、担い手の育成・確保、多様な実施主体による障害児者の学びを推進する。【文部科学省】

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権

利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。

(こども大綱 pp. 20-21)

(こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進)

こども家庭センターの体制整備

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進する。また、こども家庭センターが、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等のSOSを、こどもと日々の接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談対応体制を整備する。具体的には、こども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会を十分に活用しながら、学校や精神科医療機関、妊産婦等生活援助事業等の各種機関や事業と連携して個々の家庭の状況等に応じて、支援者と支援対象者が共に考えながらサポートプランを作成し、家庭支援事業等による支援に取り組む。【こども家庭庁】

家庭支援事業の推進

子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）において新設した子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう、民間団体等と連携した体制構築事例の横展開を含め、国としても必要な支援を推進する。【こども家庭庁】

(予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援)

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や、若年妊産婦等への支援に積極的なNPO等がアウトリーチやSNSによる相談支援を実施するための支援を行う。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。さらに妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見して、適切な支援につなげる。【こども家庭庁】

(一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援)

一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度に新たに策定した一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）により、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置等の一時保護施設の環境改善を進める。また、こどもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓及び委託先への心理面でのサポートを行う。【こども家庭庁】

こどもの権利擁護の推進

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から児童相談所長等による意見聴取等措置が義務化されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として位置付けられ、意見表明等支援事業も創設されたことから、令和5年度に作成した運用マニュアル等の周知により適切な運用の徹底を図るとともに、こどもの権利擁護に取り組む都道府県等への支援を推進する。【こども家庭庁】

虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備

親からの虐待等に苦しみ、安心・安全な居場所や様々な支援を求める主に10代から20代までのこども・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所（こども若者シェルター）を整備する。また、子ども・若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会等の場を通じて、こども若者シェルターの趣旨や実施する支援への理解を求め、関係機関に対して積極的な連携を促していく。【こども家庭庁】

一時保護時の司法審査の円滑な導入

一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、令和4年改正児童福祉法に基づき、令和7年6月より一時保護時の司法審査が導入されたことから、令和6年度に作成した児童相談所における対応マニュアルの周知等を図り、制度の円滑な導入及び実施に向けて取り組む。【こども家庭庁】

(親子関係の再構築支援)

親子関係の再構築支援の推進

令和4年改正児童福祉法に基づき、令和6年度から親子再統合支援事業が都道府県等の事業として創設されたことを踏まえ、国として令和5年度に作成したガイドラインの周知を図るとともに、親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援の取組を行う都道府県等に対する支援を推進する。また、親子関係再構築支援の取組を行うにあたっては、特に、一時保護や里親委託、施設入所等の措置が行われた子どもが、措置の解除後に安定した生活が継続できるよう、児童相談所と市区町村が十分に連携を行い、適切な支援を行う。【こども家庭庁】

(性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取)

性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上

検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携体制を強化するとともに、検察庁、警察及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、被害者等となった子どもからの事情聴取に先立って協議を行い、検察庁、警察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を、刑事訴追が想定される等必要な場合は全国の現場で着実に連携が図られるように、国として支援を行う。子どもからの事情聴取に際しては、子どもが精神的負担を感じにくい聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を継続して推進するとともに、被害者等となった子どもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、諸外国の参考となる取組等も踏まえた被害事実の聴取に係る高い専門性を有する人材の養成など能力向上を図る。加えて、被害者等となった子どもから最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知に努める。【こども家庭庁、法務省、警察庁、厚生労働省】

A I 訓練ツールを活用した聴取技術の習得等

「子どもからの聴取に関するA I 訓練ツールの開発」事業において開発したA I 訓練ツールを活用しつつ、被害者等となった子どもの負担軽減や供述の信用性担保に配慮した聴取技術を有する警察職員の更なる育成、能力向上を図る。【警察庁】

(こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、資格取得者に期待される役割等、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】

児童相談所の体制強化

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和8年度までに児童心理司を950人程度増員する。また、児童福祉司

については、本プランの見直しに伴い、令和7年度及び8年度の2年間で910人程度増員する。【こども家庭庁】

全国の児童相談所における採用・人材育成・定着支援に向けた仕組みを構築し、事業実施を推進する。
【こども家庭庁】

業務効率化のためのICT化推進

児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化といった児童相談所等における業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報提供を図るシステムを構築する。【こども家庭庁】

教育相談体制の充実【再掲】

(社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

(こども大綱 pp. 21-22)

(社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援)

里親等委託の推進

遅くとも令和 11 年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現するため、里親等委託を推進する。里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進するとともに、里親支援センター等の職員の人材育成、里親における研修受講機会の増加、関係機関の連携体制構築など、里親支援体制の強化等を図ることにより、里親等委託を推進する。

【こども家庭庁】

障害等を有するケアニーズの高いこどもを受け入れているファミリーホームにおける個別対応職員の配置を支援することにより、支援体制を強化するとともに、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の充実を図る。【こども家庭庁】

共働き里親を含めた里親等委託を推進する観点から、里親等に委託した児童が保育所等に通う際に必要となる費用を支援する。また、企業における里親制度の認知度を高めるための広報啓発を実施する。【こども家庭庁】

特別養子縁組の推進

特別養子縁組制度のより一層の活用を促していく観点から、年間 1,000 件以上の特別養子縁組の成立を目指し、最終的に特別養子縁組を希望する夫婦を増やすことを主眼に置いた広報の展開を進めるとともに、民間あっせん機関に対して、効果的な支援体制の構築や職員の資質向上を図るための支援を行う。

【こども家庭庁】

里親支援センターやフォスタリング機関において、養子縁組家庭等に対し、必要な情報の提供、養育に関する助言等の支援を行う。【こども家庭庁】

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

令和 11 年度までに「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育がなされるよう、推進する。また、これまでこどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた施設について、その専門性を、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていけるよう、推進する。【こども家庭庁】

児童養護施設等における人材育成

児童養護施設等において、研修実績や業務内容に応じた処遇や、魅力発信、就業継続支援等により、必要な人材の確保・育成・定着に向けた環境づくりを進める。【こども家庭庁】

児童家庭支援センターについて、こども家庭センターとの連携強化や地域のこども家庭支援の取組を推進するため、地域支援連携担当職員の配置を支援する。【こども家庭庁】

こどもの権利擁護の推進【再掲】

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所が家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づいたケースマネジメントを徹底できるよう、必要な体制構築に向けた取組を推進する。【こども家庭庁】

（社会的養護経験者等に対する支援）

自立支援の強化

令和4年改正児童福祉法に基づき、年齢要件等を弾力化した児童自立生活援助事業を促進するとともに、社会的養護経験者や虐待経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整及び一時的な居住支援を行う、社会的養護自立支援拠点事業を促進する。また、社会的養護経験者等が休日夜間に緊急で一時避難が必要な場合に、社会的養護自立支援拠点等で受け入れ、必要な支援につなぐ。【こども家庭庁】

児童養護施設等入所児童の自立の充実を図る観点から、大学等を受験する際に必要な費用や、退所後、安定的な生活を営むための費用を支弁し、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備を行うとともに、自立した後に社会人として必要となる基礎的なPC等のICTスキルを入所中に取得できるよう支援する。【こども家庭庁】

障害等を有するケアニーズの高いこどもを受け入れている自立援助ホームにおける個別対応職員の配置を支援することにより、支援体制を強化するとともに、安定的な運営を図る。【こども家庭庁】

特定妊婦等に対する支援の強化

家庭生活に困難がある特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う、妊産婦等生活援助事業により、特定妊婦等の支援体制の構築・強化を図る。また、妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有することで、特定妊婦等への理解をより深め、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。【こども家庭庁】

（ヤングケアラーへの支援）

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

（こども大綱 p. 22）

(ヤングケアラーへの支援)

ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、表面化しにくい構造であること等を踏まえ、地方公共団体における実態把握を推進する。【こども家庭庁】

ヤングケアラーを様々な支援に結び付けるコーディネーターの配置等、地方公共団体における支援施策の充実を図る。【こども家庭庁】

令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）において、ヤングケアラーが関係機関等の各種支援に努めるべき対象として法律上明記されたことを踏まえ、関係省庁と連携しつつ、都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）における関係機関等と連携した支援体制の構築を推進することで、支援の普及を図る。【こども家庭庁】

ヤングケアラーについて理解を深めるため、令和4年度から令和6年度に実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、ヤングケアラーに対する正しい理解やこども・若者本人と周囲のおとなの気づきにつながる様々な広報その他啓発活動を行う。【こども家庭庁】

こども家庭センターの体制整備【再掲】

教育相談体制の充実【再掲】

(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策)

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。

(こども大綱 pp. 22-23)

(こども・若者の自殺対策)

自殺総合対策大綱

第4次「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」等を重点的に取り組むとされたことを踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生

労働省、警察庁など関係省庁が連携し、子ども・若者の利用が多いSNSを活用した相談事業の拡充、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進、タブレット等を活用した自殺リスクの早期把握、子どもの自殺危機に対応していくチームの構築など、子どもの自殺対策を更に強化する。【厚生労働省】

「子どもの自殺対策緊急強化プラン」の推進

子どもの自殺対策の司令塔として関係省庁等と連携し、「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」の開催や、2023年6月に同会議で取りまとめられた「子どもの自殺対策緊急強化プラン」の進捗状況の把握等を通じて、同プランに基づく自殺対策を強力に推進する。【子ども家庭庁】

自殺統計原票の確実な作成・集計等子どもの自殺対策の推進

自殺統計原票の確実な作成・集計、自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動、インターネット上における自殺予告事案や自殺誘引等情報に係るプロバイダ等と連携した対応、いじめや体罰、不適切な指導、児童虐待等から子どもを守るための対応等の取組を推進する。【警察庁、文部科学省、子ども家庭庁】

子どもの自殺の要因分析等

令和6年度に実施した、子どもの自殺の要因分析のための調査研究の結果を踏まえ、子どもの自殺問題に取り組む有識者・当事者と連携しながら、子どもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。【子ども家庭庁、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省】

子どもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発

夏休みの集中的な啓発活動・自殺予防週間（9月10～16日）・自殺対策強化月間（3月）において、関係省庁が連携して、子どもの自殺対策に向け、子どもに届くような広報に取り組む。【子ども家庭庁、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進

子どもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できるおとなに相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を少なくとも年に1回実施することを周知徹底する等、自殺予防教育の確実な実施を進める。また、子どもがSOSを出した際に、教員や保護者といった周囲のおとなが受け止められることが求められるため、子どものSOSをどのように受け止めるかについて学ぶ機会の設定などの取組を確実に進める。【文部科学省、厚生労働省】

1人1台端末を活用した取組の促進

1人1台端末等を活用し、子どもの心身の状況把握や教育相談を実施することは、いじめの早期発見・早期対応を可能とし、問題が表面化する前から積極的に支援に繋げていく上で重要であることから、教育委員会等に対して周知を行うとともに、積極的な導入を促進する。【文部科学省】

教育相談体制の充実【再掲】

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及びチャット人権相談などの各種取組を通じ、いじめ、体罰、不適切な指導、虐待、性暴力、保護者の信仰に起因した人権侵害等、こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる。また、これらの人権相談窓口の更なる周知広報を図るとともに、こどもの相談体制強化のための研修の充実を推進する。【法務省】

自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施する。【厚生労働省】

「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ・運用支援

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する。【厚生労働省】

一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けて取り組む。令和4年度より「#9999」を用いた相談ダイヤルの試行を行ってきたところであり、それらの試行の結果を踏まえ、SNSと電話相談の併用・連携、地域の公的支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応の実施など新たな課題にも取り組みつつ、持続可能な仕組みの開発を目指す。【内閣府】

遺された子どもへの支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による遺児等に関する相談体制を充実する。【子ども家庭庁、文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進な

ど、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

(こども大綱 p. 23)

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律及び同法により定める「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」(令和6年9月9日こども政策推進会議決定)に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。特に、こどものインターネット利用の低年齢化が進み、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫しているほか、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きていること等を踏まえ、こどもが加害者にも被害者にもならないよう、同法及び同基本計画によるこどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応を推進する。【こども家庭庁、関係省庁】

こどもを含む幅広い世代のICTリテラシー向上

こどもが安心・安全にインターネットやスマートフォンといった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、学校等の現場での無料の啓発講座である「e-ネットキャラバン」を開催するほか、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法などをまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表し、こどもがインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するためのテスト等を実施する。また、ペアレンタルコントロールによる対応を推進することにより、こどものICT活用のためのリテラシー向上に寄与する。【総務省】

こどもの情報活用能力に関する調査の実施、情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進

プログラミング教育によって育成される資質・能力も含め、「情報活用能力」を構成する要素をこどもがどの程度身に付けているかを測定し、それを踏まえて、今後の情報教育関係施策の改善等に活用していく。【文部科学省】

情報リテラシーの習得支援については、こどもや教員、保護者を対象とした情報モラルに関する情報をまとめたサイトを運用し、動画コンテンツ・啓発資料を発達段階に応じて作成し公開する。場面ごとに様々な問題に取り組め、動画・写真・イラストを見ながら、実践的に学べる問題コンテンツも公開する。学校における情報モラル教育の取組の推進のため教員等を対象とした実践等を含めたセミナー・アーカイブ動画を配信する。【文部科学省】

SNS等に起因する性被害等防止対策の推進

SNS上において、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起・警告のメッセージを投稿する取組を推進する。【警察庁】

SNS事業者等に対し被害実態に関する情報を提供して事業者による自主的な被害防止対策の実施を促進する。【警察庁】

インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関において、インターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用を学ぶための人権教室を実施するほか、啓発冊子の配布や啓発動画の配信などの人権啓発活動を実施する。また、SNS事業者団体等と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設している。【総務省、法務省】

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

(こども大綱 p. 23)

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

「子供の性被害防止プラン2022」の推進

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）は、インターネット上のものも含めたこどもの性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策をまとめ、多角的かつ包括的な対策を総合的に進めることにより、家庭、職域、地域等あらゆる場面において性的搾取等からこどもが守られる社会の実現を目指すものである。本プランに基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図り、各府省庁において施策を推進するとともに、その取組の状況を適宜検証する。【こども家庭庁、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

本プランは、今後5年間を目途に、現行法を前提として、こどもの性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策をまとめたものである。今後、プラン策定から5年を経過した時期に、これを見直すこととする。【こども家庭庁、関係省庁】

こどもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化等

時代とともにこどもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図るとともに、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。【警察庁】

こどもや男性といった多様な被害者を含む性犯罪被害者への適切な対応を行えるよう、警察官等に対する各種研修について、こどもの心理の専門家等や男性が被害者となる事件の捜査・支援の経験を有する職員による講義の拡充、こどもの頃に被害を受けた当事者や男性被害者の声を反映させること等を通じ、その内容を拡充する。【警察庁】

改正刑法等の趣旨・内容の周知

法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開するほか、各種公刊物に改正刑法等の趣旨・内容を掲載するなど広報を推進する。【法務省】

性犯罪・性暴力に対する厳正な対処

検察当局において、こどもや若者に対する性犯罪に対して、改正後の刑法等の関係法令の内容及び趣旨を踏まえ、法と証拠に基づき厳正に対処する。【法務省】

こども・若者の性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化

全国の都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」について、こども・若者向けの広報の強化等により、これまで以上に周知徹底を図る。【内閣府】

地域において、性別を問わず、こども・若者の被害者への支援が充実するよう、ワンストップ支援センターにおける、専門性を持った相談員等の確保・養成、関係機関との連携体制の構築、相談しやすい環境の整備等の取組を進めるとともに、電話相談や面談に加え、メールやSNS等のこどもや若者にとって相談しやすい相談方法の導入が広がるよう、先行事例の共有や都道府県に対する交付金等による支援等を行う。【内閣府】

チャット形式等で相談できる国のSNS相談事業についても、こどもや若者に対する更なる周知を図る。【内閣府】

(生命（いのち）の安全教育の推進)

生命（いのち）の安全教育の推進

こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の教材や指導の手引き、動画教材を学校等の校内研修や授業等において活用するよう促す。教育委員会や学校等に対し、性犯罪・性暴力対策に関する政府の取組や現状など「生命（いのち）の安全教育」の取組を進める上で必要となる情報を適時共有するなど普及啓発を行う。【文部科学省】

学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開の加速化を図るため、学校や教育委員会等の取組事例の普及・啓発を図る。【文部科学省】

「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村等においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の取組を支援する普及展開事業を実施し、令和7年度においては、専門家が相談支援を行うワンストップ支援センターを委託対象に追加するなど取組の充実を図る。【文部科学省】

（こども性暴力防止法を起点とした児童対象性暴力の防止のための総合的な取組の推進）

こども性暴力防止のための総合的な取組

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」について、関係府省庁と連携しつつ、関係者の意見を丁寧に向いながら、その円滑な施行に向けた準備を進める。また、こども家庭庁が中心となり、同年4月にとりまとめた「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」を推進する。【こども家庭庁、関係省庁】

（こども・若者が相談しやすい体制の整備）

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

法務省の人権擁護機関においては、「こどもの人権110番」、「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」、「こどもの人権SOSミニレター」及びチャット人権相談などの各種取組を通じ、いじめ、体罰、不適切な指導、虐待、性暴力、保護者の信仰に起因した人権侵害等、こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる。また、これらの人権相談窓口の更なる周知広報を図るとともに、こどもの相談体制強化のための研修の充実を推進する。【再掲】【法務省】

教育相談体制の充実【再掲】

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

（こども大綱 pp. 23-24）

(有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進)

有害環境対策の推進

子どもを犯罪被害等から守るため、関係省庁等と連携し、子どもや保護者等に対して、インターネット利用や犯罪被害対策に関して正しく理解するための普及啓発活動等を実施する。【文部科学省】

犯罪被害から子どもを守るための取組の推進

教育委員会、学校、地方公共団体、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教室の実施等の犯罪被害から子どもを守るための取組を推進する。【警察庁】

子ども・若者の被害・非行防止に向けた全国強調月間

子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」として設定し、関係機関・団体・地域住民等が相互に協力・連携しながら、地域が一体となった子ども・若者の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、子ども・若者の健全育成について国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。【子ども家庭庁、関係省庁】

通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進

学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係者が連携し、通学路等において、子どもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を、ハード・ソフトの両面から推進するとともに、学校等における交通安全教育の充実を図る。【子ども家庭庁、関係省庁】

登下校時における防犯対策に関し、政府が「登下校防犯ポータルサイト」を運用し、関係省庁の施策や各地域の取組等の情報を集約・発信し、地域の取組を支援する。【子ども家庭庁】

道路の無電柱化・安全で快適な自転車利用環境の創出

学校周辺の通学路等で安全かつ円滑な交通の確保のため無電柱化を推進する。また、歩行者、自転車、自動車等が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。【国土交通省】

子どもの事故防止に関する取組の推進

「子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、関係府省庁が緊密に連携して、各種取組等の情報交換、「子どもの事故防止週間」の実施等により、事故防止に向けた取組を推進する。【子ども家庭庁、関係省庁】

関係府省庁がその役割に応じ、子どもの事故に関する情報の収集・分析を行い、それを基に保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行う。【子ども家庭庁、関係省庁】

就学前の子どもに、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめたハンドブックの作成・周知により、事故防止策の普及啓発を行う。【子ども家庭庁】

こども向け製品の事故防止への取組の実施

令和6年12月に改正消費生活用製品安全法施行令を公布し、3歳未満向けの乳幼児用玩具を新たに規制の対象とした。令和7年12月の施行に向けて、改正内容を広く周知し、乳幼児用玩具によるこどもの事故の未然防止に取り組む。また、引き続き、こどもの製品事故の態様、諸外国における規制の状況等を踏まえ、その他の製品の規制の必要性についても検討していく。【経済産業省】

非常災害対策

令和6年能登半島地震や過去の非常災害発生時の教訓も踏まえ、発災後は、早急に被害状況を把握するとともに地方公共団体とも緊密に連携を図り、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。また、令和6年度調査研究事業「災害時におけるこどもの居場所づくり調査研究」の成果を基に、災害時にこどもの居場所をつくるための手引きを作成し、全国の自治体に対する周知・広報を進める。【こども家庭庁】

非常災害時の支援体制の整備

少年鑑別所（法務少年支援センター）は、過去の震災において、被災地の自治体等からの要請に基づき、こども・若者を含めた被災者の方に対し、青少年の健全育成に係る心理の専門性と関係機関とのネットワークを生かした心理支援等を実施してきたところ、引き続き、専門性の向上と地域の関係機関等との連携強化を図っていく。【法務省】

（体系的な安全教育の推進）

防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進

こども・若者が、日常生活における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を養成することを目指し、こどもの発達の程度や現場の状況等を踏まえつつ、学校における体系的な安全教育を推進する。安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。【文部科学省、警察庁】

学校における安全管理の取組の充実及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

学校においてこども・若者が生き生きと活動できる安全な環境を確保するため、学校における安全点検や、学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等に関する取組を充実する。こども・若者を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校のみで全て対応することは困難であることを踏まえ、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による対応の充実を図りつつ、スクールガード・リーダーの配置など登

下校の見守り活動に対する支援に取り組み、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全を推進する。【文部科学省】

災害時における学びの確保

児童生徒の学びの継続においては、大規模災害発生時には教職員も被災者となる中で、多くの学校で避難所が開設され、学校再開に必要な人員が不足することが想定されることから、文科省職員や自治体からの学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を被災地外から派遣する枠組み「D-E-S-T（Disaster Education Support Team）」の充実を図る。【文部科学省】

（チャイルド・デス・レビューの体制整備）

CDRの体制整備に必要な検討の推進

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたチャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の取組を加速するため、都道府県が行う体制整備モデル事業において収集した同意取得や予防策の好事例の横展開を図る。あわせて、広報啓発事業によってCDRの意義についての国民的な理解を促進するとともに、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、関係省庁とも連携して、CDRの全国展開に向けた体制整備の検討を強力に進める。【こども家庭庁】

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

（こども大綱 p. 24）

（非行防止と相談支援、自立支援の推進）

非行防止・相談活動等の推進

少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。【警察庁】

非行防止教育等の推進

こどもの非行防止に当たっては、警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等についてこどもに情報発信をする非行防止教育等の実施が有効であることから、関係機関とも連携しながら、少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を実施するなど、非行防止教育等の推進を図る。【文部科学省、警察庁】

(関係機関・団体の連携の推進)

関係機関・団体との連携

学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。【警察庁】

いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底

こどもの命や安全を守ることを最優先にするため、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことから、その旨を教育委員会等に対して周知するとともに、各種研修等の機会を捉えて学校現場への周知徹底を図る。【文部科学省】

(矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実)

少年院における矯正教育の充実

少年院において、特定少年に対する成年としての自覚・責任を喚起する指導や社会人として必要な知識の付与に加え、特殊詐欺や大麻事犯等、近年の犯罪態様に対応した指導等の充実を図る。【法務省】

発達上の課題を有し、指導等の内容を理解するために特別な配慮を必要とする者等のほか、虐待等の被害体験を有する者が存在することを踏まえ、その者の特性に応じた指導等の充実を図るとともに、指導に関する研修の充実や関係機関との連携強化を図る。【法務省】

少年院における社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を実施する。【法務省】

若年受刑者を対象とする処遇の充実

刑事施設において若年受刑者の処遇を充実すべく、おおむね 26 歳未満の若年受刑者のうち、心身が発達段階にあって可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を行うことが必要と認められる者について、他の受刑者から独立した居室棟、工場において、小集団を編成した上、少年院における矯正教育の知見等を活用した「若年受刑者ユニット型処遇」を実施する。また、若年受刑者のうち、特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に收容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした「若年受刑者少年院転用型処遇」を実施する。【法務省】

(保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化等)

こども・若者に対する保護観察処遇等の強化

保護観察所において、保護観察の対象となったこども・若者のうち大麻等の薬物乱用がある者に対して実施する専門的処遇プログラム、保護観察の対象となったこども・若者のニーズに合わせた修学・就労支援及びしよく罪指導プログラムの実施等による犯罪被害者等の視点を取り入れた指導の充実を図るなどして、保護観察処遇の強化を図る。また、保護観察に付されている少年の保護者等に対して、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識の提供等を目的とする講習会・保護者会などを開催する。【法務省】

法務少年支援センターによる地域援助の推進

少年鑑別所は、少年鑑別所法第131条に基づき、法務少年支援センターとして、地域の非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を実施しているところ、広報の積極化、関係機関等との連携強化、相談環境の整備等を通じ、非行防止に向けた取組を推進する。【法務省】

非行及び犯罪の傾向の変化に対応し、児童虐待やいじめ対応等の多様な分野からのニーズに応えるため、地域援助を担当する職員に対する研修を充実させるなど、その知識や技能の向上を図り、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族や、その支援を行う関係機関等からの依頼に応じ、心理相談、発達・性格等の調査、講演・研修等の専門的な支援を実施する。【法務省】

保護観察所による更生保護に関する地域援助等の推進

保護観察所において、更生保護に関する専門的知識を活用し、こども・若者の非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者の支援等に関する本人又はその家族、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。【法務省】

これらの援助に適切に対応するため、更生保護に関する地域援助等を担当する職員に対する研修を充実させるなど、その知識や技術の向上を図る。【法務省】

保護司活動の基盤整備の推進

保護司と学校を始めとする関係機関等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と関係機関等の日常的な連携・協力体制の構築を図る。【法務省】

保護司のこども・若者に対する処遇を含む再犯防止の取組に果たす役割の重要性に鑑み、幅広い世代から多様な人材を保護司として確保することができる制度の構築や保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を推進する。【法務省】

(非行や犯罪に及んだこどもや若者を見守る社会気運の向上)

「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の一層の推進

各府省、地方公共団体、民間協力者等と連携し、“社会を明るくする運動”を中心として、広く国民が非行や犯罪に及んだこどもや若者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための取組を推進す

るとともに、広く国民各層に訴える広報媒体や広報手法を用いて、その一層の周知を図る。【法務省】

(8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

悩みを抱える子どもたちが躊躇なく悩みを打ち明けられる環境をこども目線で作っていくため、こどもや支援団体等との積極的な意見交換等を行うとともに、こどもに関する官民の相談窓口の実態や相談を受け止める側が留意すべき点の把握、こどもの悩みを受け止めるために有益な諸活動に関する積極的な広報等を行う。【こども家庭庁】

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用(正常分娩)の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マスキニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマスキニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

(こども大綱 p. 25)

(妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化)

不妊症・不育症・出生前検査に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する国民の理解を深め、治療を受けやすい環境整備を推進する。また、性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援を行う。さらに、出生前検査に関する適切な情報提供・相談支援を推進する観点から、出生前検査に関する相談支援を担う地方公共団体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報提供及び認証制度等の啓発を行う。【こども家庭庁】

(出産に関する支援等の更なる強化)

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入の検討

令和5年4月から出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引き上げた。あわせて、出産費用の「見える化」を進めるべく、医療機関等ごとのサービス内容や出産費用の状況などを公表するウェブサイト「出産なび」の運用を令和6年5月から開始したところである。

次の段階の取組として、令和8年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討するために、令和6年6月末から、厚生労働省とこども家庭庁が共同で、有識者による検討会（「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」）を設置し、議論を行っている。【厚生労働省】

安全な無痛分娩の推進

安全な無痛分娩を推進するため、令和6年度から令和11年度までの第8次「医療計画」（令和5年3月31日付け医政局長通知）を通じて、無痛分娩を実施する医療機関が、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALIA）が実施する研修、情報公開、有害事象分析事業へ参画することを推進するなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。【厚生労働省】

周産期医療体制の整備

良質かつ適切な周産期医療や母子に対する切れ目ない支援を提供するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、医療機関の役割分担等により、周産期母子医療センター等の基幹施設を中心として、NICU・MFICUの医療機能や周産期専門医等の高度専門人材の集約化・重点化を進めるとともに、周産期医療に関する協議会への幅広い関係者の参画や当該協議会と小児・母子保健等に関する協議会の情報共有を図るなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。あわせて、地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対し、当該医療機関までの交通費の支援や、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、当該分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費の支援を行う。【厚生労働省、こども家庭庁】

里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進

「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携を促すことで、里帰り妊産婦への切れ目のない支援の提供の推進を図るとともに、令和5年度の調査研究において、里帰り出産をする妊産婦の課題等について把握した結果等を踏まえて、情報共有・連携の在り方等について検討を行う。また、医療と母子保健の連携を推進する観点から、「成育医療等基本方針」に基づく計画の策定等を行う協議会を設置・開催する都道府県に対する補助を継続する。【こども家庭庁】

(産前産後の支援の充実と体制強化)

産前産後の支援の充実と体制強化

産後ケア事業について、必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保の取組、支援の必要性の高い利用者を受け入れる産後ケア施設への支援の拡充や、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築等の養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。【こども家庭庁】

(妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない支援の提供)

こども家庭センターの体制整備【再掲】

特定妊婦等に対する支援の強化【再掲】

妊婦のための支援給付

令和7年度から、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により法定化された「妊婦等包括相談支援事業」及び「妊婦のための支援給付」を効果的に組み合わせ、妊娠届出時5万円及び妊娠したこども一人ごとに5万円の経済的支援と、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を一体的に実施し、妊婦等が身体的、精神的及び経済的に安心して、出産・育児に臨めるよう総合的な支援を推進する。【こども家庭庁】

(予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援)

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供【再掲】

(乳幼児健診等の推進)

新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

新生児マススクリーニング検査について、こども家庭科学研究「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」(令和5～7年度)において、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングの在り方等の課題について整理を行うとともに、重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)を対象として、令和5年度よりマススクリーニング検査の拡充に向けた検証をモデル的に実施し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。また、新生児聴覚検査について、全ての市町村において当該検査の公費負担を実施するよう必要な働きかけを行うなど、全国の市町村における聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。【こども家庭庁】

乳幼児健診の推進

生後1か月は多種多様な先天性疾患が顕在化する時期であるとともに養育者が不安を感じやすい時期であることや、5歳は社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、乳幼児の

発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から、1か月児及び5歳児の健康診査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指す。【こども家庭庁】

入院中のこどもに付き添う家族の環境整備にむけた取組の充実

入院中のこどもやその家族等が安心して入院生活を送ることができるよう、入院付添いの環境を改善するための取組を推進する。【こども家庭庁、厚生労働省】

(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

(こども大綱 pp. 25-26)

(「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進)

「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進

保育の受け皿整備は着実に進み、待機児童数が令和6年4月1日時点において2,567人となり、ピークであった平成29年の10分の1以下まで減少したこと等を踏まえて、令和6年12月20日に「保育政策の新たな方向性」をとりまとめた。保育政策は、これまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換し、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」の3つの柱に基づく取組を進めることで、全国どこでも質の高い保育が受けられ、地域で一人一人のこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会の実現に取り組む。【こども家庭庁】

（「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進）

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

「はじめの100か月の育ちビジョン」は、こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るために、関係者が連携し、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支えることや、保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をすること、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことなどを理念として示している。

この内容を実現するため、こども・若者や企業など幅広い層に向けた本ビジョンの広報・普及啓発を進めるとともに、自治体等の下で「はじめの100か月」の子育て世帯と地域の人々をつなぐ活動を実践する地域コーディネーターの養成に係るモデル事例の創出と全国展開や、家庭や地域といった環境が「はじめの100か月」のこどもの育ちに与える影響等に関する科学的知見の普及に向けた調査研究に取り組む。

これらの取組を始め、「はじめの100か月」のこどもの育ちを社会全体で支援・応援していくために、「こどもまんなか実行計画」に掲げる関連施策を総合的に推進していく。【こども家庭庁】

（待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等）

地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、自治体及び国において、地域の現状や課題を丁寧に分析して適時に対応し、引き続き待機児童が発生しない体制の確保に取り組む。【こども家庭庁】

人口減少地域における保育機能の確保・強化

過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率が低下している状況となっており、安定的な運営が困難になる施設などが生じる可能性があることから、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等に向けた効果を検証するとともに、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。【こども家庭庁】

こども誰でも通園制度の推進

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとと

もに、各家庭の状況等に応じた保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を切れ目なく図るため、「こども誰でも通園制度」を令和7年度に制度化し、実施自治体の増加を図るとともに、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての全国での実施に向けた準備を進める。【こども家庭庁、文部科学省】

地域のこどもや子育て家庭への支援の推進

保育所等における地域子育て相談機関の設置やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する。
【こども家庭庁】

地域子育て支援拠点事業の実施

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う地域子育て支援拠点事業を推進する。【こども家庭庁】

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

地方公共団体と協力し、乳幼児健診等の未受診など、関係機関が状況を確認できていないこどもの状況を把握する。また、支援を必要とする家庭については、こども家庭センターにおいてサポートプランの作成を行う等により、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進する。【こども家庭庁】

病児保育事業の実施

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。令和6年度における基本分単価の引上げを踏まえ、引き続き、病児保育の安定的な運営を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める。【こども家庭庁】

(幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善)

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

施設類型を問わず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、地方公共団体の関係者等を対象とした会議等を通じて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・内容の周知徹底を行う。学校教育法・児童福祉法において文部科学省とこども家庭庁が相互に事前協議を行うこととされていること等を踏まえ、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障するため、これらの改訂に向けた議論を文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携し一体的に進める。【文部科学省、こども家庭庁】

幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究の実施

幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、地域や家庭の環境にかかわらず、全

てのこどもに格差なく質の高い幼児教育・保育を保障できるようにするべく、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続や地域における質の向上のための体制整備を始め、幼保小が直面している課題の解決など、幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究を実施する。また、調査研究で得られた成果については、地方公共団体の幼保小の関係者等を対象とした会議等を通じて発信し、成果の横展開を実施する。【文部科学省、こども家庭庁】

幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

全てのこどもに格差なく質の高い学びを保障するため、0歳から18歳までの学びの連続性を踏まえつつ、「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を提供しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るべく、令和4年度から令和6年度までに文部科学省が実施した「幼保小の架け橋プログラム」事業で得られた成果等を踏まえ、各地方公共団体における幼保小の関係者が連携した架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定・実施など、地方公共団体における幼児教育推進体制等を活用した「幼保小の架け橋プログラム」の促進を支援する。【文部科学省、こども家庭庁】

幼児教育に関する大規模縦断調査の実施

こどもの成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する大規模縦断調査を実施し、幼児教育が、こどもの発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証を行う。【文部科学省】

地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築

幼稚園・保育所・認定こども園に対して、施設類型を問わず一体的に地域全体の幼児期及び幼保小接続期の教育の質の向上を図るため、地方公共団体における幼児教育推進体制等を活用した「幼保小の架け橋プログラム」の実施等に向けた、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置等の地域の課題に的確に対応する地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用を支援する。【文部科学省】

学級編制に係る基準の引下げ

こども一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備を行うべく、幼稚園及び認定こども園における学級編制の基準を、原則35人以下から原則30人以下への改善を図る。【文部科学省、こども家庭庁】

こどもを安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進

子育て支援の更なる充実と幼児教育の質の向上を図るため、認定こども園の設置を支援するとともに、預かり保育やこども誰でも通園制度の実施も踏まえたこどもの学びに必要な環境整備、教員がこどもと向き合う時間を確保するためのICT環境整備等を支援する。【文部科学省】

虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進

改正児童福祉法（令和7年法律第29号）等に基づき、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設し、適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進めるとともに、調査研究を踏まえ、虐待や

不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う。また、学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）については、令和8年12月の施行期限に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める。【こども家庭庁、文部科学省】

こどもの事故防止に関する取組の推進【再掲】

（特別な配慮を必要とするこどもへの支援）

障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化

障害児支援との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進するとともに、保育所等と障害児支援を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進する。また、巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進する。【こども家庭庁】

異なる文化的背景を持つこども等への支援

日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。【こども家庭庁】

（保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等）

保育人材の育成・確保、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育人材の育成については、「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るなど、課題やニーズを踏まえた養成・研修の充実を図るとともに、保育士・幼稚園教諭等が研修を受けられる環境整備を進める。【こども家庭庁、文部科学省】

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進、さらには保育の現場・職業の魅力発信などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

潜在保育士の再就職等を含めた保育人材の確保については、改正児童福祉法（令和7年法律第29号）により、同年10月から法定化される保育士・保育所支援センターの更なる機能強化を図るとともに、関係機関と連携した取組を推進し、保育人材確保の支援を促進する。【こども家庭庁】

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善は、平成25年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計+約34%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大4万円の給与改善を平成29年度から実施している。「こども未来戦略」を踏まえ、引き続き民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進めることで、処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する。【こども家庭庁、文部科学省】

あわせて、費用の使途の見える化も重要であり、令和7年4月から、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県に報告しなければならないこととするとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事が行うよう努めなければならないこととする等の制度化により、処遇改善等の検証を継続

的に行い、それを踏まえ、公定価格の適正な水準設定を適時に行う。【こども家庭庁】

保育DXによる現場の負担軽減【後掲】

保育現場の負担軽減

保育士等の補助を行う保育補助者や保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、登降園管理システムの導入等の保育所・幼稚園等におけるICT化の推進などを支援することにより、現場の業務負担軽減に取り組む。【こども家庭庁、文部科学省】

職員配置基準の改善

1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設け、これと併せて最低基準の改正を行った（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。また、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるため、令和7年度から公定価格上の加算措置として、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5対1以上に改善した場合に加算する「1歳児配置改善加算」を措置する。

その上で、職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める。【こども家庭庁】

幼稚園教諭等の人材育成・確保に向けた調査研究の実施

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる優れた人材の確保・定着に向けて、園務改善を通じて幼稚園教諭等が教育活動に集中できる環境の整備や、養成校入学前段階からの幼児教育現場の魅力発信、キャリア形成支援や離職者等の復職支援等の実現に資する調査研究を実施する。加えて、調査研究で得られた効果的な取組等の成果を様々な施設や養成校等において活用できるよう、横展開を行う。【文部科学省】

(2) 学童期・思春期

(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを

学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

(こども大綱 pp. 26-27)

(学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等)

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進

学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進める。自治体ごとの働き方改革の取組状況の「見える化」や首長部局・地域住民・保護者との連携・協働の促進、教職調整額の引き上げ、小学校教科担任制や中学校生徒指導担当教師、支援スタッフの配置拡充などに取り組む。【文部科学省】

次世代校務DXの推進

校務での汎用クラウドツールの積極的な活用、校務支援システムのクラウド化、校務系・学習系のネットワークの統合等を前提とした次世代校務DXを推進し、ロケーションフリーでの校務処理やデータ活用・データ連携を通じて、学校における働き方改革、教育活動の高度化、教育現場のレジリエンス確保

を図る。【文部科学省】

学校における1人1台端末活用の促進

1人1台端末の活用による様々な事例の創出に向けて指定校を設置する。また、ポータルサイトを通じて好事例を全国展開し、各校の取組状況を随時配信するなど、実践事例を公開する。【文部科学省】

学校の通信ネットワークの改善、端末利活用等の各種専門家による支援、令和6年度末に改訂した教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等の周知を進め、GIGAスクール構想第2期の基盤整備を強力に推進する。【文部科学省】

(次期学習指導要領の在り方の検討)

次期学習指導要領の在り方の検討

次期学習指導要領の在り方について、令和6年12月25日の中央教育審議会への諮問を踏まえ、以下の4点を柱として検討を行う。【文部科学省】

1. 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
2. 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
3. 各教科等やその目標・内容の在り方
4. 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

(学びと社会の連携促進)

学びと社会の連携促進

社会の様々な資源を活用し、多様なニーズに応える学びを実現するための環境整備に関する実証事業等を実施し、全国展開を進める。【経済産業省】

(改訂版生徒指導提要の周知)

改訂版生徒指導提要の周知

学校教育の本質的な役割を果たすためには、学校現場において、生徒指導の目的や目標が正しく理解され、実践されることが重要であるため、生徒指導を取り巻く諸課題の状況を踏まえた生徒指導提要の改訂内容について、学校現場への着実な周知・徹底を図る。【文部科学省】

(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員

等の効果的な配置促進・課題に対応した追加配置、資質向上等を図ることにより、子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。【文部科学省】

(地域のスポーツ・文化芸術環境の整備)

地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、まずは改革推進期間である令和5年度から令和7年度までの3年間において、運営団体・実施主体の体制整備、指導者の質の保障・量の確保、地域における活動内容の充実、参加費用負担への支援等に関する実証事業や部活動指導員の配置などを通じ、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。改革推進期間終了後の令和8年度以降においては、有識者会議における議論や改革推進期間の取組状況・成果等を踏まえ、地域スポーツ・文化芸術環境の整備を引き続き推進する。【文部科学省】

(在外教育施設の教育の振興)

在外教育施設の教育の振興

在留邦人のこどもの教育の機会確保のため、国内同等の学びを保障できるよう、「公立学校義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に準じた教師配置の実現を図るとともに、在外教育施設重点支援プランにおいて、子ども・若者の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を図るための優れた教育プログラムの開発支援を行う。また、特色ある在外教育活動支援実証事業において、住んでいる地域に関わらず、全ての子どもが質の高い学びを受けられるよう、在外ならではの課題改善や教育活動支援に向けて実証研究を行う。【文部科学省】

(道徳教育の推進)

学校における道徳教育の推進

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳教育アーカイブの充実等の取組を行いながら、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進する。【文部科学省】

(学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進)

体育の授業の充実・こどもの体力向上

生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図るため、幼児を含めたこどもの体力向上に向けた取組を推進する。その際、全国的なこどもの体力や運動習慣等の状況を把握し、国や地域の施策の改善に活かすとともに、幼児期における運動の重要

性や学習指導要領の着実な実施に向けた研修や好事例の情報提供等を行う。【文部科学省】

(学校保健の推進)

学校保健の推進

学校においてこどもが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、複雑化・多様化するこどもの現代的な健康課題に対応するため、養護教諭・栄養教諭の業務の支援体制の強化を図るとともに、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の保健管理、保健組織活動等の学校保健の充実を図る。【文部科学省】

(学校給食の普及・充実、食育の推進)

学校給食の普及・充実、食育の推進

栄養バランスのとれた食事の提供を通じて、こどもの健康の保持増進を始め、食に関する正しい理解や適切な判断力、地域の伝統的な食文化や産業、自然環境の恵沢に対するこどもの理解増進等を図るため、学校給食における地場産物等の使用を促進するなど、学校給食の質の確保・食育の推進に取り組む。【文部科学省、農林水産省】

食の指導充実にに向けた取組の実施

食物アレルギーや肥満・痩身などこどもの食に関する健康上の諸課題に対応するため、栄養教諭の食に関する個別指導力向上に向けた取組の支援を実施する。また、食に関する指導の評価の在り方について、令和6年度に検討した評価方法の実践を行うとともに、検討委員会を設置し、更なる改善に向けた検討を行う。【文部科学省】

多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

こどもが食生活を始めとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、「成育医療等基本方針」に基づく国民運動である「健やか親子21」の普及啓発を始め、家庭、学校、地域、企業、民間団体等の多様な関係者が連携・協働して、農林漁業体験機会の提供など、食に関する情報や知識、伝統や文化等を理解することに寄与する食育活動を推進する。【農林水産省、こども家庭庁、文部科学省】

(居場所づくり)

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくって

いくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

(こども大綱 pp. 27-28)

(こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり)

こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、こどもの居場所づくりの取組を促進するための調査研究を実施する。また、地方公共団体によるこども・若者の居場所の実態調査や広報啓発活動への支援、NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業や児童館における中・高校生世代等の居場所機能の強化支援等を実施する他、こども・若者の居場所づくりに関するコーディネーター配置等支援を進める。これらを通し、指針に基づいた地域のこども・若者の居場所づくりを、地域住民・地方自治体等、多様な関係者と連携して推進する。さらに、令和6年度調査研究事業の成果を基に作成した、被災したこどもの居場所づくりに関する手引きを用い、被災したこどもの居場所づくりに関する広報啓発を実施する。【こども家庭庁】

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【再掲】

こどもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等

EdTech ツールも活用しながら、こどもたち一人一人の特性・個性を伸ばす「多様な学び」を実現する場の創出を後押しする。【経済産業省】

(放課後児童対策)

放課後児童対策に係る取組の強化

こども未来戦略を踏まえ、約152万人分の放課後児童クラブの受け皿整備を早期に達成し、待機児童の解消を図るとともに、常勤職員配置の改善等を通じて、放課後児童クラブの安定的な運営を確保する。令和6年12月に策定した、「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、所管部局の求めに応じて学校施設を活用した放課後児童クラブをできる限り早期に整備することや、福祉部局と教育委員会の連携の促

進、利用ニーズの高い夏季休業期間中への支援策の実施、特別な配慮を必要とする児童への対応等、放課後児童対策に係る取組の強化を図る。また、自治体の第3期子ども・子育て支援事業計画の状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブの整備について検討を行う。また、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ運営指針の改正（令和7年度改正）内容を周知する。【こども家庭庁、文部科学省】

（小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実）

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

（こども大綱 p. 28）

（小児医療体制の充実）

小児医療体制の整備

こどもが安心して医療サービスを受けられる小児医療体制を構築するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、小児初期救急センター、休日夜間急患センター等を確保し、「#8000」等の電話相談事業の相談体制を強化するなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。【厚生労働省】

（小児医療における医療・保健・福祉の連携）

小児医療における医療・保健・福祉の連携

地域のこどもの健やかな成育に向けて、小児医療と保健・福祉との連携を推進するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、小児医療に関する協議会への幅広い関係者の参画を求めるとともに、当該協議会において医療的ケア児及びその家族への支援等に関する協議を進めるなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。【厚生労働省】

（性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援）

学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施

小・中・高等学校等において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図る。【文部科学省】

性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口の情報を引き続き提供していく。【こども家庭庁】

(予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等)

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠、性感染症等を含めた性に関する相談支援や、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等がアウトリーチやSNSによる相談支援等を実施するための支援を継続的に実施する。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。【こども家庭庁】

(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

(こども大綱 pp. 28-29)

(主権者教育)

学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。【文部科学省】

高校生向け副教材の作成・配布

選挙や政治に関する教育の充実のため、高校生向け副教材を作成し、新高校1年生に対して配布する。【総務省、文部科学省】

主権者教育アドバイザーの派遣

選挙管理委員会等からの要望に応じて、主権者教育に知見のあるアドバイザーを派遣し、学校における選挙出前授業の内容の更なる充実を図っていく。【総務省】

(消費者教育、金融経済教育)

消費者教育の推進

各教育機関等において、最新の状況を踏まえた被害事例等の把握、消費生活等に係る専門家（弁護士や消費生活相談員等）の有する知識や経験の活用等によって、より実践的で現状に応じた消費者教育を実施するためのモデルを構築するとともに、地域における多様な主体の連携・協働による消費者教育推進体制の構築を図る。自立した消費者として必要な力の育成を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、多様な契約や消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みの理解等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める等、学校における消費者教育を推進する。また、消費者教育連携・協働推進全国協議会（消費者教育フェスタ）を開催し、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

金融経済教育の充実

金融経済教育推進機構において、学校・企業等向けの出張授業や金融経済教育に関する教材・コンテンツの提供等を通じて、こども・若者を含めた国民の金融リテラシー向上に取り組む。【金融庁】

(ライフデザインに関する意識啓発・情報提供)

学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。【文部科

学省】

地域におけるライフデザイン支援等の推進

地方公共団体が実施する中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験などの取組に対し、教育・福祉部局の連携の下、地域少子化対策重点推進交付金により支援するとともに、各事業の実績を把握し、交付金活用事例集を作成するほか、優良事例についての情報共有にも努め、優れた取組の横展開を図る。【こども家庭庁】

民間企業等と連携したライフデザイン支援

若い世代がそれぞれの価値観に基づき自ら主体的に人生を選択できるようになることを目指し、民間企業等と連携したライフデザイン応援プロジェクトにより、若い世代向けのサービス・商品の開発・普及を支援するとともに、民間企業等による若い世代に向けたライフデザインをサポートする優良な取組の横展開を図る。【こども家庭庁】

(社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育)

キャリア教育の推進

学校、地域・社会、産業界等が連携・協働して取り組む体験的な活動など、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。【文部科学省】

学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うとともに、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努める。【文部科学省】

労働法学習教材の提供等

高校生等が、自己実現につながる働き方を選択できるようにすること及び職場でのトラブルを防止・解決することを目的として、学習教材「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」等を高校等に提供することのほか、都道府県労働局の職員等を講師として派遣することによって、各教育機関における労働関係法令の教育の支援を行う。【厚生労働省】

社会保障教育に関する教材の内容の充実・周知

社会保障教育の一層の推進のため、高校の教員への意見聴取等を通じて教育現場の実態を把握しながら、教材の内容の充実や効果的な周知に取り組む。【厚生労働省】

(いじめ防止)

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりで

いじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公私立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

(こども大綱 p. 29)

(いじめ防止対策の強化)

いじめ事案への対応

スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。【警察庁】

教育相談体制の充実【再掲】

いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催

いじめを政府全体の問題として捉え直し、関係省庁が連携して取り組んでいくため、文部科学省とこども家庭庁を共同議長とした「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を随時開催する。また、令和6年11月8日の会議で取りまとめられたいじめ防止対策の更なる強化策について、当面特に重点を置いて検討・実施していく。【こども家庭庁、文部科学省】

(地域におけるいじめ防止対策の体制構築・連携強化)

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証

いじめの長期化・重大化を防止するため、学校外からのアプローチとして、地方公共団体の首長部局に

おいていじめの相談から解消まで取り組む手法の開発・実証を進め、多様な地域・取組のモデル構築に取り組むとともに、各地方公共団体の参考となるモデル事例の横展開を図る。【こども家庭庁】

いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底【再掲】

いじめ調査アドバイザーの活用

いじめの重大事態調査について、調査の第三者性確保の観点から、学識経験者等の専門家を「いじめ調査アドバイザー」として委嘱し、地方公共団体等から寄せられた調査委員の人選や中立・公平性のある調査方法等に関する相談に対して、助言を行う。【こども家庭庁】

(いじめの重大事態の収集・分析等)

いじめ重大事態の収集・分析等

いじめ重大事態の実態を把握し、課題点等を抽出する等、国全体での重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の改善・強化につなげることを目的として、令和5年度よりいじめの重大事態について網羅的に報告を求め、必要な支援や助言を行うとともに、調査報告書の収集・分析を実施し、各地方公共団体等における重大事態調査の運用改善を図る。また、令和7年1月に設置した「いじめの重大化要因等の分析・検討会議（専門家の有識者会議）」等を活用しながら、重大事態調査報告書を文部科学省及びこども家庭庁において収集・分析することを通じて、重大事態に至るケースに共通する要素（重大化・長期化の要因等）を把握し、各学校の設置者及び学校における未然防止等につなげる。【文部科学省、こども家庭庁】

(不登校のこどもへの支援)

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

(こども大綱 pp. 29-30)

(教育機会確保法の趣旨の周知)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の周知

教育機会確保法の基本理念や考え方、関係する通知等をまとめたパンフレットを作成し、改めて日常的にこどもと接する機会のある教職員を含め広く周知を行う等、その周知徹底を継続する。【文部科学省】

(不登校のこどもへの支援体制の整備・強化)

多様な学びの場の確保に向けた取組

学びの多様化学校の設置検討に要する経費を措置することに加え、令和6年2月に改定した「学びの多様化学校の手引き」等も踏まえた広報により、学びの多様化学校の設置促進を促す。【文部科学省】

不登校のこどもを在籍校と繋いだり、自宅にいるこども・保護者へ学習・相談支援を行うとともに、地方公共団体の取組の横展開等も踏まえ、教育委員会と福祉部局等の関係機関との連携も含めた不登校のこども等への支援に関する地域の拠点としての教育支援センターの機能強化を図る。また、不登校から学校復帰する段階にあるこどもや、不登校の兆候がみられるこどもが、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けられる校内教育支援センターについて、設置促進に資する経費を措置することに加え、効果的な取組事例を横展開するなど、その設置促進を促す。【文部科学省】

教育相談体制の充実【再掲】

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援

地方公共団体の首長部局において、不登校のこどもや保護者への支援メニューの開発・実証を進め、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援体制を構築するとともに、各地方公共団体の参考となるモデル事例の横展開を図る。【こども家庭庁】

(不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析)

いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる場所」にし、学校における不登校・いじめ等を未然に防止するため、「学校風土」の分析的把握を行っている学校等における取組事例やその効果を把握・分析する等の調査研究を実施する。また、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」を踏まえ、学校やその設置者等が実施する校内外の教育支援センターにおける効果的な取組事例、学校外における不登校児童生徒に対する成績評価の取組事例などを把握・分析する等の調査研究を実施する。【文部科学省】

(校則の見直し)

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことか

ら、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

(こども大綱 p. 30)

(校則の見直し)

校則の見直し

教育委員会等に対して、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、本当に必要なものか、不要に行動が制限されていないかを検証するなど、校則はその内容や必要性について校則は絶えず見直しを図る必要があることや、こどもが主体的に見直しに参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があること、校則の内容を学校内外の者が参照できるよう、学校のホームページ等に公開しておくことが望ましいことなどを周知する。また、文部科学省が主催する研修会において収集した校則の見直しに関する各地の好事例を周知する。【文部科学省】

(体罰や不適切な指導の防止)

体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

(こども大綱 p. 30)

(体罰や不適切な指導の防止)

体罰や不適切な指導の防止

体罰は学校教育法第 11 条で禁止されており、いかなる場合においても決して許されないことや、生徒指導提要に示されている不適切な指導と考えられる例などを踏まえ、生徒指導に当たって留意すべき事項などを各種研修の場において教育委員会等に対して周知し、実態調査を実施するなど、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。【文部科学省】

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復

学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援する。

(こども大綱 p. 30)

(高校中退の予防)

教育相談体制の充実【再掲】

キャリア教育の推進【再掲】

(高校中退後の支援)

高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施【再掲】

地域若者サポートステーションにおける支援

地域若者サポートステーションにおいて、高校等の関係機関との連携により、アウトリーチ(訪問支援)型の相談等を活用し、高校中退者等に対する学校教育からの切れ目のない就労支援に取り組む。【厚生労働省】

わかものハローワーク等における支援

わかものハローワーク等に就職支援ナビゲーター等を配置し、正社員就職を希望する、安定した就労の経験が少ない若者(おおむね35歳未満)やハローワークへの来所にためらいがある若者等を対象に、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施する。【厚生労働省】

(3) 青年期

(高等教育の修学支援、高等教育の充実)

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンス確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

(こども大綱 p. 31)

(高等教育段階の修学支援)

高等教育費の負担軽減【後掲】

(高等教育の充実)

大学における学修者本位の教育の推進

教育改革の状況の調査や必要な情報の提供等を行い、各大学における学修者本位の教育の実現に向けた、学修目標の具体化及び体系的な教育課程の編成・実施、並びに学修成果の把握・可視化等の教学マネジメントの確立や教育内容・方法の改善を促す。【文部科学省】

専門学校における教育の質の向上

専門学校における教育の質の向上や社会的評価の一層の向上のため、各学校において、教育活動や組織運営等の状況について、自己点検評価を行うとともに、第三者評価を受けることを促進する。あわせて、職業実践専門課程（企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、学校評価や情報公開を積極的に行うなど、より実践的な職業教育の質の保証・向上に組織的に取り組む専修学校の専門課程）の文部科学大臣認定促進を通じたカリキュラムや評価等の情報公開の促進に係る取組の推進を図る。【文部科学省】

専門学校の教職員を対象とした研修プログラム等の実施等

実践的な職業教育を行うことが求められる専門学校においては、特に企業等と連携した教育内容改善等に資する研修を多数計画・実施することが不可欠であることを踏まえ、専門学校の教職員の資質能力向上のための教職員研修プログラムを計画・実施する。【文部科学省】

(学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進)

学生のキャリア形成支援活動にかかる優良事例の発掘・発信

大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップなど学生のキャリア形成支援活動の実施状況を把握・公表するとともに、「大学等における学生のキャリア形成支援活動届出制度」を通じて学生のキャリア形成支援活動の優良事例を発掘し、大学等や企業と共に教育的効果の高い取組を実施していることを社会に向けて発信する。【文部科学省】

大学におけるキャリア教育の推進

各大学における取組状況の調査や好事例の周知により、大学における学生の職業意識の形成や将来設計に資する授業の実施等のキャリア教育を推進する。【文部科学省】

在学中からの職業意識形成の支援

都道府県労働局において、地域の実情を踏まえるとともに、学校からの要望等を勘案し、在学中の早期段階から学生等の職業意識が形成されるよう、ハローワーク職員、地元企業担当者、キャリアコンサルタント等を学校に派遣し、職業講話や就職ガイダンスを実施する。【厚生労働省】

(大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援)

大学等における教職員等への理解啓発を通じた学生の自殺対策の推進

関係団体と協力して実施している、大学における死亡学生実態調査の結果等を大学等へ周知するとともに、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図る。【文部科学省】

大学等における障害のある学生への支援の推進

令和6年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)を踏まえ、高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について取りまとめた報告書等を各大学等へ周知することにより、関係者の理解促進や取組の充実を促す。加えて、大学等や関係機関等が参加・連携するプラットフォームの形成を推進し、専門的知識の涵養及び人材の育成等を図り、高等教育機関全体における障害学生支援体制を一層充実させる。【文部科学省】

(生涯学習の取組の推進)

地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発

産業界・個人・教育機関の成長を好循環させるリカレント教育によるエコシステムの創出に向けて、大学等が地域や産業界と連携・協働し、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発・提供を行うとともに、持続的にプログラムを提供するための産学官連携プラットフォームや産学協働体制の構築を支援する。【文部科学省】

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

各職業分野において、専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成する。作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう体制を構築する。これらの取組をモデルとし、その効果の検証・成果について普及・展開を図る。【文部科学省】

放送大学における生涯学習の取組推進

放送大学において、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用した大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に引き続き応えていく。【文部科学省】

放送番組(テレビ・ラジオ)への字幕の付与や点字試験問題の作成など障害者のための学習支援策を引き続き実施する。【文部科学省】

(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる)と「賃金と物価の好循環」(企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される)という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

(こども大綱 pp. 31-32)

(新規学卒就職者等への支援)

学生の就職・採用活動に関する要請

就職・採用活動の円滑な実施のため、関係省庁と連携しながら採用日程等について検討し、その結果を踏まえ、学生の就職・採用活動について経済団体・業界団体等へ要請を行う。その際、専門性の高い人材

や留学生など多様な人材の活躍推進の観点、学生のキャリア形成支援の充実や企業とのマッチング促進などに資する観点、通年採用・経験者採用の拡大の観点、企業における採用・キャリアパスの多様化・複線化の進展の観点等も踏まえながら、学生の学修時間の確保に十分留意して検討する。【文部科学省】

新卒者等に対する就職支援

新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを配置し、新卒者等（卒業後おおむね3年以内の者を含む。）を対象に、応募書類の作成支援、面接対策、就職活動に役立つセミナーの開催等、個々人が抱える課題に対応したきめ細かな就職支援を実施する。また、新卒者等の就業率が改善する一方で、就職に困難な課題を抱える新卒者等が一定数存在することから、心理的サポートや就職後の職場定着支援を含めた総合的な支援を重点的に実施する。【厚生労働省】

あわせて、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業をユースエール認定企業として認定するとともに、当該認定制度の普及・促進を図ることにより、若者の適職選択を支援する。【厚生労働省】

また、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして活用し、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職などを促進する。【厚生労働省】

(若者への就職支援)

わかものハローワーク等における支援等

わかものハローワーク等に就職支援ナビゲーター等を配置し、正社員就職を希望する、安定した就労の経験が少ない若者（おおむね35歳未満）やハローワークへの来所にためらいがある若者等を対象に、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施する。【厚生労働省】

就労に当たって困難を抱える若者等が、充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けた専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供し、若者等への就労支援に取り組む。【厚生労働省】

(若者にとって魅力ある地域づくり)

若者による地域づくりの推進

地域における魅力ある雇用の創出や若者の就業を促進し、地方への若者の定着を図るには、若者が地域で安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと等の要件を満たす雇用を創出することが必要である。このため、首長のリーダーシップの下、産官学の各主体が連携し、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成を行うことにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における事業者による若者の雇用機会の創出を推進する。【内閣官房、内閣府】

地方への移住・定着等の推進

地方の担い手を確保し、雇用と経済的基盤の安定を図るべく、中小企業と移住希望者のマッチングや就業に伴う移住、18歳未満のこどもを帯同した移住及び若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりを捉えたテレワークによる移住、これらへの支援を行う地方公共団体の取組について支援する。あわせて、地域における社会的課題の解決に資する起業への支援や若者活躍・女性活躍の推進に向けた新規就業者等への支援を行う地方公共団体の取組について支援する。また、大学・大学院の卒業・修了後に地方に移住する学生の就職活動等にかかる交通費及び移住・就職する際の移転費への支援を行う。【内閣官房、内閣府】

地方における良質な雇用創出等

子育てしやすい地方において、若い世代に十分な賃金と働きやすい環境を提供する「良質な雇用」を創出することは極めて重要である。こうした観点から、地方における思い切った国内投資の継続、地域経済を牽引する役割や日本経済の成長の新たな担い手としての役割が期待される中堅企業の振興、中堅企業に成長する中小企業の創出のためのM&A・グループ化の促進、中小企業の円滑な事業承継の支援、国内での新たな産業立地を通じた地域経済の活性化・雇用創出等を通じて地域の良質な雇用を創出する。【経済産業省】

アート・デザインやスポーツを活用し、地域の風土や文化等、その土地ならではの資源等を生かして観光産業を振興・高付加価値化することにより、地域の魅力を高め、地域活性化や良質な雇用の創出に繋げる。【経済産業省】

地域の中堅・中小企業を含めた、企業の働き方改革等を推進し、仕事と子育ての両立を無理なく可能にすることで、地域の良質な雇用を創出する。【経済産業省】

(「賃上げ」に向けた取組)

三位一体の労働市場改革の着実な実施

ジョブ型人事の導入、労働移動の円滑化、リ・スキリングによる能力向上支援から成る三位一体の労働市場改革を推進する。【厚生労働省、内閣官房】

「同一労働同一賃金」の遵守の徹底と必要な制度見直しの検討

「同一労働同一賃金」については、履行確保に向けた取組を引き続き強力で推進するとともに、働き方改革関連法における施行5年後見直し規定に基づき、必要な見直しを検討するため、労働政策審議会同一労働同一賃金部会において議論を開始したところであり、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。【厚生労働省】

希望する非正規雇用労働者の正社員転換【再掲】

企業等における女性の参画拡大

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に関し、その期限の延長や、女性の職業生活における活躍に関する情報公表の充実等を含む改正法が第217回通常国会において成立した。引き続き、企業等における女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資するようその事業における女性の活躍状況に関する情報公表等の取組を促進する。【内閣府、厚生労働省、内閣官房、総務省】

男女間賃金（給与）差異の解消

女性活躍推進法に基づき、一般事業主（民間企業等）については、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して義務付けられている男女間賃金差異の情報公表義務の対象を101人以上の事業主に拡大すること等を含む改正法が第217回通常国会において成立した。引き続き、一般事業主・特定事業主（国及び地方公共団体）における差異の要因分析や、課題の把握等の促進について周知していくことにより、女性活躍推進法に基づく取組を加速させ、差異の解消に努める。【内閣府、厚生労働省、内閣官房、総務省】

いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能な取組の実施

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。こうした取組と併せて、人手不足への対応が急務となる中で、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、令和5年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」（（1）106万円の壁への対応（①キャリアアップ助成金社会保険適用時処遇改善コース、②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外）、（2）130万円の壁への対応（③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）、（3）配偶者手当への対応（④企業の配偶者手当の見直し促進））を着実に実行する。また、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方等に中立的で、ライフスタイル等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化等により高齢期における生活の安定を図るため、更なる被用者保険の適用拡大等の内容を盛り込んだ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」を第217回国会に提出した。【厚生労働省】

（個人の主体的なり・スキリングへの直接支援）

教育訓練給付の拡充等

自ら教育訓練に取り組む労働者への支援を強化するため、令和6年10月より教育訓練給付金の給付率の上限を引き上げた。また、令和7年10月より、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるために休暇を取得した場合に賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金及び雇用保険被保険者以外の者が教育訓練を受ける場合に教育訓練費用と生活費用を融資対象とするリ・スキリング等教育訓練支援融資事業を創設する。【厚生労働省】

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり合わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

(こども大綱 p. 32)

(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)

伴走型の結婚支援等の推進等

地方公共団体が実施する少子化対策の取組について、結婚支援センターの運営、結婚支援事業者との官民連携型結婚支援、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実などの結婚の希望を叶える取組及び結婚に伴う新生活への経済的支援(家賃、引越費用等を補助)に対し、地域の実情に応じて、より一層創意工夫を活かせるように要件の緩和を実施した地域少子化対策重点推進交付金により支援するとともに、各事業の実績を把握し、交付金活用事例集を作成するほか、優良事例についての情報共有にも努め、優れた取組の横展開を図る。あわせて、これまでの実施状況を検証しつつ、若い世代の意識や考え方の把握にも努め、これらに沿った効果的な結婚支援の推進に向けた更なる方策を検討する。【こども家庭庁】

各地方公共団体の首長が集まる会議や各都道府県で行われる会議等の場において、本交付金の活用について直接働きかけを行う。【こども家庭庁】

本交付金が各地方公共団体にとってより効果的で活用しやすい交付金となるよう、有識者から定期的に意見聴取を行い、必要な改善に向けた検討を行う。【こども家庭庁】

結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化

各市町村における結婚支援を技術面・情報面から支援し、地域の少子化対策を推進するため、各都道府県において、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置する取組を支援するとともに、令和5年度より開始したコンシェルジュ会議を引き続き実施する等による取組事例の共有など連携強化を図る。

【こども家庭庁】

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し結婚、妊娠・出産、育児等に要する費用について一括贈与した場合に1,000万円までを非課税とする措置を講じる。【こども家庭庁】

(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図

る。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知する。

(こども大綱 p. 32)

(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

相談体制の充実

こども・若者育成支援に関する地域住民からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点である子ども・若者総合相談センターについて、地方公共団体における設置促進・機能向上等を推進する。【こども家庭庁】

ひきこもり状態にある本人やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援につながるできるよう、市区町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。【厚生労働省】

就労に当たって困難を抱える若者等が、充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けた専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供し、若者等への就労支援に取り組む。【再掲】【厚生労働省】

(こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知)

こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

厚生労働省ホームページ内に開設している、「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」のウェブサイトにより、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に、本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなどを紹介し、精神疾患についての情報提供を行う。【厚生労働省、文部科学省】

(悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知)

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等の周知

地域社会に向けたひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。【厚生労働省、文部科学省】

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

(こども大綱 p. 33)

(幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減)

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3～5歳の保育所等の利用料の無償化を実施するとともに、0～2歳については住民税非課税世帯を対象として無償化を実施している。引き続き子育て世帯の負担軽減や、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保する。【こども家庭庁、文部科学省】

義務教育段階の就学援助の実施【再掲】

高校生等への修学支援による経済的負担の軽減【再掲】

(高等教育費の負担軽減)

高等教育費の負担軽減

高等教育の修学支援新制度等による高等教育費の負担軽減を引き続き着実に実施する。給付型奨学金と授業料等減免について、令和6年度から、多子世帯や私立理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大し、また、貸与型奨学金については、令和6年度に減額返還制度の年収要件、月々の返還額の減額割合を見直したほか、授業料後払い制度について大学院修士段階に導入したところである。このうち、授業料後払い制度については、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得る。さらに、令和7年度からは、第217回通常国会において成立した「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第17号）に基づき、こどもを3人以上扶養している多子世帯の学生等については、所得制限を設けることなく、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とした。その際、対象学生等に係る学業の要件についても、あわせて適正化を行った。加えて、これらの経済的支援が必要な学生等に利用されるよう、周知・広報に取り組む。特に、高等教育の修学支援新制度については、高校段階のみならず、将来その支援対象になり得る中学生など義務教育段階からの周

知が重要であり、将来の進路選択の幅を狭めることのないよう、周知を図り、制度の活用を促進する。また、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、子育て世代を支援することを目的として、父母・祖父母が子・孫に対し教育資金に要する費用について一括贈与した場合に1,500万円までを非課税とする措置を引き続き実施するとともに、学生の負担軽減を図るため、入学料を含む学生納付金について、各大学において額の抑制や分割納付等の措置を積極的に講ずるよう要請する。【文部科学省】

(児童手当)

児童手当の拡充

こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、①所得制限を撤廃する、②支給期間を高校生年代まで延長する、③多子加算について第3子以降3万円とする、④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を令和6年10月から実施している。【こども家庭庁】

(医療費等の負担軽減)

こどもにとってより良い医療の在り方

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会などにおける、適正な抗菌薬使用などを含む、こどもにとってのより良い医療の在り方に関する意見などを踏まえ、こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している自治体数を増加させるため、自治体に対するインセンティブ付与の取組を令和7年度も継続して実施する。【厚生労働省】

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

(こども大綱 p. 33)

(地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進)

地域子ども・子育て支援事業の推進

子育てについての相談や情報提供を行うほか、教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」、令和6年度に施行された「地域子育て相談機関」の設置を着実に実施する。そのほか、家庭支援事業を含む子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施する。【こども家庭庁】

妊婦のための支援給付【再掲】

こども家庭センターの体制整備【再掲】

地域子育て相談機関の整備

妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることのできる身近な相談機関として、地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安として整備を進める。【こども家庭庁】

体罰等によらない子育てのための広報啓発

体罰等によらない子育てが応援される社会づくりを進めるため、必要な広報その他啓発活動を行う。【こども家庭庁】

(一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進)

一時預かり事業の実施

こども誰でも通園制度との役割分担・連携を図りながら、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所・幼稚園・認定こども園等で乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。【こども家庭庁、文部科学省】

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。【こども家庭庁】

ファミリー・サポート・センター事業の実施

乳幼児や小学生等のこどもがいる子育て世帯等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施する。【こども家庭庁】

(家庭教育支援)

家庭教育支援の推進

身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進する。【文部科学省】

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

(こども大綱 pp. 33-34)

(共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大)

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進

<制度面の対応>

男性の育児休業取得支援等を通じ、女性に偏る家事・子育ての状況を解消するため、育児・介護休業法に関し、常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対して義務付けられていた男性の育児休業等取得率の公表義務の対象を、令和7年4月より300人超の事業主に拡大したことから、その履行確保に取り組む。【厚生労働省】

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に関し、その期限を令和17年3月31日までの10年間延長した上で、「男女とも仕事と子育てを両立できる職場」という観点から、一般事業主行動計画を策定・変更する際に、①育児休業等の取得状況や労働時間の状況の把握及び数値目標の設定、②PDCAサイクルの確立を義務付けるなどの見直しを行い、令和7年4月に施行したことから、その履行確保に取り組む。【厚生労働省】

育児期の男女が共に希望に応じて育児とキャリア形成との両立ができるような職場環境づくりを進め

るため、「共働き・共育で推進事業」において、企業に対してはセミナーの開催・研修資料等の作成等により、また労働者に対しては意識啓発資料の作成、啓発セミナーの開催等により、特に共育でに向けた社会的気運醸成に向けた取組を行う。

また、「中小企業育児・介護休業等推進支援等事業」においては、企業への育児休業取得や休業後の円滑な職場復帰による継続就業の支援、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の支援のほか、仕事と育児を両立する柔軟な働き方の導入支援等を行う。【厚生労働省】

<給付面の対応>

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、令和7年4月より、子の出生直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始時賃金の13%相当額を支給する「出生後休業支援給付」を創設し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）を実現した。【厚生労働省】

働き続けながら子育て等を行うための雇用環境整備に取り組む事業主に対して支給する両立支援等助成金について、令和6年12月17日より「育休中等業務代替支援コース」の支給対象等を広げるとともに、令和7年度においては、10月より「柔軟な働き方選択制度等支援コース」の支給要件の見直し、子の看護等休暇制度有給化支援の独立した助成金の創設、中学校修了前の子を養育する被保険者について利用できる措置とした場合の加算措置の創設を行うこととしており、その他のコースも含めた周知を行い、仕事と育児等の両立支援に関する事業主の取組を促進する。【厚生労働省】

男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和6年度から、国庫負担割合を現行の1/80から本則の1/8に引き上げるとともに、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組みを導入した。【厚生労働省】

自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、令和6年度の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設した国民年金の第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置について、令和8年10月から施行する。【厚生労働省】

育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進

育児期を通じて多様な働き方を組み合わせることで、男女で育児・家事を分担しつつ、育児期の男女がともに希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できる環境を整備し、「共働き・共育で」を推進する。

【厚生労働省】

育児・介護休業法に関し、令和7年4月より、「子の看護休暇」の取得事由の拡充や子の対象年齢の引上げ（小学校第3学年修了まで）を行うとともに、所定外労働の制限の対象となる子の年齢を小学校就学前まで引き上げ、さらに子が3歳になるまでのテレワークを選択できるよう事業主に努力義務を課したことから、それら履行確保に取り組む。また、令和7年10月より、子が3歳以降小学校就学前までの場合において、①始業時刻等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の5つの中から、事業主が職場の労働者のニーズを把握しつつ2つ以上の制度を選択して措置し、その中から労働者が1つ以上選択できるようにする措置（柔

軟な働き方を実現するための措置)を創設することとし、さらに、事業主に、妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に係る個別の意向の聴取とその意向への配慮を義務付けることとしたことから、これらの円滑な施行に向けて、丁寧な周知等に取り組む。【厚生労働省】

育児中の柔軟な働き方として、男女ともに時短勤務を選択しやすくなるよう、令和7年4月より、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する「育児時短就業給付」を創設した。【厚生労働省】

多様な働き方と子育ての両立支援

子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築する観点から、令和10年10月より、現在、雇用保険が適用されていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者についても失業給付や育児休業給付等を受給できるよう、新たに適用対象とする。【厚生労働省】

長時間労働の是正

長時間労働の是正や働き方改革を進めるため、労働基準監督署による長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を徹底するとともに、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業等への支援を行う。【厚生労働省】

投資家の評価を利用した両立支援等の多様で柔軟な働き方の推進

女性活躍に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家に魅力ある銘柄として紹介する「なでしこ銘柄」において、両立支援に積極的に取り組む「Next なでしこ 共働き・共育て支援企業」を選定することで、性別を問わない多様で柔軟な働き方を推進し、企業における両立支援の取組を加速する。【経済産業省】

農業経営体等における子育て期の女性が働きやすい環境整備

農業経営において、労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実、家族経営協定の締結による就業条件の整備、女性農業者の育児と農作業のサポート活動の推進等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境整備を進める。【農林水産省】

公務員におけるワークライフバランス推進及び両立支援等

国家公務員について、以下の取組を行う。

- ・「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び各府省等が策定した取組計画に基づき、働き方改革、長時間労働の是正、育児・介護等と両立して活躍できるための改革等について、総合的かつ計画的な取組を推進する。取組計画に基づく取組状況について、毎年度フォローアップする。【内閣官房、全府省】
- ・管理職となるために必要な職務の経験を出産・育児期等の前後以外で積ませる等の柔軟な人事管理、両立支援制度を利用しながらのキャリア形成への支援、テレワークやフレックスタイム制等を活用した柔軟な働き方の推進により、男女問わず子育てとキャリア形成を両立しながら働きやすい環境整備を

を進める。【内閣官房、(人事院、) 全府省】

- ・ こども未来戦略において、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%に引き上げたことを踏まえ、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に基づき、育児休業等の取得について、職場全体の意識改革に加え、上司からの取得の働きかけや事前の業務分担の見直し等のマネジメント改革等により推進する。【内閣官房、全府省】

地方公務員についても、ワークライフバランスの推進及び両立支援等に向けた取組を促進するため、地方公共団体における早出遅出勤務、フレックスタイム制、テレワークの導入状況、時間外勤務の状況、男性職員の育児休業の取得状況などについて、把握・分析して必要な助言を行うとともに、先進的な取組事例の情報提供や専門家の派遣を行うなどの支援を行ってきたところである。引き続き、こうした取組を通じて、地方公共団体の積極的な取組を促進する。【総務省】

家事負担を軽減するサービスの適切な利活用に向けた環境整備

働く男女の希望する働き方や組織における多様な人材の活躍に繋がるよう、家事支援サービスの認知度向上や認証制度の普及など、家事負担を軽減するサービスの活用を促進する。【経済産業省】

(4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

(こども大綱 p. 34)

(ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援)

ひとり親家庭への経済的支援【再掲】

ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【再掲】

ひとり親家庭の就労支援【再掲】

ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援【再掲】

(ひとり親家庭に対する相談支援の強化)

相談支援体制の強化【再掲】

ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実

ひとり親家庭が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体等、利用できる支援等の情報が一目で分かるポータルサイトの作成・運用を行い、ひとり親が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する。加えて、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことで、ひとり親家庭への支援に関する気運の醸成を図る。また、当事者に寄り添ったサイトとなるよう地方公共団体やひとり親支援団体等様々な立場の者から意見を聴取し、充実を図る。【こども家庭庁】

(親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進)

親子交流支援・養育費確保支援

こどもが別居親との交流を希望する場合に、こどもの最善の利益のため、こどもの意見や意向を尊重しながら、安全・安心な親子の交流を行えるよう支援を行う。また、離婚前後の父母に対し、親子交流・養育費の取決め等について学ぶ講座の開催や公正証書の作成支援、親子交流・養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援や心理担当職員によるカウンセリング支援、同行支援等を行い、離婚後もこどもが安定した生活を送ることができるよう支援する。【こども家庭庁】

養育費や親子交流に関する周知・広報、調査研究の実施

養育費及び親子交流の取決めを促進するため、養育費及び親子交流に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、全国の市町村において、離婚届書と同時に配布するなどして、周知・広報を行う。また、共同養育計画の作成に必要な支援や啓発活動の在り方及び子の意見を適切に反映させるために必要な支援や情報提供の在り方についての調査研究を、法律の専門家等の外部専門家の知見を活用しながら実施することを検討する。【法務省】

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

(1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

（こども大綱 p. 36）

（こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進）

「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施

「こども若者★いけんぷらす」において、対面、オンラインやチャットでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取など多様な手法を組み合わせながら、こども家庭庁や関係府省庁の施策に関するテーマに対し、多様なこども・若者の意見を聴取し、最善の利益を実現する観点から政策に反映することができるよう着実に実施する。その際、参加者の年齢や発達の程度に応じた資料に基づいて事前に説明を行い、意見表明に向けた意見形成を支援するほか、意見がどのように扱われ、政策に反映されたか、反映されなかった場合はなぜなのかをこども・若者に分かりやすくフィードバックを行う。さらに、これらの一連のプロセスをこども・若者に親しみやすい手法で公表・周知するなど積極的に社会全体に発信し、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広げる。【こども家庭庁】

多くの、そして多様な意見を聴取し、政策に反映すべく、意見反映の意義や必要性の周知及び「こども若者★いけんぷらす」の広報活動を通して、同事業に登録しているこども・若者の数を今後4年間で1万人程度とする。【こども家庭庁】

各種こども施策に関する意見聴取を効果的に実施するため、こども家庭庁こども向けウェブサイトへの「こども若者★いけんぷらす」の基盤の構築に向けて取り組む。また、聴取した意見をその場限りにするのではなく、匿名加工等の個人情報について必要な処置を行った上で聴取した意見をこども家庭庁において集約する。さらに、集約した意見の分析の在り方を検討する。【こども家庭庁】

（若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組）

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取

こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り

組む若者団体や地域において子どもや若者が主体となって活動している子ども会議、若者会議、ユースカウンシルなどとの意見交換を様々な機会を捉えて行う。聴取した意見は、こうした団体の活動を促進する取組に生かすなどし、意見を政策へ反映させるよう取り組む。【子ども家庭庁】

(子ども・若者の各種審議会、懇談会等への登用)

子ども・若者の各種審議会、懇談会等への登用

「子ども大綱」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）を踏まえた取組を進めるとともに、子ども家庭庁において、関係府省庁等に対して「子ども・若者の審議会等への参画の推進に向けた基本的な考え方について（令和7年3月子ども家庭審議会基本政策部会子ども・若者参画及び意見反映専門委員会）」を周知する。また、更なる子ども・若者の審議会、懇談会等への参画を促進するため、各府省庁や地方公共団体の審議会、懇談会等における、子ども・若者委員の登用実績に関する情報等の蓄積・共有に向けて取り組むなど、審議会、懇談会等への登用状況等も踏まえ、必要な検討を引き続き行う。【子ども家庭庁、関係省庁】

(各府省庁における子ども・若者意見反映についての理解の促進)

各府省庁における子ども・若者意見反映についての理解の促進

各府省庁が行った意見反映に関する措置の取組状況に関する調査結果等を活用しながら、子ども基本法の意見反映の措置の規定を含む子ども・若者の意見反映についての、各府省庁の職員一人一人の理解を深め、取組を促進できるよう、必要な検討を行う。【子ども家庭庁】

(2) 地方公共団体等における取組促進

子どもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、子ども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

子どもに関わるルール等の制定や見直しの過程に子ども自身が関与することは、子どもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

(子ども大綱 p. 36)

(地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援)

地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援

子ども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が地方公共団体において着実に行われるよう、地方公共団体の支援を行うとともに、好事例を有する地方公共団体との連携等を行いながら、更なる取組の促進に向けて検討する。【子ども家庭庁】

「こども・若者意見反映サポート事業」において、地方公共団体におけるこども・若者の意見反映の継続的な取組を推進するため、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応及び意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣を行うほか、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材を増やし、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の機会を確保及び拡大するため、地域人材を対象とした「こども意見ファシリテーター養成講座」を行う。【こども家庭庁】

地方公共団体の意見反映に関する措置についての取組を引き続き把握し、現状の課題点・改善点を検討する。【こども家庭庁】

「こども・若者意見反映サポート事業」で創出した好事例や、取組状況の把握で得られた取組事例などについて、説明会の実施や各種事業の取組結果の公表等を通じて情報提供を行い、地方公共団体におけるそれぞれの更なる取組を促進する。【こども家庭庁】

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

こどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

(こども大綱 p. 37)

(こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成)

こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成

「こども若者★いけんぶらす」における一連のプロセスをこども・若者に親しみやすい手法で公表・周知することにより社会全体に発信することに加え、各府省庁及び地方公共団体におけるこども・若者の社会参画や意見反映に係る好事例の横展開を図ることを通じて、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と社会気運の醸成に取り組む。【こども家庭庁】

(こども施策に関する情報提供)

こども施策に関する情報提供

こども施策に関して理解・関心が深まることは、こども・若者の意見表明や社会参画につながることを踏まえ、こども施策を所管する各府省庁が、こども施策について、こども・若者の視点に立った資料等の作成を行えるよう、こども家庭庁において助言等を行う。【こども家庭庁】

(こども・若者の意見を表明する権利に関する知る機会の創出)

こどもの権利条約の認知度の把握と普及啓発【再掲】

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

(こども大綱 p. 37)

(多様な声を施策に反映させる工夫)

多様な声を施策に反映させる工夫

多様な声が施策に反映されるよう、「こども若者★いけんぷらす」において、声が聴かれにくいこどもや若者が活動する場や施設等に出向いて意見を聴取する手法に協力可能な施設を募るなど、施設等との連携を強化するとともに、引き続き同手法での意見聴取を実施し、意見聴取の対象に応じて、配慮や工夫等を講ずる。【こども家庭庁】

令和6年3月に策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の改訂を見据え、主に自然災害時を念頭においた非常時のこども・若者の意見聴取・意見反映について、国内外の取組状況の文献調査等を行い、意見反映等の在り方等を検討する。【こども家庭庁】

さらに、各府省庁及び地方公共団体における多様な声を政策に反映させる取組の好事例を収集し、横展開を図る。【こども家庭庁】

(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

(こども大綱 p. 37)

(社会参画・意見反映を支える人材の育成)

社会参画・意見反映を支える人材の育成

「こども・若者意見反映サポート事業」において、地方公共団体におけるこども・若者の意見反映の継続的な取組を推進するため、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応及び意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣を行うほか、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材を増やし、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の機会を確保及び拡大するため、地域人材を対象とした「こども意見ファシリテーター養成講座」を行う。【再掲】【こども家庭庁】

地方公共団体におけるファシリテーター養成の在り方や、意見聴取の手法・対象に応じて必要となるファシリテーターの技能、その他こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の在り方等について、継続的に検討する。【こども家庭庁】

(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

(こども大綱 pp. 37-38)

(若者が主体となって活動する団体等の活動の促進)

若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進等

こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどとの意見交換を様々な機会を捉えて行う。【こども家庭庁】

若者が主体となって活動する団体の活動の促進に向けて、若者団体が抱える様々な課題(人材育成・組織運営、資金調達、広報・情報発信等)の解決に向け、情報共有の場を提供するなどの支援を行うとともに、更なる課題の把握を行う。【こども家庭庁】

(民間団体等との連携強化)

民間団体等との連携強化

こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体等と意見交換を行う。【こども家庭庁】

(7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

(こども大綱 p. 38)

(こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究)

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こども・若者参画及び意見反映専門委員会の議論等を踏まえつつ、こどもや若者の社会参画や意見反映に関する必要な調査研究を実施する。【こども家庭庁】

(こども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みの構築)

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みに関する検討

「こども若者★いけんぶらす」の取組に関するこども・若者や関係者等の意見等を踏まえ、意見反映に関するプロセスの評価を行い、改善につなげる。【こども家庭庁】

意見反映のプロセスや意見反映の結果に係る評価の在り方について、仕組みの構築を見据えた検討を進める。【こども家庭庁】

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

(こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく(EBPM: Evidence Based Policy Making)。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていけないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

(こども大綱 pp. 38-39)

(こども施策におけるアウトカムの検討)

こども施策における適切なアウトカム等の検討

こども施策の推進に当たってどのようなアウトカム(成果目標・成果実績)が適切か、その達成度を客観的に判断できる測定指標はどのようなものかについて検討を進め、得られた知見については、こども施策の企画立案、検証・評価等に活用する。【こども家庭庁】

(こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制の整備)

こども施策におけるEBPMに資する支援体制の構築

こども施策に関しEBPMの観点から専門的な助言等の支援を行う大学・研究機関等の外部専門家(こども家庭庁EBPMアドバイザー)の充実を図るとともに、こども施策の企画立案、検証・評価の検討段

階での積極的な活用を推進するなど、こども施策におけるEBPMの浸透に資する支援体制の整備を進める。【こども家庭庁】

（こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対するEBPMに関する周知啓発等）

こども施策におけるEBPMの浸透に資する研修や周知啓発、情報提供、相談支援等の充実

こども施策の企画立案・実施を担う職員に対し、EBPMに関する知見や業務に即した実務的なノウハウの習得に資する研修を引き続き実施する。また、職員アンケート等を実施して得られたニーズや課題を踏まえ、当該職員への効果的な周知啓発、情報提供、相談支援等の充実を図る。【こども家庭庁】

（大学・研究機関等の創意工夫を活用した調査研究等の推進）

大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等の推進

大学・研究機関等の創意工夫を活かした調査研究等を推進する観点から、国立成育医療研究センター等の外部研究機関との連携・協力関係の構築を引き続き図りつつ、中長期的な視野に立って施策課題に係る研究テーマの検討を図る。【こども家庭庁】

（国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実）

成育医療等に関するシンクタンク機能の充実

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図る。【こども家庭庁】

（地方公共団体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組の横展開）

こども政策におけるEBPMに関する地方公共団体の好事例の収集

地方公共団体のこども施策におけるEBPMの推進を支援するべく、先進的な地方公共団体の取組の好事例を引き続き収集しつつ、適宜収集した好事例を地方公共団体に展開を行う。【こども家庭庁】

（こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築）

良質なデータがあつてこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て

当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

(こども大綱 p. 39)

(こども施策に関するデータの整備)

こども施策に関するデータの整備

「こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)」を推進するため、「こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)」に基づく数値目標や指標等の進捗状況を把握する観点から、必要な調査研究を定期的実施することとし、「こども政策の推進に関する意識調査」を令和7年度に実施する。【こども家庭庁】

こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するとともに、国際比較や長期的な追跡が可能なデータ等を充実させるため、「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」や「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」の規定にも留意し、「こども・若者総合調査(仮称)」を令和7年度に実施することに加え、「こども・若者国際比較調査(仮称)」(令和8年度実施予定)等の実施に向けて必要な検討を行う。【こども家庭庁】

エコチル調査の推進

こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築を行うため、胎児期から小児期にかけての環境要因がその後の健康に与える影響を明らかにするための調査である「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を着実に進める。得られた成果を、関係省庁や地方公共団体等に共有することで、ガイドライン・事業の策定・改定など関連するこども施策につながることを期待される。【環境省】

(こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方の検討)

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方の検討

こども施策の推進に当たって政府全体として収集すべきデータや指標を整備する観点も踏まえ、こども・若者に着目したウェルビーイング指標について、令和5年度及び令和6年度に実施した調査研究に基づき、外部の専門家の知見を活用しながら、我が国における指標の在り方について具体的な検討を進める。【こども家庭庁】

(こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等の二次利用の推進)

こども施策に関するデータの二次的利用の推進

こども施策の推進のために国が行ったこども・若者や子育て当事者に関する調査研究等で得られたデータの二次的利用の推進に向け、データ提供可能な調査研究等を一元的に参照できるホームページの拡充など、必要な具体的な方策について検討する。【こども家庭庁】

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

(こども大綱 p. 39)

(こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上)

保育人材の担い手の確保、育成、専門性の向上、キャリア形成

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進、更には保育の現場・職業の魅力発信などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

保育人材の育成については、「保育士等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るなど、課題やニーズを踏まえた養成・研修の充実を図るとともに、保育士・幼稚園教諭等が研修を受けられる環境整備を進める。【こども家庭庁、文部科学省】

幼稚園教諭等の人材育成・確保に向けた調査研究の実施【再掲】

初等中等教育段階における、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成の加速

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けて、教師人材確保を強化するとともに、大学等における教職課程の在り方、教師の採用、研修の在り方、多様な社会人が教職に参入しやすくなるような制度の在り方について検討を進める。【文部科学省】

子育て支援員研修の実施

地域において子育て支援の仕事に関心を持つ方に、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施し、子育て支援分野の各事業等に従事する「子育て支援員」の養成を図る。【こども家庭庁】

児童相談所の体制強化【再掲】

障害児支援における人材育成・確保等

全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成・確保等を進める。【こども家庭庁】

民生委員・児童委員に対する研修の実施、担い手確保

民生委員・児童委員が、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための都道府県等による研修の実施や担い手確保に向けた取組を支援する。【厚生労働省、こども家庭庁】

保護司活動の基盤整備の推進【再掲】

更生保護ボランティアに対する研修の充実

更生保護ボランティアの活動を促進するため、保護司を始めとする更生保護ボランティアに対する研修の充実を図る。【法務省】

(こどもや家庭に関わる職員などに対するメンタルケア)

保育人材に対するメンタルケア

園長経験者等が保育所等を巡回し、現場の保育士に対して保護者への適切な対応方法等に関する助言等を行うことや、保育士の相談窓口を設置し相談しやすい体制の整備をするなどの支援に取り組む。【こども家庭庁】

公立学校教員のメンタルヘルス対策

令和5年度において教育職員の精神疾患による病気休職者数が過去最多となる中、教育職員の病気休職者の増加は学校現場やこどもに対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがあることから、引き続き、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出及び横展開等を図る。また、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校のみでは解決が難しい事案への対応の負担軽減のため、スクールロイヤーによる法務相談体制の整備を含む、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を推進する。【文部科学省】

児童相談所職員のメンタルケアについて

児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援する。【こども家庭庁】

(ボランティアやピアサポートができる人材の確保・育成)

地域におけるこども・若者支援のための人材育成

困難を抱えるこども・若者を支える相談体制やアウトリーチ（訪問支援）、ピアサポートの充実等のため、それらに従事する支援者の養成等を図る。【こども家庭庁】

（民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化）

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進【再掲】

こどもまんなか社会実現プラットフォームの設立と運営、情報発信

こどもや若者、子育て家庭に対し、地域で支援を行っている様々な個人や民間団体、企業との対話・連携・協働を強化・推進することを目的に設立した「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の会員増加に取り組みつつ、プラットフォームとしての活動を開始する。あわせて、プラットフォームの効果的な役割や、参加団体の拡大に向けた活動及び広報の在り方等について、幹事団体等とともに検討を進める。

【こども家庭庁】

（3）地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

（こども大綱 pp. 39-40）

（関係機関・団体のネットワークの構築）

地域におけるこども・若者支援のための体制整備【再掲】

法務少年支援センターによる地域援助の推進【再掲】

保護観察所による更生保護に関する地域援助等の推進【再掲】

(こども・若者や子育て当事者の相談支援)

こども家庭センターの体制整備【再掲】

(こどもデータ連携の取組)

こどもデータ連携実証事業の実施・事例集の作成

地方公共団体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報・データを個人情報の適正な取扱いを確保しながら分野を越えて連携し、精査を行うことで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる「こどもデータ連携」の取組について、実証事業を実施する。実証事業を通じて、利用するデータ項目の選定や個人情報の適正な取扱いの在り方、適切なデータ連携の仕組みの在り方、支援への接続方法等に関する課題を洗い出し、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。【こども家庭庁】

実証事業によって得られた成果等を基に、今後の地方公共団体の取組に資する取組事例集を作成する。令和8年度以降、作成したガイドライン及び取組事例集を活用して普及啓発するとともに、地方公共団体の取組に対する支援や個人情報の適正な取扱いを確保する等の制度的措置の検討等を通じて、取組の着実な横展開を図る。【こども家庭庁】

(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

(こども大綱 p. 40)

(子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

こども政策DXの推進

こども政策DXを推進し、こどもまんなか社会の実現を図るため、こども政策DX推進チームを都度開催し、「こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針」を踏まえて、こども・子育て政策のDXに向けた検討や進捗管理等を実施し、こども政策DXの取組を促進する。【こども家庭庁】

地方公共団体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、令和6年度に実施した「こども政策DXの実現に向けた実証事業」において作成した事例集やガイドラインの効果的な広報に取り組む。また、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備など人口規模別の総合的な改革モデル等を構築し、横展開を進めることで、子育て当事者等の利便性向上や負担感の軽減、地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。【こども家庭庁、総務省】

こども政策DX見本市開催事業の実施

地方公共団体や子育て関連事業者等がこども政策DXや業務のデジタル化・ICT化を効果的に進められるよう、高度な専門性や人的資源を豊富に有する質の高い事業者を選定できる場を提供し、自治体におけるDXの取組を推進するため、令和6年度に開催した「こども政策DX見本市」に参加した事業者等や自治体の先進事例をまとめた成果物の効果的な広報に取り組む。【こども家庭庁】

こども政策DXの実現に向けた実証事業の実施

地方公共団体や子育て関連事業者等が行政手続や事務処理等のデジタル化・ICT化や生成AIの利用等を効果的に進められるよう、令和6年度に実施した「こども政策DXの実現に向けた実証事業」において作成した事例集やガイドラインの効果的な広報に取り組む。【こども家庭庁】

こども政策DXに係る庁内体制の強化

庁内のこども政策DXに関する取組を推進するため、他省庁や委託事業者等の外部からの支援も活用しつつ、庁内のこども政策DXに係る体制の強化を進める。【こども家庭庁】

母子保健のデジタル化の推進【再掲】

保育DXによる現場の負担軽減

保育士・幼稚園教諭等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を整備するため、保育業務のワンズオンリーの実現に向けた基盤として、保育施設等と自治体の間でのオンラインでの給付・監査の手続を可能とする「保育業務施設管理プラットフォーム」を構築し、令和8年度以降その全国展開を進める。

また、保護者の「保活」に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減するため、保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、就労証明書の提出等）をオンライン・ワンストップで可能とする「保活情報連携基盤」を構築し、令和8年度以降その全国展開を進める。【こども家庭庁、文部科学省】

保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育ICTラボ）を行うための経費を支援する。【こども家庭庁】

（５）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

（こども大綱 pp. 40-41）

（こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革）

「こどもまんなかアクション」の推進

「こどもまんなかアクション」として、「こどもまんなか」の趣旨に賛同する企業・個人・地方公共団体などに「こどもまんなか応援サポーター」となる旨宣言していただき、取り組んだ内容を自らSNSなどで発表する「こどもまんなかアクション」を推進する。あわせて、SNSを活用したプッシュ型での情報発信、各地域でリレーシンポジウムの開催、春と秋の「こどもまんなか月間」及び夏休み期間など時機を捉えたキャンペーンの実施等により、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成していく。

【こども家庭庁】

こども連れの方が移動しやすい環境整備

鉄道やバスなどにおけるベビーカー使用者のためのフリースペース等の設置や分かりやすい案内の促進とともに、公共交通機関等において、妊産婦や乳幼児連れの方を含め、配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力を啓発する取組などを推進する。また、こども連れ旅行者に優しい旅行の気運醸成を図る。

【国土交通省】

地域における結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成の推進

地方公共団体が実施する少子化対策の取組について、企業や民間団体を含めた地域全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成、男性の育休取得と家事・育児分担の促進などの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る取組に対し、地域少子化対策重点推進交付金により支援するとともに、各事業の実績を把握し、交付金活用事例集を作成するほか、優良事例についての情報共有にも努め、優れた取組の横展開

を図る。【こども家庭庁】

結婚や子育てに関する若い世代を主体とする情報発信等

多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代が安心して気軽に自らのライフデザインに役立つ様々な情報を収集することができるよう、若い世代自身が考案・企画し同世代に向けてライフデザインに関する情報発信を行うプロジェクトチームの運営のほか、ライフステージ毎に異なるニーズを捉え、結婚・子育てに係るデータや支援制度等を含むコンテンツ開発や公開を行う。【こども家庭庁】

社会の意識改革を進めていく取組

社会全体でこども・子育て世帯を応援するという気運を高め、社会の意識改革を進めていく取組を、経済界や地方公共団体など幅広い関係者の参画と協力を得ながら展開する。【内閣官房、こども家庭庁】

3 施策の推進体制等

(1) 国における推進体制

(こども政策推進会議)

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、こども大綱を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画やこども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁におけるこども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

(こども家庭審議会)

こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べるができる。

こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実し

た調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

(こども政策を担当する内閣府特命担当大臣)

こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

(全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方)

各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方について、調査研究等を進める。

(こども大綱 pp. 41-42)

(全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方)

施策がこどもや若者に与える影響を評価する取組の在り方に関する調査研究

令和6年度に実施した、こどもの権利擁護に関する調査研究の結果を踏まえ、国際社会の動向や諸外国の取組を参考にしつつ、各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者に与える影響を事前又は事後に評価する取組の在り方についての検討を進め、引き続き権利を基盤とした施策を推進する。【こども家庭庁】

(2) 数値目標と指標の設定

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家庭審議会において検討する。

(こども大綱 p. 42)

(3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなど期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

(こども大綱 pp. 42-43)

(自治体こども計画の策定支援)

自治体こども計画の策定支援・策定状況の公表

令和6年度に作成した自治体こども計画策定のためのプロセスや意見聴取の手法等を示したガイドラインについて、その改訂も検討しながらこれを活用し、都道府県・市町村が行う自治体こども計画策定を支援する。また、自治体こども計画の策定状況について都道府県・政令市・市（政令市除く）・町村別に取りまとめるとともに、こどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況を調査し公表する。

【こども家庭庁】

(地方公共団体との連携等)

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。

こども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

(こども大綱 p. 43)

(地方公共団体との連携)

地方公共団体との意見交換・人事交流

「こども政策に関する国と地方の協議の場」を年2回開催し、こども政策担当大臣を含めた政府側と地方三団体の長等との率直な意見交換を行うことを通じ、地域の実情を踏まえつつ、課題認識や施策の目的・方向性を共有しながら、国と地方が車の両輪となってこども施策を推進していく。【こども家庭庁】

引き続き、こども施策に係る政府と地方公共団体の職員の人事交流に積極的に取り組み、地域の多様性や実情を認識するとともに、国と地方で課題認識や施策の目的・方向性を共有していく。【こども家庭庁】

(4) 国際的な連携・協力

持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる持続可能な開発目標(SDGs)に関し、SDGs実施指針改定版に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)の参加国(パ

スファインディング国)として、子どもに対する暴力撲滅行動計画の着実な実施を通じて、こどもに対する暴力撲滅に取り組む。

こどもの権利条約を誠実に遵守する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国のこども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金(ユニセフ)やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

(こども大綱 p. 43)

(SDGs実施指針改定版に基づく取組)

SDGs実施指針改定版に基づく取組

内閣総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部において令和5年12月に決定されたSDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していく。若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むとともに、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組む。【外務省】

(子どもに対する暴力撲滅行動計画に関する取組)

国際的な暴力撲滅に向けた取組

「子どもに対する暴力撲滅のための円卓会議」及び同ワーキング・グループを活用しつつ、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の実施状況を把握するとともに、同計画の改定作業を進める。また、毎年の評価・モニタリングの結果も踏まえつつ、同計画の着実な実施を通じてこどもに対する暴力撲滅に取り組む。

【こども家庭庁、関係省庁】

(こどもの権利条約に関する取組)

条約を踏まえた国内施策の実施等

国内施策の実施に当たっては、こどもの権利条約を遵守し、児童の権利委員会の総括所見についても関係省庁で連携し必要な検討を行うとともに、こども家庭審議会基本政策部会においても、調査審議を行う。こども家庭庁のホームページにおいて、こども・若者、子育て当事者等の理解に資するよう留意しつつ、総括所見及び一般的意見を掲載するなどの必要な情報発信を行う。【こども家庭庁、外務省、関係省庁】

（「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組）

「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づく取組の推進

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の着実な履行の確保を目指して令和2年に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画に基づき、こどもの権利の保護・促進のための取組を推進する。【外務省、関係省庁】

（我が国のこども施策の国際社会への情報発信）

国際社会との協調、日本の取組・考え方についての情報発信

国連人権理事会及び国連総会第3委員会などの多国間フォーラムにおける児童に関する議論に積極的に参加するとともに、児童の権利の保護・促進を目的とする国連児童基金（ユニセフ）等による取組と連携・協力する。また、我が国のこども分野における取組に対する国際社会の理解を促進するべく、二国間の対話及び国連を始めとする多国間フォーラムにおける議論等の機会を活用し、国際場裡における正しい説明・情報発信を行う。【外務省】

各種国際会議の開催機会や関連のホームページ、各国政府との対話等を通じて、我が国のこども施策を積極的に国際社会に発信する。また、国際会議における議論等の国際的動向を踏まえた国内施策の推進に資するよう、関係省庁間で適切に情報共有・連携を図る。【こども家庭庁、外務省】

（国際機関等の取組への貢献・連携強化）

国際機関との連携

国連児童基金（ユニセフ）やOECDを始めとする国際機関に対して、我が国のこども施策を情報発信するとともに、情報交換を行う等、連携する。【こども家庭庁、外務省】

（5）安定的な財源の確保

こども基本法第16条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、こども未来戦略で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を3年間（2026年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。

（こども大綱 pp. 43-44）

（「こども・子育て支援加速化プラン」）

「こども・子育て支援加速化プラン」に係る安定財源の確保

こども未来戦略に基づき、予算規模で 3.6 兆円程度の充実となる「こども・子育て支援加速化プラン」の財源については、その実施が完了する令和 10 年度までに 3.6 兆円程度の安定財源を確保する。【こども家庭庁、厚生労働省】

具体的には、令和 10 年度までに既定予算の最大限の活用等で 1.5 兆円程度の確保を図る。あわせて、徹底した歳出改革を行い、令和 10 年度までに、公費節減効果について 1.1 兆円程度の確保を図るとともに、歳出改革と賃上げによって社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で令和 8 年度から段階的に令和 10 年度にかけて子ども・子育て支援金制度を構築することとし、実質的な負担を生じさせることなく令和 10 年度に 1.0 兆円程度の確保を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】

令和 10 年度にかけて安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないように、必要に応じ、つなぎとして、令和 7 年度に新設した子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）において、子ども・子育て支援特例公債を発行する。【こども家庭庁】

（6）こども基本法附則第 2 条に基づく検討

こども基本法附則第 2 条に基づき、こども基本法の施行後 5 年を目途として、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

（こども大綱 p. 44）

II-1-1 (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
相談救済機関の調査研究・実態把握及び事例の周知	調査研究【こども家庭庁】 「全国行政書士・オンブズマン・制度連絡会」等を開催し、実態把握やこども家庭庁が実施した調査研究結果も踏まえた事例の周知【総務省】	事例周知【こども家庭庁】			

II-1-1 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた「遊びと体験」の推進		「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた普及啓発・人材養成・調査研究の集中的な実施【こども家庭庁】 「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の総合的推進【こども家庭庁を中心として政府全体】			
こども・若者の体験活動の推進	「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」や「子どもゆめ基金事業」等の国立青少年教育振興機構における取組を通じた体験活動等の推進【文部科学省】				
学校における体験活動の推進	学校等における宿泊体験活動の機会創出に向けた支援【文部科学省】				
読書活動の推進	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づく読書活動の総合的推進【文部科学省】 第二期「読書習慣等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づく図書館における障害者への利用促進【文部科学省】			次期計画に基づく読書活動の総合的推進【文部科学省】	
こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実	・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業の実施 ・伝統文化【親子教室事業】の実施 ・劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業の実施【文部科学省】				
青年国際交流事業の実施による人材育成	青年国際交流事業の実施（「東南アジア青年の船」事業、「世界青年の船」事業、国際社会青年育成事業等）【内閣府】				
STEAM教育の推進	STEAMライブラリー活用・普及促進【経済産業省】				
特定分野に特異な才能のある子どもに対する指導・支援	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめに基づき実証研究等を実施【文部科学省】			実証研究の成果を全国に展開するとともに、必要に応じ制度改正等を検討【文部科学省】	
教育を通じた男女共同参画の推進	児童生徒向け教材等の活用促進【文部科学省】 未就学児の教育現場で活用できる教育プログラムの開発と保護者向けの啓発【文部科学省】				

II-1-1 (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
プレコメンセプションケアの推進		「妊娠と薬」外来と連携した相談支援の実施都道府県増加【こども家庭庁】 性と健康の相談センターでのライフステージに応じた相談支援の推進や、プレコメンセプションケアに関する情報発信等の実施【こども家庭庁】 女性ナショナルセンター機能有する成育医療研究センターにおいてプレコメンセプションケアを含めた成育医療の推進を図る研究・相談支援・人材育成などの推進【こども家庭庁】 プレコメンセプションケア推進5か年計画に基づき、着実に進めていく【こども家庭庁】		すべての都道府県において「妊娠と薬」外来と連携した支援の実施【こども家庭庁】	
国立成育医療研究センターにおける「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築等		「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築に係る組織体制やシステムの整備、人材の確保、研究等の推進【厚生労働省】 「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築に係る施設整備【厚生労働省】			
母子保健のデジタル化の推進		・PMH導入自治体拡大【こども家庭庁】 ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充【こども家庭庁、デジタル庁】 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出【こども家庭庁】 施行に向けての準備【こども家庭庁】	R8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及【こども家庭庁】		

II-1-1 (4) こどもの貧困対策

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
子どもの進路選択支援事業		学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用率に関する相談・助言を行うアウトリーチ事業の実施【厚生労働省】			
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援		こどもの生活・学習支援事業の実施【こども家庭庁】			
進学・就職準備給付金		進学・就職準備給付金支給の実施【厚生労働省】			
円滑な食品アクセスの確保の推進		地域の林づくりやフードバンク・こども食堂等の機能強化に向けた支援【農林水産省】 支援策の取りまとめ、周知、活用促進【農林水産省、関係省庁】			
こどもの生活支援の強化		地域こどもの生活支援強化事業の実施【こども家庭庁】			
ひとり親家庭に対する子育て・生活支援		ひとり親家庭等日常生活支援事業による子育て・生活支援の実施【こども家庭庁】			
被保護者に対する就労支援		被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の実施（令和7年度から生活困窮者向けの就労準備支援事業を生活保護受給者も利用できることとする）【厚生労働省】			
ひとり親家庭の就労支援		高等学校進路選択給付金等の支給等による就業支援の実施【こども家庭庁】			

II-1-1 (4) こどもの貧困対策

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給率による経済的支援の実施【こども家庭庁】				
養育費確保支援	離職後家庭支援事業の実施等による養育費確保支援【こども家庭庁】				
相談支援体制の強化	ひとり親家庭等に対するワンストップ非認知体補強化事業の実施【こども家庭庁】				
虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へアウトリーチ支援の充実	虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業の実施【こども家庭庁】				
支援対象児童等見守り強化事業による見守り体制の強化	支援対象児童等見守り強化事業による見守り体制の強化【こども家庭庁】				
官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開	こどもの未来は国民運動の推進【こども家庭庁】				

II-1-1 (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
経済的支援と質の高い支援の提供	第3期障害児給付計画【こども家庭庁】 研修体系の構築の検討・実装【こども家庭庁】 ICTを活用した支援の実証型研修・実証・実装【こども家庭庁】		第4期障害児給付計画【こども家庭庁】		
地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進	R6障害情報化実施【こども家庭庁】 第3期障害児給付計画【こども家庭庁】 地域障害児支援体制強化事業の実施【こども家庭庁】 地域支援体制整備サポート事業の実施【こども家庭庁】		R9障害情報化実施【こども家庭庁】 第4期障害児給付計画【こども家庭庁】		
専門的支援が必要な障害児への支援の強化	R6障害情報化実施【こども家庭庁】 医療的ケア児等総合支援事業・医療的ケア児保育支援事業の実施【こども家庭庁】 聴覚障害児中核機能強化事業の実施【こども家庭庁】 聴覚障害児教育の充実事業の実施、他の地域への展開等【文部科学省】		R9障害情報化実施【こども家庭庁】		
家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携等	R6障害情報化実施【こども家庭庁】 地域障害児支援体制強化事業の実施【こども家庭庁】 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施【こども家庭庁】		R9障害情報化実施【こども家庭庁】		

II-1-1 (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組	多様なニーズを有する子供へのICT活用も含めた支援意識の強化【文部科学省】 医療的ケア看護師を含む多様なスタッフの確保・活用【文部科学省】 自校通学や物理的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実【文部科学省】 インクルーシブな学校運営モデル事業の実施、他の地域への展開等【文部科学省】				

II-1-1 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こども家庭センターの体制整備	こども家庭センターの全国展開に向けた市区町村の体制整備・機能強化【こども家庭庁】				
家庭支援事業の推進	第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく事業の実施（R7～R11）【こども家庭庁】				
予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への必要な支援の提供	妊産婦相談事業の実施【こども家庭庁】 性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠への相談支援、若年妊産婦等への支援等を実施【こども家庭庁】				
一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等	一時保護施設独自の設備・運営基準策定による環境改善、一時保護施設における小規模コミュニケーションケアの推進、一時保護委託先の開拓・心理的サポートの実施【こども家庭庁】				
こどもの権利擁護の推進	運用マニュアル等の周知、こどもの権利擁護調整事業の実施【こども家庭庁】				
虐待等により家庭から孤立した子ども・若者の居場所の整備	こども若者エンター・相談支援事業の実施【こども家庭庁】				
一時保護時の司法審査の円滑な導入	児童相談所における対応マニュアルの周知等【こども家庭庁】 一時保護時の司法審査の実施【こども家庭庁】				
親子関係の再構築支援の推進	ガイドラインの周知、親子再統合（親子関係再構築）支援事業の実施【こども家庭庁】				
こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の実施【こども家庭庁】				
児童相談所の体制強化	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（見直し後）に基づく児童相談所の体制強化の実施（R9以降は必要に応じて目標を定め、引き続き児童相談所の体制強化を実施）【こども家庭庁】 児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業の実施【こども家庭庁】				

II-1-1 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
業務効率化のためのICT推進	児童虐待等業務効率化促進事業等の実施【こども家庭庁】				
里親等委託の推進	里親支援センターの設置促進、里親支援センター等職員の人材育成、里親研修の強化等の実施【こども家庭庁】				
特別養子縁組の推進	養育希望者を増やすことを主眼に置き、ヤングケアラーの展開、民間あっせん機関における効果的な支援体制の構築や職員の資質向上の実施【こども家庭庁】				
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	地域小規模児童養護施設や小規模グループケアの推進等【こども家庭庁】				
児童養護施設等における人材育成	研修実践や業務内容に応じた処遇や、魅力発信、就業継続支援等の実施【こども家庭庁】				
自立支援の強化	児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業等の実施【こども家庭庁】				
特定妊婦等に対する支援の強化	妊産婦等生活援助事業、特定妊婦等支援ネットワーク形成事業の実施【こども家庭庁】				
ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発	地方公共団体における実践研修【こども家庭庁】 コーディネーターの派遣等、地方公共団体における支援窓口の設置推進【こども家庭庁】 ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報その他啓発活動の実施【こども家庭庁】				

II-1-1 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自殺総合対策大綱	大綱に基づく施策の推進・フォローアップの実施【厚生労働省】	次期大綱の検討【厚生労働省】	次期大綱の決定	次期大綱に基づく施策の推進【厚生労働省】	
こどもの自殺の要因分析等	調査研究事業の実施【こども家庭庁、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省】				
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発	広報その他の啓発活動の実施【内閣官房、こども家庭庁、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】				
電話・SNS等を活用した相談体制の整備	地域自殺対策強化交付金を活用した地方公共団体、民間団体における電話・SNS相談体制の整備に関する支援【厚生労働省】				
「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ・運用支援	地域自殺対策強化交付金を活用した都道府県・指定都市におけるチーム設置及びチームによる支援者支援の取組に関する支援【厚生労働省】				
遺されたこどもへの支援	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実【文部科学省】				
	地域自殺対策強化交付金を活用した地方公共団体、民間団体における遺児への取組に関する支援【厚生労働省】				

II-1-1 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の着実な実施、フォローアップ ・次期計画に向けて議論（有識者検討会・地方連携フォーラム）【こども家庭庁】 	計画の見直し	第7次基本計画決定	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の着実な実施、フォローアップ ・次期計画に向けて議論【こども家庭庁】 	
児童対象性暴力の防止のための総合的な取組	児童対象性暴力の防止のための総合的な取組の推進【こども家庭庁】				
			こども性暴力防止法の施行【こども家庭庁】		

II-1-1 (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進	<ul style="list-style-type: none"> こどもや支援団体等との意見交換【こども家庭庁】 こどもの悩みを受け止めるために有益な情報提供に関する広報【こども家庭庁】 こどもに関する官民の信頼窓口の実態把握等に係る調査研究【こども家庭庁】 		R7年度の取組を踏まえ各種施策に反映【こども家庭庁】		

II-2-1 (1) こどもの誕生前から幼児期まで

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
出産費用（正常分娩）の保険適用の導入の検討	出産費用（正常分娩）の保険適用の導入の検討【厚生労働省】				
周産期医療体制の整備	妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費の補助の実施【こども家庭庁・厚生労働省】				
里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進	PMH導入自治体拡大【こども家庭庁】 必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充【こども家庭庁、デジタル庁】	母子保健DXの全国展開【こども家庭庁】			
産前産後の支援の充実と体制強化	産後ケア事業を、地域子ども・子育て支援事業に位置付け、提供体制の確保を推進【こども家庭庁】				
特定妊婦等に対する支援の強化【再掲】	妊産婦等生活困窮対策、特定妊産婦支援ネットワーク形成事業の実施【こども家庭庁】				
妊婦のための支援給付	法定事業として実施【こども家庭庁】				

II-2-1 (1) こどもの誕生前から幼児期まで

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進	<p>新規2族患を対象とした遺伝性聾性難聴検査の実施【こども家庭庁】</p> <p>こども家庭庁研究（実施体制の構築に関する研究）【こども家庭庁】</p> <p>新生児聴覚検査の公費負担の実施の徹底【こども家庭庁】</p>	R8年度以降 重症聴覚障害不全症（SCID）及び骨髄移植感染症（SMA）の検査の全国展開【こども家庭庁】			
乳幼児健診の推進	「1か月児、及び「5歳児」への乳幼児健診の全国展開【こども家庭庁】				
「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進	「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた普及啓発・人材養成・調査研究の集中的な実施【こども家庭庁】				
こども誰でも通園制度の推進	「はじめの100か月の育ちビジョン」の取組の総合的な推進【こども家庭庁を中心とした政府全体】				
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置づけ【こども家庭庁】				
地方公共団体における幼児教育の推進	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進【文部科学省、こども家庭庁】				
保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善	地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築を推進【文部科学省】				
職員配置基準の改善	費用の見える化の実施【こども家庭庁】				
	4・5歳児の職員配置基準改善【こども家庭庁】 ※1歳児についても加速化プラン期間中早期に改善【こども家庭庁】				
	「1歳児職員配置加算」を創設（働き方改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5対1以上に改善した場合に加算）【こども家庭庁】				

II-2-1 (2) 学童期・思春期

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進	<p>集中改革期間：教師を取り巻く環境整備を推進【文部科学省】</p> <p>教師の平常時間外に学校等時間を約3割削減し、月30時間程度に縮減することを目標として働き方改革を進める【文部科学省】</p> <p>教職調整額の率を令和10年度までに10%への引上げを行う【文部科学省】</p> <p>小学校における教科目別補充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充等の教職員定数の改善【文部科学省】</p> <p>教員業務支援員等の支援スタッフの配置充実【文部科学省】</p>				

Ⅱ-2- (2) 学童期・思春期

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学びと社会の連携促進	学びと社会の連携促進【経済産業省】				
地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	改革推進期間として、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の実施や実証事業の成果を検証【スポーツ庁・文化庁】	実証事業の成果等の検証などを踏まえ、地域の実情に応じた地域スポーツ・文化芸術環境の整備の検討【スポーツ庁・文化庁】			
在外教育施設の教育の振興	日本人学校における義務標準法に準じた教員配置の計画の実現【文部科学省】	「選ばれる在外教育施設」づくりに向けた先進的な特色ある研究開発の支援の実施【文部科学省】	左記取組の成果を踏まえ、事業の見直し・検討【文部科学省】		
こどもの居場所づくりの推進	在外ならではの課題改善や教育活動支援のための実証研究の実施【文部科学省】	左記取組の成果を踏まえ、事業の見直し・検討【文部科学省】			
こどもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等	「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく事業実施【こども家庭庁】	こどもの居場所の創設方法についての実証研究【こども家庭庁】	こどもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等【経済産業省】	「こどもの居場所づくりに関する指針」の見直しの検討【こども家庭庁】	
放課後児童対策に係る取組の強化	放課後児童クラブの約15万人分の受け皿整備の推進、待機児童の解消（加速化プラン期間中のできるだけ早期に達成）【こども家庭庁】	放課後児童対策「パッケージ2025」に基づく取組の推進【こども家庭庁、文部科学省】			
金融経済教育の充実	学校施設を活用した放課後児童クラブをできる限り早期に実施（所管部局の求めに応じて）、福祉部局と教育委員会の連携促進【こども家庭庁、文部科学省】	金融経済教育の更なる充実に向けた機軸の幅広い活動の推進・学校・企業向けの出張授業等の実施・顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援・個人に対する個別相談の実施・支援・金融経済教育の教材・コンテンツの作成、等【金融庁】			
地域におけるライフデザイン支援等の推進	地域少子化対策重点推進交付金による支援、地方公共団体への働きかけ等【こども家庭庁】				

II-2-1 (2) 学童期・思春期

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証	実証団体（地方公共団体）で取組を実施 取組の成果・課題のとりまとめ 【こども家庭庁】		実証団体（地方公共団体）の成果のまとめを全国へ展開【こども家庭庁】		
民間企業等と連携したライフデザイン支援	民間企業等と連携したライフデザイン支援を推進するプロジェクトの企画・運営、支援事業の推進 ウェブサイトの公開【こども家庭庁】				
地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援	実証団体（地方公共団体）で取組を実施、取組の成果・課題のとりまとめ【こども家庭庁】	※左記取組状況等を踏まえ、R8年度以降の取組を検討【こども家庭庁】			

II-2-1 (3) 青年期

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
専門学校教職員を対象とした研修プログラム等の実施等	研修教材の作成【文部科学省】 普及・啓発セミナーの開催【文部科学省】				
地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発	地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発・提供及び体制構築【文部科学省】 取組における成果の普及・周知【文部科学省】		左記取組の成果を踏まえ、事業の見直し・検討【文部科学省】		
専門職業人材の最新知識・技能アップグレードプログラムの開発	リカレント教育プログラムを作成し、安定的・持続的に活用されるための体制を構築【文部科学省】 取組モデルの有効検証・成果について普及・展開【文部科学省】				
地方への移住・定着等の推進	地方就職学生支援事業の実施【内閣府】				
いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能な取組の実施	被用者保険の適用拡大・最低賃金の引上げ取組の継続 年収の壁・支援強化パッケージ（※）の着実な実行・制度の見直し （※）100万円未満の壁への対応のうち、キャリアアップ助成金社会保険適用特加連改善コースは、R7年度末までに労働者へ社会保険の適用を行った場合を支援対象とする時限措置【厚生労働省】				

II-2- (3) 青年期

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
教育訓練給付の拡充等	<p>下位法令改正、周知【厚生労働省】</p> <p>教育訓練給付金の拡充施行（R6年10月より）【厚生労働省】</p> <p>教育訓練給付金・リ・スキリング等教育訓練支援事業の徹底施行（R7年10月より）【厚生労働省】</p>				
地域における伴走型の結婚支援等の推進等		<p>地域少子化対策重点推進交付金による支援、地方公共団体への働きかけ等【こども家庭庁】</p>			
結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化		<p>地域少子化対策重点推進交付金による支援、結婚支援コンシェルジュ会議の開催等【こども家庭庁】</p>			
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	<p>非課税措置【こども家庭庁】</p>				
こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進	<p>こどもや支援団体等との意見交換【こども家庭庁】</p> <p>こどもの悩みを受け止めるために有識者検討会に関する広報【こども家庭庁】</p> <p>こどもに関する官民の対話窓口の実効性向上等に関する調査研究【こども家庭庁】</p>	<p>非課税措置【こども家庭庁】</p>	<p>R7年度の取組を踏まえ各種施策に反映【こども家庭庁】</p>		

II-3- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
高等教育費の負担軽減					
児童手当の拡充					
こどもにとってより良い医療の在り方					

II-3-1 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域子ども・子育て支援事業の推進 体罰等によらない子育てのための広 報啓発	第3期計画子ども・子育て支援事業計画に基づく事業実施 (R7～R11) 【こども家庭庁】 広報その他啓発活動の実施【こども家庭庁】				

II-3-1 (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
男性の育児休業取得支援等を通じた 「共働き・子育て」の推進					
男性の育児休業取得支援	施行 (R7年4月より) 【厚生労働省】				
出生後休業支援給付の創設	共働き・子育て推進事業、中小企業育児・介護休業推進支援事業 施行 (R7年4月より) 【厚生労働省】				
両立支援等助成金	両立支援等助成金【育休中等業種別支援コース】・「出生時両立支援コース」の一部改正 (R6年10月17日より) 【厚生労働省】 両立支援等助成金【柔軟な働き方選択等支援コース】の一部改正 (R7年10月より) 【厚生労働省】				
育児休業給付を支える財政基盤の強 化	施行 (公布の日より) 【厚生労働省】				
国民年金第1号被保険者の育児期間 に係る保険料免除措置	下位法令改正、周知 【厚生労働省】	施行 (R8年10月より) 【厚生労働省】			
育児期を通じたニーズに応じた柔軟 な働き方の推進	施行 (R7年4月、柔軟な働き方を奨励するための措置及び個別の意向聴取・配慮については、R7年10月より) 【厚生労働省】				
育児時短就業給付の創設	施行 (R7年4月より) 【厚生労働省】				
多様な働き方と子育ての両立支援	下位法令改正、周知 【厚生労働省】			施行 (R10年10月より) 【厚生労働省】	
家事負担を軽減するサービスの適切 な利活用に向けた環境整備	広報その他啓発活動の実施【経済産業省】	家事負担を軽減するサービスの活用の促進【経済産業省】			

II-3- (4) ひとり親家庭への支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ひとり親家庭への経済的支援【再掲】					
	児童扶養手当の支給等による経済的支援の実施【こども家庭庁】				
ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【再掲】					
	ひとり親家庭等日常生活支援事業等による子育て・生活支援の実施【こども家庭庁】				
ひとり親家庭の就労支援【再掲】					
	高等専門学校進路付与等の支給等による就業支援の実施【こども家庭庁】				
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援【再掲】					
	こどもの生活・学習支援事業の実施【こども家庭庁】				
相談体制の強化【再掲】					
	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談窓口強化事業等の実施【こども家庭庁】				
ひとり親家庭ポータルサイトの開設・充実					
	ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業の実施【こども家庭庁】				
親子交流支援・養育費確保支援					
	離職前後就業支援事業の実施等による親子交流支援・養育費確保支援の実施【こども家庭庁】				

III-1- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「こども若者★いけんぶらす」の着実な実施					
	登録者1万人に向けた定期的な広報の実施【こども家庭庁】				
	こども・若者の意見の集約・活用【こども家庭庁】				

III-1- (2) 地方公共団体等における取組促進

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援					
	事例の定期的な把握と周知の実施【こども家庭庁】				
	「こども・若者意見反映サポート事業」の実施【こども家庭庁】				

Ⅲ-2-1 (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こども施策における適切なアウトカム等の検討		こども施策における適切なアウトカム（成果目標・成果実績）や測定指標の検討【こども家庭庁】			
こども施策におけるEBPMに資する支援体制の構築		「こども家庭庁EBPMアドバイザー」の充実【こども家庭庁】			
こども施策におけるEBPMの浸透に資する研修や周知啓発、情報提供、相談支援等の充実		「こども家庭庁EBPMアドバイザー」の活用推進【こども家庭庁】			
大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等の推進		職員向け研修、周知啓発、情報提供、相談支援等の充実【こども家庭庁】			
こども施策におけるEBPMに関する地方公共団体の好事例の収集		外信研究機関との連携・協力関係の構築【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの整備		政策課題に対する研究テーマの検討【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの整備		地方公共団体における取組の好事例の収集、樹立期間【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの整備		こども・若者や子育て当事者が置かれている状況を把握するための調査研究の実施【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの整備		「こども・若者総合調査（仮称）」の実施【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの整備		「こども・若者総合調査（仮称）」の実施【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの二次的利用の推進		我が国における指標の在り方の検討【こども家庭庁】			
こども施策に関するデータの二次的利用の推進		13歳以降の調査の推進【環境省】			
こども施策に関するデータの二次的利用の推進		基本計画の改定に向けた検討【環境省】			
こども施策に関するデータの二次的利用の推進		こども施策に関するデータの二次的利用の推進に資する方策の検討、実施【こども家庭庁】			

Ⅲ-2-1 (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
児童相談所の体制強化【再掲】	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（見直し後）に基づく児童虐待相談所の体制強化の実施（R9以降は必要に応じて目標を定め、引き続き児童相談所の体制強化を実施）【こども家庭庁】	児童虐待防止の採用、人材育成、定着支援事業の実施【こども家庭庁】			
児童相談所職員のメンタルケアについて	地方公共団体における取組の好事例の収集、横展開【こども家庭庁】				
「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進	「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた普及啓発・人材養成・調査研究の集中的な実施【こども家庭庁】				
	「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の総合的な推進【こども家庭庁を中心とした政府全体】				

Ⅲ-2-1 (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こどもデータ連携の取組の推進	実証事業の実施【こども家庭庁】 取組事例集の作成【こども家庭庁】	こどもデータ連携を着実に構築し、いくつもの取組（広報・周知活動、地方公共団体の取組に対する支援や個人情報等の適正な取扱いの確保等の制度的措置が等）【こども家庭庁】			

Ⅲ-2-1 (4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こども政策DXの推進	こども政策DX推進チームの実施【こども家庭庁】 こども政策DX見本市、こども政策DXの実現に向けた実証事業の成果物の効果的な広報の実施事業【こども家庭庁】	こども政策DXによる給付・監査等の運用開始【こども家庭庁】			
保育DXによる現場の負担軽減	給付・監査等に係る様式・通知等の見直し【こども家庭庁】 保育業務管理プラットフォームの仕様検討、整備、試行運用【こども家庭庁】 システム・行政手続間のデータ連携確保【こども家庭庁】	令和8年度入所に向けた給付や入所手続から運用改善の開始【こども家庭庁】			

Ⅲ-2- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「こどもまんなかアクション」の推進		「こどもまんなかアクション」、SNSを活用したブッジョ型での情報発信、各地域でリレーボランティアの開催、こどもまんなか月間等の取組を継続して実施【こども家適行】			
地域における結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成の推進		地域少子化対策重点推進交付金による支援、地方公共団体の稼げた取組を掲載等【こども家適行】			
結婚や子育てに関する若い世代を主体とする情報発信等		若い世代主体の情報発信、結婚・子育てに係るデータや支援制度等に関するコンテンツ開発や公開【こども家適行】			

Ⅲ-3- (1) 国における推進体制

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
施策がこどもや若者に与える影響を評価する取組の在り方に関する調査研究		自治体こども計画の策定支援【こども家適行】 ガイドラインの周知、活用促進【こども家適行】 自治体こども計画、こどもに関する基本的な方針・施策について定めた条例の見える化【こども家適行】			

Ⅲ-3- (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
自治体こども計画の策定支援・策定状況の公表		自治体こども計画の策定支援【こども家適行】 ガイドラインの改訂・活用促進【こども家適行】 自治体こども計画、こどもに関する基本的な方針・施策について定めた条例の見える化【こども家適行】			

Ⅲ-3- (5) 安定的な財源の確保

項目	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「こども・子育て支援加速化プラン」に係る安定財源の確保		歳入改革による公費削減【こども家適行、厚生労働庁】 既定予算の活用【こども家適行、厚生労働庁】 子ども・子育て支援金による財源確保【こども家適行】計10.0億円 子ども・子育て支援金による財源確保【こども家適行】計1.0億円		歳入改革による公費削減計1.9億円 既定予算の活用計1.9億円 子ども・子育て支援金による財源確保【こども家適行】計1.0億円	

こどもまんなか実行計画の施策の進捗状況を検証するための指標

Ⅱ－１－（１）

（こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等）

項目	現状	出典
「人が困っているときは、進んで助けていますか」という質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合	児童 92.6% 生徒 90.0% (2024年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
人権教室実施回数	15,954回の内数 (2023年度)	法務省人権擁護局人権啓発課調べ
全国中学生人権作文コンテスト応募校数	6,450校 (2024年度)	法務省人権擁護局人権啓発課調べ
「こどもの権利条約」の認知度（「あなたは、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」について聞いたことがありますか」という質問に「どんな内容かよく知っている」「どんな内容か少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した人の割合）	小学1～3年生 16.8% 小学4～6年生 32.0% 中学生 43.2% 高校生 67.1% 大人 53.2% (2023年度)	「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」（こども家庭庁）

Ⅱ－１－（２）

（多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり）

項目	現状	出典
「はじめての100か月の育ちビジョン」に関する動画やパンフレット、ガイドブック等の数	○保護者・養育者向け ・動画：1件 ・ハンドブック：1件 ○関心層向け ・動画：1件 ・ハンドブック：1件 (2024年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（具体的行動に活かせるコンテンツ作成）事業における実績（こども家庭庁）

項目	現状	出典
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合	45.8% (2023 年度)	「育児の悩み、こども家庭庁についてのアンケート (ぎゅって Web)」
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた活動を行うコーディネーターを養成するモデル事業を行った実証地域の数	10 地域 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 (地域等の特色を活かし具体的な活動を推進する人材養成) 事業における実績 (こども家庭庁)
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた調査研究の実施件数	3 件 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 (科学的知見の充実・普及に向けた調査研究) 事業における実績 (こども家庭庁)
公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した小学生の割合	36.7% (2022 年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動に関する意識調査」
独立行政法人国立青少年教育振興機構における、社会の要請に応える体験活動推進のための教育事業の実施件数	414 件 (2023 年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ
「子どもゆめ基金」助成事業において、活動機会を提供した子ども (0~18 歳) の人数	289,707 人 (2023 年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ
「体験の機会の場」の認定数	35 か所 (2024 年度)	環境省「地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」
「体験の機会の場」の利用者数	43,009 人 (2023 年度)	環境省「地方公共団体における環境教育等促進法基本方針に係る施行状況調査」

項目	現状	出典
こどもへの舞台公演鑑賞機会の提供	874 公演 (2024 年度)	「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」の採択公演数（文化庁）
こどもたちが学校等で文化芸術に触れられる機会の提供（学校等における巡回公演数）	1,820 公演 (2023 年度)	文化芸術による子供育成推進事業実績（文化庁）
1 か月の間に本を 1 冊も読まない児童生徒の割合	小学生 8.5% 中学生 23.4% 高校生 48.3% (2024 年)	公益社団法人全国学校図書館協議会「第 69 回学校読書調査」
朝食を欠食するこども（小学 6 年生）の割合	6.3% (2024 年)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
朝食を欠食する若い世代（20～39 歳）の割合	29.6% (2024 年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～39 歳）の割合	23.3% (2024 年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置づけている計画の割合	25.1% (2023 年度)	国土交通省都市局公園緑地・景観課調べ
公営住宅において優先入居制度を行う地方公共団体のうち、子育て世帯を優先入居の対象とする地方公共団体数	1,558 団体 (2022 年度)	国土交通省住宅局住宅総合整備課調べ
水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数	500 団体 (2023 年)	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課調べ
旅客施設の段差解消率	94.0% (2023 年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024 年)

項目	現状	出典
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	59.9% (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
ノンステップバスの導入割合	70.5% (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
リフト付きバス等の導入割合	8.6% (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
バリアフリー化された貸し切りバスの導入台数	1,229台 (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
福祉タクシー（UDタクシー含む）の導入台数	52,553台 (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	57.8% (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
バリアフリー化された航空機の導入割合	100% (2023年度)	国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」 (2024年)
バリアフリー化された2,000㎡以上の特別特定建築物の割合	64.0% (2023年度)	国土交通省住宅局参事官 (建築企画担当) 調べ
特定道路におけるバリアフリー化率	71% (2022年度)	国土交通省「令和4年度政策チェックアップ評価書」

項目	現状	出典
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化された園路及び広場の割合	64% (2023年度)	国土交通省都市局公園緑地・景観課調べ
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化された駐車場の割合	56% (2023年度)	国土交通省都市局公園緑地・景観課調べ
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園におけるバリアフリー化された便所の割合	64% (2023年度)	国土交通省都市局公園緑地・景観課調べ
バリアフリー化された特定路外駐車場の割合	75% (2023年度)	国土交通省都市局街路交通施設課調べ
日本の大学等が把握する日本人留学者数(主に短期)	89,179人 (2023年)	独立行政法人日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」
海外の機関が把握する日本人留学者数(主に長期)	48,991人 (2022年度)	OECD「Education at a Glance」等による集計
日本の高等教育機関及び日本語教育機関等への外国人留学生数	336,708人 (2024年)	独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」
ジョイント・ディグリープログラムの数	29プログラム (2024年)	文部科学省高等教育局参事官(国際担当)付調べ
日本人高校生の海外留学生数	34,885人 (2023年)	文部科学省「高等学校等国際交流状況等調査」
高校段階での外国人留学生数	4,465人 (2023年)	文部科学省「高等学校等国際交流状況等調査」
青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業数	7件 (2024年度)	青少年国際交流推進事業委託数(文部科学省)
内閣府青年国際交流事業に参加した日本青年の数(累計)	18,237名 (2023年度末時点)	内閣府青年国際交流担当室調べ
内閣府青年国際交流事業に参加し日本青年と交流した外国青年の数(累計)	24,516名 (2023年度末時点)	内閣府青年国際交流担当室調べ
ESD関連事業等の開催・実施回数	180回 (2023年度)	環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室調べ

項目	現状	出典
① 国内の学校と交流したと回答したユネスコスクールの割合 ② 海外の学校と交流したと回答したユネスコスクールの割合	① 43.4% ② 32.9% (2023年度)	文部科学省「ユネスコスクール活動調査」
高校生等のアントレプレナーシップ教育受講数	26,600人 (2023年度)	文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課調べ
STEAMライブラリーの閲覧人数(累計)	2,683,080人 (2023年度末時点)	経済産業省商務・サービスグループサービス政策課調べ
全国の小・中学校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導等を受ける児童生徒の割合	77% (2023年) ※日本語指導が必要な児童生徒のうち特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒のうち日本語指導における「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数÷日本語指導が必要な児童生徒のうち特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数×100	文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」
不就学の可能性がある外国人のこども(小中学生相当)の数	8,601人 (2023年)	文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」
人権教室実施回数(再掲)	15,954回の内数 (2023年度)	法務省人権擁護局人権啓発課調べ
人権相談件数	174,292件の内数 (2024年) ※主なこどもの人権問題を受け付ける相談ツールである「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」及び「LINEじんけん相談」の合計件数 33,510件 (2024年(「こどもの人権	「令和6年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)～法務省の人権擁護機関の取組～」(法務省)及び法務省人権擁護局調査救済課調べ

項目	現状	出典
	SOS ミニレター」は 2024 年 度))	

II-1- (3)

(こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供)

項目	現状	出典
「女性の健康総合センター」主 催セミナーの延べ参加者数	1,325 人 (2024 年度)	国立成育医療研究センター 調べ
妊娠と薬外来と連携する性と健 康の相談センターの数	データなし (新規事業)	母子保健衛生費国庫補助金 交付決定ベース (こども家 庭庁)

II-1- (4)

(こどもの貧困対策)

項目	現状	出典
こどもの生活・学習支援事業実 施地方公共団体数	397 団体 (2023 年度)	こども家庭庁支援局家庭福 祉課調べ
地域こどもの生活支援強化事業 実施地方公共団体数	259 団体 (2024 年度)	こども家庭庁支援局家庭福 祉課調べ
離婚前後親支援事業実施地方公 共団体数	249 団体 (2023 年度)	こども家庭庁支援局家庭福 祉課調べ
子どもの学習・生活支援事業実 施地方公共団体数	597 団体 (2023 年度)	厚生労働省「生活困窮者自 立支援法等に基づく各事業 の事業実績調査」
全世帯と生活保護世帯のこども の高等学校等進学率の差	5.3% (2022 年)	文部科学省「学校基本調 査」 厚生労働省社会・援護局保 護課調べ
経済的理由による高等学校の中 退者数	567 人 (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問 題行動・不登校等生徒指導 上の諸課題に関する調査」

項目	現状	出典
高等教育の修学支援新制度の利用者数	34.2万人 (2023年度)	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省高等教育局学生支援課調べ
多子世帯や低所得世帯を対象とした大学等授業料の無償化の認知率	データなし(新規事業)	(調査方法を検討中)
授業料後払い制度の認知率	データなし(新規事業)	(調査方法を検討中)
減額返還制度の認知率	データなし(新規調査)	(調査方法を検討中)
独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「生活・自立支援キャンプ」の実施件数	49件 (2023年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ
「子どもゆめ基金」助成事業における、経済的に困難な状況にある子どもを対象とした活動に対する助成件数	111件 (2023年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ
独立行政法人国立青少年教育振興機構における「学生サポーター」の配置人数	12人 (2023年度)	独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ
自立相談支援事業新規相談受付件数	293,455件 (2023年度)	厚生労働省「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査」
児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率	98.9% (2023年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	46.7% (2021年度)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)	28.3% (2021年度)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(母子世帯)	28.1% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(父子世帯)	8.7% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」

項目	現状	出典
養育費受領率（養育費の取り決めをしている母子世帯）	57.7% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率（養育費の取り決めをしている父子世帯）	25.9% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
マザーズハローワーク等における重点支援対象者の就職率	97.2% (2023年度)	厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室調べ
生活保護受給者等就労自立促進事業における就職率	70.0% (2023年度)	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室調べ
高等職業訓練促進給付金等事業による就業実績件数	2,105件 (2023年度)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
自立支援教育訓練給付金事業による就業実績件数	1,362件 (2023年度)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数（修学継続中を除く）のうち、就職者の割合	78.0% (2023年度)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
働き方改革推進支援センターのコンサルティング件数	37,046件 (2023年度)	厚生労働省「働き方改革推進支援センター実績」
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	83.7% (2024年)	文部科学省「就学援助実施状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	87.0% (2024年)	文部科学省「就学援助実施状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	87.1% (2024年)	文部科学省「就学援助実施状況等調査」
こども家庭センターの整備市町村数	917自治体 (2024年10月1日時点)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
子ども・若者支援地域協議会設置地方公共団体数	142団体 (2024年)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業活用地方公共団体数	6団体 (2024年度)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

項目	現状	出典
スクールカウンセラーが児童生徒等から相談を受けた件数	3,960,430 件 (2023 年度)	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ
くるみん取得企業（次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業）数	4,749 社 (2024 年 9 月末時点)	都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課調べ）
両立支援等助成金の支給対象となった労働者の支給から 6 か月後の継続就業率	出生時両立支援コース 90.6% (2023 年度) 育児休業等支援コース 93.9% (2023 年度)	厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課調べ
特定求職者雇用開発助成金の支給決定件数	179,532 件の内数 (2023 年度)	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課調べ
不本意非正規雇用労働者の割合 ※非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態について主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合	全年齢計：8.7% 25～34 歳：12.7% (2024 年)	総務省「労働力調査（詳細集計）」
スクールソーシャルワーカーが継続支援する児童生徒等の抱える問題件数	281,048 件 (2023 年度)	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課調べ

II-1-(5)

(障害児支援・医療的ケア児等への支援)

項目	現状	出典
児童発達支援センター又はそれと同等の機能を有する体制を整備している市町村数	975 団体 (2022 年度) ※母数：全市町村 (1,741)	こども家庭庁「障害（児）福祉計画に係る実施状況等調査」
インクルージョン推進体制が構築されている市町村数	データなし（第 3 期 (2024～2026 年度) から 指標設定) ※母数：全市町村 (1,741)	こども家庭庁「障害（児）福祉計画に係る実施状況等調査」
医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	908 団体 (2022 年度) ※母数：全市町村 (1,741)	こども家庭庁「障害（児）福祉計画に係る実施状況等調査」

項目	現状	出典
難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定している都道府県数	19 団体 (2022 年度) ※母数：全都道府県 (47)	こども家庭庁「障害 (児) 福祉計画に係る実施状況等調査」
地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業を実施した地方公共団体数	指定都市 (1)、中核市 (6) ※母数：全都道府県 (47)、指定都市 (20)、中核市 (62)、特別区 (23)、保健所政令市 (5)	こども家庭庁支援局障害児支援課調べ
国や都道府県から助言等を受けて地域の障害児支援体制の整備を進めた地方公共団体数	中核市 (1) ※母数：指定都市 (20)、中核市 (62)	こども家庭庁支援局障害児支援課調べ
小・中・高等学校に採用後、おおむね 10 年目までの期間内において、特別支援教育を複数年経験した教員の割合	19.2% (2023 年度)	文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」
幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	94.0% (2023 年度)	文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」
特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に通学 (園) する医療的ケア児のうち、学校生活において、医療的ケア看護職員が配置できないことにより、保護者等が付添いを行っている医療的ケア児数の割合 ※医療的ケア看護職員等が配置されていないことにより、一部または全部付添いが生じている場合に限る。	3.2% (2023 年度)	文部科学省「学校における医療的ケアに関する実態調査」
学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会があると回答する障害者の割合	38.2% (2022 年)	文部科学省「「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」障害者の生

項目	現状	出典
		涯学習活動に関する実態調査実績」

Ⅱ－１－（６）

（児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援）

項目	現状	出典
こども家庭センターの整備市町村数（再掲）	917 自治体 （2024 年 10 月 1 日時点）	こども家庭庁虐待防止対策課調べ
市町村児童虐待相談対応件数	165,108 件 （2023 年度） ※2025 年 3 月 25 日時点の公表データ	厚生労働省「福祉行政報告例」
子育て短期支援事業の提供体制の年間確保実績	ショートステイ 延べ 217,032 人 トワイライトステイ 延べ 136,099 人 （2023 年度）	こども家庭庁「子育て短期支援事業の実施状況調査」
子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数	データなし（新規事業）	子ども・子育て支援交付金交付決定ベース（こども家庭庁）
児童育成支援拠点事業の実施市町村数	データなし（新規事業）	子ども・子育て支援交付金交付決定ベース（こども家庭庁）
親子関係形成支援事業の実施市町村数	データなし（新規事業）	子ども・子育て支援交付金交付決定ベース（こども家庭庁）
一時預かり事業の年間延べ利用人数	延べ 3,855,873 人 （2023 年度）	子ども・子育て支援交付金実績（一般型・余裕活用型）（こども家庭庁）
一時保護の件数（総数）	55,422 件（2023 年度） ※2025 年 3 月 25 日時点の公表データ	厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成

項目	現状	出典
児童虐待防止法第12条第1項及び第3項に基づく一時保護中の面会通信制限の件数	データなし（2026年度より調査予定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
一時保護施設のユニットケア加算事業の活用地方公共団体数	データなし （2025年度より調査予定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
一時保護委託先開拓等事業の活用地方公共団体数	0自治体（2024年度）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
こどもの権利擁護環境整備事業の活用地方公共団体数	41自治体 （2024年4月1日時点）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度	データなし（2026年度より調査予定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
こども若者シェルター・相談支援事業の活用地方公共団体数	0自治体 （2024年度）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
親子再統合（親子関係再構築）支援事業の活用地方公共団体数	データなし （2025年度より調査予定）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
児童福祉司及び児童心理司の配置人数	児童福祉司 6,482人 児童心理司 2,911人 （2024年4月1日時点）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業の活用地方公共団体数	2団体 （2024年度）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
スクールカウンセラーが児童生徒等から相談を受けた件数（再掲）	3,960,430件 （2023年度）	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールソーシャルワーカーが継続支援する児童生徒等の抱える問題件数（再掲）	281,048件（2023年度）	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
里親支援センターの設置数	24か所 （2025年1月1日時点）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
特別養子縁組の成立件数	587件 （2023年）	裁判所「司法統計」

項目	現状	出典
施設において小規模・地域分散化された養育環境に置かれている入所児童の割合	21.1% (2024年)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所数	58か所 (2025年1月1日時点)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	28か所 (2025年1月1日時点)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
ヤングケアラーについて、聞いたことがあると回答した中高生の割合	中学2年生 15.1% (2020年度) 全日制高校2年生 12.6% (2020年度)	厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2020年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

II-1-(7)

(こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組)

項目	現状	出典
こどもの人権SOSミニレターの配布枚数	11,751,991枚 (2024年度)	法務省人権擁護局調査救済課調べ
こども・若者の自殺危機対応チーム事業の実施地方公共団体数	16団体 (2024年度)	地域自殺対策強化交付金交付決定ベース(厚生労働省)
インターネットに関する啓発や学習の経験のある青少年(10~17歳)の割合	85.0% (2023年度)	こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」
情報モラルポータルサイトのコンテンツ数	31本 (2024年度末公開予定の4本を含む)	文部科学省「情報モラル教育ポータルサイト」掲載実績
人権教室実施回数(再掲)	15,954回の内数 (2023年度)	法務省人権擁護局人権啓発課調べ
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数	69,100件 (2023年度)	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課調べ
国のSNS相談事業(Cure time)の相談件数	3,736件 (2023年度)	内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課調べ

項目	現状	出典
小・中学校における性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率	小学校 44.2% 中学校 56.7% (2023 年度)	文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」
人権相談件数（再掲）	174,292 件の内数 (2024 年) ※主なこどもの人権問題を受け付ける相談ツールである「こどもの人権 110 番」、「こどもの人権 SOS ミニレター」及び「LINE じんけん相談」の合計件数 33,510 件 (2024 年（「こどもの人権 SOS ミニレター」は 2024 年度）)	「令和 6 年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」（法務省）及び法務省人権擁護局調査救済課調べ
特定道路における無電柱化着手率	33% (2023 年度)	社会資本整備審議会 第 53 回 計画部会
自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	189 団体 (2023 年度)	国土交通省自転車活用推進本部事務局調べ
河川水難事故防止に関する出前講座や安全講習会の実施件数	データなし（2024 年度から調査開始）	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課調べ
学校管理下における死亡事故の発生件数	23 件 (2023 年度)	独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校管理下の災害」
学校安全を担う校内組織が整備されている学校の割合	93.7% (2023 年度)	文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」
保護観察所において修学支援を実施し、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者若しくは高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は保護観察終了時に高	9 人 53.0% (2023 年度)	法務省保護局観察課調べ

項目	現状	出典
等学校等に在学している者の数及びその割合		
保護観察所における少年の保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員数	性犯罪再犯防止プログラム：97人 薬物再乱用防止プログラム：202人 暴力防止プログラム：82人 飲酒運転防止プログラム：2人 (2023年)	法務省保護局観察課調べ
保護観察対象者にしよく罪指導プログラムを実施した件数（全体（うち少年））	1,502（141）人 (2023年)	法務省保護局観察課調べ
保護観察所による更生保護に関する地域援助の実施件数	支援対象者等に対する援助：45件 関係機関等に対する個別事案に係る援助：11件 関係機関等への情報提供等や連携体制構築のための働き掛け：23件 (2023年12月)	法務省保護局観察課調べ
第74回“社会を明るくする運動”行事等実施回数	43,187回 (2024年)	法務省保護局更生保護振興課調べ
第74回“社会を明るくする運動”参加延人数	1,467,029人 (2024年)	法務省保護局更生保護振興課調べ

Ⅱ－２－（１）

（こどもの誕生日前から幼児期まで）

項目	現状	出典
分娩取扱施設情報提供ウェブサイト『出産なび』における、分娩取扱件数21件以上の直接支払制度利用施設の掲載率	100%（2024年度）	厚生労働省保険局保険課調べ

項目	現状	出典
無痛分娩を実施している医療機関のうち、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）のHPに掲載されている医療機関の割合	データなし（2024年度から調査開始）	厚生労働省医政局地域医療計画課調べ
産後ケア事業の実施市町村数	1,547 団体 （2023年度）	母子保健衛生費国庫補助金交付決定ベース（こども家庭庁）
産後ケア事業の利用率	10.9% （2022年度）	こども家庭庁成育局母子保健課調べ
新生児マススクリーニング検査（拡充した対象疾患に対する新生児マススクリーニング検査）の実施地方公共団体数	21/67 団体 （都道府県・指定都市） （2023年度）	母子保健衛生費国庫補助金交付決定ベース（こども家庭庁）
新生児聴覚検査（公費負担）の実施市町村数	1,392 団体 （2022年度）	こども家庭庁成育局母子保健課調べ
「1か月児及び5歳児健康診査支援事業」の実施市町村数	・ 1か月児健診 ● ・ 5歳児健診 ● （2024年度）	母子保健衛生費国庫補助金交付決定ベース（こども家庭庁）
こども家庭センターの整備市町村数（再掲）	917 自治体 （2024年10月1日時点）	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数（再掲）	28 か所 （2025年1月1日時点）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
妊婦のための支援給付の支給要件を満たす者に対する支給率	データなし（新規事業）	妊婦のための支援給付交付金交付決定ベース（こども家庭庁）

項目	現状	出典
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に関する動画やパンフレット、ガイドブック等の数（再掲）	○保護者・養育者向け ・動画：1 件 ・ハンドブック：1 件 ○関心層向け ・動画：1 件 ・ハンドブック：1 件 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（具体的行動に活かせるコンテンツ作成）事業における実績（こども家庭庁）
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」が非常に大切だと思う人の割合（再掲）	45.8%（2023 年度）	「育児の悩み、こども家庭庁についてのアンケート」（ぎゅって Web）
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた活動を行うコーディネーターを養成するモデル事業を行った実証地域の数（再掲）	10 地域 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成）事業における実績（こども家庭庁）
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた調査研究の実施件数（再掲）	3 件 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（科学的知見の充実・普及に向けた調査研究）事業における実績（こども家庭庁）
待機児童数 50 名以上の自治体数	6 自治体（2024 年度）	こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和 6 年 4 月 1 日）」
計画的に保育所等の多機能化に取り組む自治体数	データなし（新規事業）	就学前教育・保育整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の実績 （「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」及び多機能化の

項目	現状	出典
		ための整備費・改修費の嵩上げ)
こども誰でも通園制度の実施市町村数	118 自治体 (2024 年度) ※制度の本格実施を見据えた試行的事業として実施	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
地域子育て支援拠点事業実施か所数	8,016 か所 (2023 年度)	子ども・子育て支援交付金及び重層的支援体制整備事業交付金交付決定ベース (こども家庭庁)
病児保育事業の延べ利用児童数	134.8 万人 (2023 年度)	子ども・子育て支援交付金実績 (こども家庭庁)
虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置数 (自治体)	データなし (新規事業)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
認定こども園の増加数	増加数 : 661 園 (2023 年度から 2024 年度の増加数)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の教育・保育全体における小学校との接続状況について、ステップ3・4と回答した地方公共団体数の割合	26.3% (2023 年)	文部科学省「幼児教育実態調査」
幼児教育センターを設置している都道府県及び市町村の数	133 団体 (2023 年)	文部科学省「幼児教育実態調査」
幼児教育アドバイザーを配置している都道府県及び市町村の数	870 団体 (2023 年)	文部科学省「幼児教育実態調査」
障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所数の増加	データなし (新規事業)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ

項目	現状	出典
子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施する者に対する補助を行った地方公共団体数	693 団体 (2023 年)	2023 年度子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業交付実績 (こども家庭庁)
保育対策総合支援事業費補助金に係る交付決定地方公共団体数	都道府県 47 市町村 806 (2024 年度)	保育対策総合支援事業費補助金交付決定ベース (こども家庭庁)
保育人材の従事者数	約 69.3 万人 (2024 年度)	厚生労働省「社会福祉施設等調査」及びこども家庭庁成育局成育基盤企画課調べ
保育人材の勤続年数	平均 8.6 年 (2023 年度)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
保育士・保育所支援センターの登録者数	113,103 人 (2023 年度)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合	データなし (新規事業)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保育士等の平均給与	32.9 万円 (2024 年)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(月収換算)
保育士等の処遇改善の推移 (累計)	約 34% ※平成 25 年度以降の累計 (2024 年度)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保育士等の職員配置基準の改善の実施施設の割合	94.3% ※4 歳以上児配置改善加算等を取得している私立施設の割合 (2024 年度)	こども家庭庁成育局保育政策課調べ

II-2-(2)

(学童期・思春期)

項目	現状	出典
1 人 1 台端末を週 3 回以上授業で活用している学校の割合	小学校 93.3% 中学校 90.8% (2024 年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」

項目	現状	出典
運動部活動の地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した地方公共団体数	63% (2024年)	スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」
文化部活動の地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した地方公共団体数	59% (2024年)	スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」
運動部活動の地域連携や地域移行の方針を策定した地方公共団体数	29% (2024年)	スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」
文化部活動の地域連携や地域移行の方針を策定した地方公共団体数	28% (2024年)	スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」
卒業後にも運動やスポーツをしたいと「思う」「やや思う」と回答する児童生徒の割合	児童 87%、生徒 82% (2024年)	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
日本国内の小中学校における教職員標準定数に対する日本人学校への派遣教員数の割合（充足率） ※（充足率）＝（文部科学省からの派遣教員数）／（義務標準法に基づき算定した教員定数）	87.6% (2024年)	文部科学省総合教育政策局 国際教育課調べ
在外教育施設重点支援プランの教育プログラムに関連する児童生徒数	3,602人 (2024年)	委託事業者による実績報告書（文部科学省）

項目	現状	出典
学校給食を実施している国公立学校の割合	95.6% (2023年度)	文部科学省「学校給食実施状況調査」
学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合	地場産物 55.4%、国産食材 88.6% (2023年度)	文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」
朝食を欠食するこども（小学6年生）の割合（再掲）	6.3% (2024年)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業で補助する団体数	54団体 (2024年度)	こどもの居場所づくり支援体制強化事業交付決定実績ベース（こども家庭庁）
こどもの居場所支援体制強化事業で補助する市区町村数	26団体 (2024年度)	こどもの居場所づくり支援体制強化事業交付決定実績ベース（こども家庭庁）
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数（割合）	20,153校（58.7%） (2024年度)	文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」
地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数（割合）	21,935校（63.9%）（2024年度）	文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」
放課後児童クラブ登録児童数	151.9万人 (2024年)	こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」
放課後児童クラブ待機児童数	・17,686人（2024年5月1日時点） ・8,794人（2024年10月1日時点）	こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」
教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合	42.6% (2021年)	文部科学省「令和3年度「消費者教育に関する取組状況調査」」
大学等における消費者教育関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合	56.8% (2021年)	文部科学省「令和3年度「消費者教育に関する取組状況調査」」

項目	現状	出典
地域少子化対策重点推進交付金事業に対する事業対象者（住民等）の満足度に係る KPI 達成率	104.8% (2023 年)	地域少子化対策重点推進交付金 事後評価書（こども家庭庁）
将来の夢や目標を持っている生徒の割合（国・公・私立）	66.3% (2024 年)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
中学校における職場体験の実施率（公立中学校）	76.2% (2023 年)	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況調査」
高等学校におけるインターンシップの実施率（公立高等学校（全日制・定時制））	73.1% (2023 年)	文部科学省「職場体験・インターンシップ実施状況調査」
大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナーの参加者のうちセミナーで扱った内容が理解できたと回答した人の割合	97.4% (2024 年度)	2024 年度の大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー参加者へのアンケート（厚生労働省）
スクールカウンセラーが児童生徒等から相談を受けた件数（再掲）	3,960,430 件 (2023 年度)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
スクールソーシャルワーカーが継続支援する児童生徒等の抱える問題件数（再掲）	281,048 件 (2023 年度)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施する地方公共団体数	12 団体 (2024 年度)	こども家庭庁支援局総務課調べ
いじめ調査アドバイザーへの相談を通して、「調査委員の第三者性を確保することに役立った」と回答した地方公共団体等の割合	62.5% (2023 年度)	こども家庭庁支援局総務課調べ
学びの多様化学校の設置数	58 校 (2025 年時点)	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合	38.8% (2023 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

項目	現状	出典
「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援」事業を実施する地方公共団体数	データなし（新規事業）	こども家庭庁支援局総務課調べ
体罰の発生件数・不適切な言動又は指導による処分件数	体罰 472 件 不適切な指導 696 件 (2023 年度)	文部科学省「体罰等の実態調査」
情報モラルポータルサイトのコンテンツ数（再掲）	31 本 (2024 年度末公開予定の 4 本を含む)	文部科学省「情報モラルポータルサイト」

Ⅱ－２－（３）

（青年期）

項目	現状	出典
高等教育の修学支援新制度の利用者数（再掲）	34.2 万 (2023 年度)	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省高等教育局学生支援課調べ
多子世帯や低所得世帯を対象とした大学等授業料の無償化の認知率（再掲）	データなし（新規事業）	（調査方法を検討中）
授業料後払い制度の認知率（再掲）	データなし（新規事業）	（調査方法を検討中）
減額返還制度の認知率（再掲）	データなし（新規調査）	（調査方法を検討中）
障害学生支援に関する大学間連携を含む関係機関との連携実施校数の割合	50.9% (2023 年)	日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
専修学校における社会人在籍者数	144,238 人 (2023 年)	文部科学省「私立高等学校等実態調査」
専修学校の情報公開の充実に向けた会議等件数	10 回 (2024 年)	文部科学省「私立高等学校等実態調査」
職業実践専門課程の認定校数	1,123 校 (2024 年)	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課調べ
専修学校の教職員研修プログラム等への参加者数	256 人 (2024 年)	文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課調べ

項目	現状	出典
産業界の人材育成課題の抽出に向けたヒアリング・アンケート調査等の実施人数	1,366人 (2024年度)	「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業」の成果報告書等(文部科学省)
考案された教育プログラム骨子(案)の数	12分野・15案 (2024年度)	「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業」の成果報告書等(文部科学省)
放送大学における放送授業の科目数	333科目 (2023年度)	放送大学学園「2023会計年度 5. 事業報告書」
高等教育の修学支援新制度の利用者数(再掲)	34.2万 (2023年度)	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省高等教育局学生支援課調べ
放送大学における公開講演会の開催数	414回 (2023年度)	放送大学学園「放送大学概要 2024年度2学期」
わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合	72.6% (2023年度)	フリーター等支援事業実績(厚生労働省)
地方大学・地域産業創生交付金による支援地域数(累計)	13件 (2024年度末)	地方大学・地域産業創生交付金交付実績ベース
職業情報提供サイト(job tag)の年間アクセス件数	26,305,246件 (2024年度)	厚生労働省職業安定局雇用政策課労働市場情報整備推進企画室調べ
パート・有期雇用労働法に基づく指導に対する是正割合	96.8% (2023年度)	厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課調べ
若年層の正規・非正規雇用労働者の賃金格差	20~24歳: 83.2% 25~29歳: 80.5% 30~34歳: 71.9% (2024年)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
不本意非正規雇用労働者の割合(再掲) ※非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態について主な理由が「正規	全年齢計: 8.7% (2024年) 25~34歳: 12.7% (2024年)	総務省「労働力調査(詳細集計)」

項目	現状	出典
の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合。		
管理職に占める女性割合	15.9% (2024年度)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より雇用環境・均等局が算出
女性の活躍推進企業データベースへの年間アクセス件数	1,266,807件 (2024年度)	厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課調べ
高等教育の修学支援新制度の利用者数(再掲)	34.2万 (2023年度)	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省高等教育局学生支援課調べ
都道府県における公的結婚支援による成婚者数	3,144人 (2023年)	地域少子化対策重点推進交付金 事後評価書(こども家庭庁)
地域少子化対策重点推進交付金事業に対する事業対象者(住民等)の満足度に係るKPI達成率(再掲)	104.8% (2023年度)	地域少子化対策重点推進交付金 事後評価書(こども家庭庁)
結婚新生活支援事業が結婚に伴う経済的不安の軽減に役立ったと答えた世帯の割合	98.1% (2023年度)	こども家庭庁「結婚新生活支援事業に係るアンケート調査」
未婚者が結婚しない理由「適当な相手にめぐりあわない」割合	男性43.3%、女性48.1% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」
子ども・若者総合相談センター設置地方公共団体数	122団体 (2024年)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
ひきこもり地域支援センター及びひきこもり支援ステーションの設置地方公共団体数	192団体 (2023年度)	厚生労働省「ひきこもり支援推進事業」
「ひきこもりVOICE STATION」ポータルサイトのページビュー数	2,093,362人 (2023年度)	厚生労働省「ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業」
専門実践教育訓練給付の初回受給者数	36,324人 (2023年度)	厚生労働省職業安定局雇用保険課調べ

項目	現状	出典
特定一般教育訓練給付の受給者数	3,670人 (2023年度)	厚生労働省職業安定局雇用保険課調べ
相談場所の認知度	73.9%	「こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」(令和5年3月 内閣府)
国の在職者への学び直し支援策について、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する(2028年度までを目処に)	企業経由:約58.4%(661億円)個人経由:約41.6%(470億円)(2025年度)	厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室調べ
年収の壁に近づく可能性のある方々が壁を乗り越えられるようにする	「年収の壁・支援強化パッケージ」(令和5年9月27日)による支援を実施	厚生労働省

II-3-(1)

(子育てや教育に関する経済的負担の軽減)

項目	現状	出典
高等教育の修学支援新制度の利用者数(再掲)	34.2万人 (2023年度)	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省高等教育局学生支援課調べ
多子世帯や低所得世帯を対象とした大学等授業料の無償化の認知率(再掲)	データなし(新規事業)	(調査方法を検討中)
授業料後払い制度の認知率(再掲)	データなし(新規事業)	(調査方法を検討中)
減額返還認知率(再掲)	データなし(新規調査)	(調査方法を検討中)
児童手当支給要件児童数	1,473.3万人 (2022年度)	こども家庭庁成育局児童手当管理室調べ
こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している自治体数	1351自治体 (2024年度)	厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

項目	現状	出典
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に 就学援助制度の書類を配布して いる市町村の割合)(再掲)	83.7% (2024年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況(小学校) (再掲)	87.0% (2024年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」
新入学児童生徒学用品費等の入 学前支給の実施状況(中学校) (再掲)	87.1% (2024年)	文部科学省「就学援助実施 状況等調査」
全世帯と生活保護世帯のこども の高等学校等進学率の差(再 掲)	5.3% (2022年)	文部科学省「学校基本調 査」 厚生労働省社会・援護局保 護課調べ
経済的理由による高等学校の中 退者数(再掲)	567人 (2023年度)	児童生徒の問題行動・不登 校等生徒指導上の諸課題に 関する調査

II-3-(2)

(地域子育て支援、家庭教育支援)

項目	現状	出典
子育て短期支援事業の提供体制 の年間確保実績(再掲)	ショートステイ 延べ217,032人 トワイライトステイ 延べ136,099人 (2023年度)	こども家庭庁「子育て短期 支援事業の実施状況調査」
子育て世帯訪問支援事業の実施 市町村数(再掲)	データなし(新規事業)	子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース(こども家 庭庁)
児童育成支援拠点事業の実施市 町村数(再掲)	データなし(新規事業)	子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース(こども家 庭庁)
親子関係形成支援事業の実施市 町村数(再掲)	データなし(新規事業)	子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース(こども家 庭庁)

項目	現状	出典
地域子育て支援拠点事業実施か所数(再掲)	8,016 か所 (2023 年度)	子ども・子育て支援交付金及び重層的支援体制整備事業交付金交付決定ベース (こども家庭庁)
利用者支援事業実施か所数	3,241 か所 (2023 年度)	子ども・子育て支援交付金及び重層的支援体制整備事業交付金交付決定ベース (こども家庭庁)
地域子育て相談機関の数	データなし(新規事業)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数	996 団体 (2023 年度)	子ども・子育て支援交付金交付決定ベース(こども家庭庁)
地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合	35.6% (2024 年)	文部科学省「令和6年度家庭教育支援推進のための調査研究(家庭教育についての保護者へのアンケート調査)」
こども家庭センターの整備市町村数(再掲)	917 自治体 (2024 年 10 月 1 日時点)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
一時預かり事業の提供体制の確保量(年間延べ利用人数) ※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外	920 万人日 (2023 年度)	こども家庭庁「延長保育等実施状況調査」

II-3-(3)

(共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大)

項目	現状	出典
くるみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業)数(再掲)	4,749 社 (2024 年 9 月末時点)	都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況(厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課調べ)

両立支援等助成金の支給対象となった労働者の支給から6か月後の継続就業率（再掲）	出生時両立支援コース 90.6%（2023年度） 育児休業等支援コース 93.9%（2023年度）	厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課調べ
国家公務員（一般職）男性職員の育児休業取得率	79.1% （2023年度） ※育児休業を1週間以上取得した国家公務員（一般職（行政執行法人を除く））の男性職員の数値	「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（内閣人事局）
地方公務員（一般行政部門）男性職員の育児休業取得率	66.4% （2023年度）	総務省「令和5年度地方公共団体の勤務状況等に関する調査結果」
働き方改革推進支援センターのコンサルティング件数（再掲）	37,046件 （2023年度）	働き方改革推進支援センター実績（厚生労働省）

II-3-(4)

（ひとり親家庭への支援）

項目	現状	出典
児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率（再掲）	98.9% （2023年度）	厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成
高等職業訓練促進給付金等事業による就業実績件数（再掲）	2,105件 （2023年度）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数（修学継続中を除く）のうち、就職者の割合（再掲）	78.0% （2023年度）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
自立支援教育訓練給付金事業による就業実績件数（再掲）	1,362件 （2023年度）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
こどもの生活・学習支援事業事業実施地方公共団体数（再掲）	397団体 （2023年度）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
離婚前後親支援事業事業実施地方公共団体数（再掲）	249団体 （2023年度）	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ

項目	現状	出典
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子世帯)(再掲)	46.7% (2021年度)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子世帯)(再掲)	28.3% (2021年度)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(母子世帯)(再掲)	28.1% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(父子世帯)(再掲)	8.7% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(養育費の取り決めをしている母子世帯)(再掲)	57.7% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
養育費受領率(養育費の取り決めをしている父子世帯)(再掲)	25.9% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合	57.1% (2023年度)	法務省民事局参事官室調べ

Ⅲ-1-(1)

(国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進)

項目	現状	出典
意見聴取の実施数(こども若者★いけんぷらすのいけんひろばの実施回数)(累計)	88回 (2024年度末時点)	「こども・若者意見反映推進事業(こども若者★いけんぷらす)」事業実績(こども家庭庁)
「こども若者★いけんぷらす」に登録しているこども・若者の数	4,532人 (2024年度末時点)	「こども・若者意見反映推進事業(こども若者★いけんぷらす)」事業実績(こども家庭庁)
各府省庁の審議会等に委員等として登用されているこども・若者(~30代)の数	129人 (2024年4月1日時点)	こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果(こども家庭庁)

Ⅲ－１－（２）

（地方公共団体等における取組促進）

項目	現状	出典
地方公共団体へのファシリテーター派遣者数	32人 (2024年度)	「こども・若者意見反映サポート事業」事業実績 (こども家庭庁)

Ⅲ－２－（１）

（「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM）

項目	現状	出典
エコチル調査全体データを利用した論文の数（累計）	505編 (2024年12月)	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）令和6年度年次評価書（環境省）
エコチル調査の参加者数（参加率）	92,576名（92%） (2024年9月)	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）令和6年度年次評価書（環境省）

Ⅲ－２－（２）

（こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援）

項目	現状	出典
「はじめの100か月の育ちビジョン」に関する動画やパンフレット、ガイドブック等の数（再掲）	○保護者・養育者向け ・動画：1件 ・ハンドブック：1件 ○関心層向け ・動画：1件 ・ハンドブック：1件 (2024年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（具体的行動に活かせるコンテンツ作成）事業における実績（こども家庭庁）
「はじめの100か月の育ちビジョン」が非常に大切だと思う人の割合（再掲）	45.8%（2023年度）	「育児の悩み、こども家庭庁についてのアンケート」（ぎゅってWeb）
「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた活動を行うコーディネーターを養成するモデル	10地域 (2024年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活か

項目	現状	出典
ル事業を行った実証地域の数 (再掲)		し具体的活動を推進する人材養成) 事業における実績 (こども家庭庁)
「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた調査研究の実施件数 (再掲)	3 件 (2024 年度)	「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進 (科学的知見の充実・普及に向けた調査研究) 事業における実績 (こども家庭庁)
児童福祉司及び児童心理司の配置状況 (再掲)	児童福祉司 6,482 人 児童心理司 2,911 人 (2024 年 4 月 1 日時点)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業の活用地方公共団体数 (再掲)	2 団体 (2024 年度)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施する者に対する補助を行った地方公共団体数 (再掲)	693 団体 (2023 年)	2022 年度子育て支援員研修事業及び職員の資質向上・人材確保等研修事業交付実績 (こども家庭庁)
保育対策総合支援事業費補助金に係る交付決定地方公共団体数 (再掲)	都道府県 47 市町村 806 (2024 年度)	保育対策総合支援事業費補助金交付決定ベース (こども家庭庁)

Ⅲ－２－（３）

(地域における包括的な支援体制の構築・強化)

項目	現状	出典
子ども・若者支援地域協議会設置地方公共団体数 (再掲)	142 団体 (2024 年)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
子ども・若者総合相談センター設置地方公共団体数 (再掲)	122 団体 (2024 年)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ
こども家庭センターの整備市町村数 (再掲)	917 自治体 (2024 年 10 月 1 日時点)	こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

項目	現状	出典
こどもデータ連携の取組の推進 (累計)	16 件 (2024 年度末)	

Ⅲ－２－（４）

子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

項目	現状	出典
保育所等における ICT 導入率	99.0%(2024 年度) ※ 4 機能*のうち、いずれかを導入している施設は 80.8%、全てを導入している施設は 11.7% * ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保育業務施設管理プラットフォームの満足度	データなし（新規事業）	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保活情報連携基盤利用者の保活に関する満足度	データなし（新規事業）	こども家庭庁成育局保育政策課調べ
保活情報連携基盤の参加施設における施設見学予約のオンライン申請率	データなし（新規事業）	こども家庭庁成育局保育政策課調べ

Ⅲ－２－（５）

（こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革）

項目	現状	出典
ベビーカーマークの認知度	48.1% (2024 年)	国土交通省総合政策局バリアフリー政策課調べ
こどもまんなか応援サポーター宣言した地方公共団体及び企業・団体等数(累計)	2,527 団体 (2025 年 1 月時点)	こども家庭庁長官官房総務課調べ

項目	現状	出典
地域少子化対策重点推進交付金事業に対する事業対象者（住民等）の満足度に係る KPI 達成率（再掲）	104.8% (2023 年)	地域少子化対策重点推進交付金 事後評価書（こども家庭庁）

Ⅲ－３－（３）

（自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携）

項目	現状	出典
自治体こども計画を策定している地方公共団体数	<u>令和 7 年度末までにこども計画を策定予定の</u> <u>都道府県 47</u> <u>市区町村 808</u>	<u>令和 6 年度 こども計画等に係る自治体基礎調査（令和 7 年 1 月 1 日時点調査）</u> <u>（こども家庭庁）</u>

※こども家庭庁創設に伴い移管されたものについては、出典中「こども家庭庁」と記載している。
 ※指標は施策の進捗状況を検証するためのものであるが、社会情勢や経済の状況など様々な要因から影響を受ける場合があることに留意が必要である。

(参考) こども大綱別紙 1 に定められた「こどもまんなか社会」の実現に向けた
数値目標

項目	目標	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023 年) (注 1)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022 年) (注 2)	OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	70%	60.0% (2022 年) (注 3)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 (注 4)
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	74.2% (2022 年) (注 5)	OECD「生徒の学習到達度調査 (PISA)」
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022 年) (注 6)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022 年) (注 7)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022 年) (注 8)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023 年) (注 9)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022 年) (注 10)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	23.1% (2023 年) (注 11)	こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023 年) (注 12)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022 年) (注 13)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

注 1 : 16~49 歳の回答結果。

注 2 : 0~10 の選択肢で 7 以上と答えた 15 歳の割合。OECD 平均は 61.4% (2022 年)。

注 3 : 15~39 歳の回答結果。

注4：調査実施当時は内閣府所管。

注5：「学校ですぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ15歳の割合。OECD平均は74.6%（2022年）。

注6：15～39歳の回答結果。

注7：15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

注8：15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。

注9：16～29歳の回答結果。

注10：15～39歳の回答結果。

注11：13～29歳の回答結果。

注12：16～49歳の回答結果。

注13：18歳未満の子どもがある世帯の者のうち「頼れる人（子どもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。

(参考) こども大綱別紙2に定められたこども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

項目	現状	出典
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
BMI 18.5未満の20~30歳代の女性の割合	20.2% (2023年)	厚生労働省「国民健康・栄養調査」
こどもの貧困率 (注1)	11.5% (2021年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」
	10.3% (2019年)	総務省「全国家計構造調査」
生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	92.5% (2023年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.7% (2023年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.9% (2023年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験(こどもがある全世帯)	電気料金 3.5% ガス料金 3.5% 水道料金 3.6% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
食料又は衣服が買えない経験(こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 12.1% 衣服が買えない経験 13.8% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されている」と思う人の割合	27.2% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」

項目	現状	出典
里親等委託率	3歳未満 26.9% 3歳以上就学前 33.8% 学童期以降 23.1% (2023年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成
児童養護施設のこどもの進学率	中学校卒業後 97.4% 高校等卒業後 41.5% (2024年5月1日現在)	こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ
児童相談所における児童虐待相談対応件数	225,509件 (2023年度) ※2025年3月25日時点の公表データ	厚生労働省「福祉行政報告例」
「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	中学2年生 1.8% 全日制高校2年生 2.3% 定時制高校2年生相当 4.6% 通信制高校生 7.2% (2020年度) 大学3年生 2.9% (2021年度)	厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2020年度及び2021年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
小・中・高生の自殺者数	529人 (2024年)	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成
30歳未満の自殺者数	～19歳 800人 20～29歳まで 2,465人 (2024年)	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成
SNSに起因する事犯の被害児童数	1,486人 (2024年)	警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」
小・中・高校における暴力行為発生件数	小学校 70,009件 中学校 33,617件 高校 5,361件 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
30歳未満の不慮の事故での死亡者数	850人 (2024年概数)	厚生労働省「人口動態統計」
妊産婦死亡率	3.1(出産10万対) (2023年)	厚生労働省「人口動態統計」

項目	現状	出典
妊娠・出産について満足している者の割合	84.3% (2021年度)	こども家庭庁成育局母子保健課調べ
「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	98.1% (2022年)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)男子： 12.7% <参考> 10歳(小学5年生)女子：9.1% 13歳(中学2年生)男子：11.7%、女子： 8.4% 16歳(高校2年生)男子：10.9%、女子：6.8% (2024年度)	文部科学省「学校保健統計」
児童・生徒における痩身傾向児の割合	16歳(高校2年生)女子：2.9% <参考> 10歳(小学5年生)男子：2.9%、女子：3.0% 13歳(中学2年生)男子：3.2%、女子：3.6% 16歳(高校2年生)男子：3.7% (2024年度)	文部科学省「学校保健統計」
裸眼視力1.0未満の者	小学生 36.8% 中学生 60.6% 高校生 71.1% (2024年度)	文部科学省「学校保健統計」

項目	現状	出典
「食育」に関心を持っている国民の割合	80.8% (2024年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合	51.8% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
いじめの重大事態の発生件数	1,306件 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	24,678件 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
小・中学校における不登校児童生徒数	346,482人 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校における不登校生徒数	68,770人 (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校中退率	1.5% (2023年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
大学進学率	59.1% (2024年)	文部科学省「学校基本統計」
若年層の平均賃金	～19歳 正社員・正職員 201.6千円 正社員・正職員以外 179.4千円 20～24歳 正社員・正職員 237.0千円 正社員・正職員以外	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

項目	現状	出典
	197.3 千円 25～29 歳 正社員・正職員 272.8 千円 正社員・正職員以外 219.6 千円 (2024 年)	
若い世代の正規雇用労働者等 (自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合	15～34 歳 97.7% (2024 年 1～3 月平均)	総務省「労働力調査」
50 歳時点の未婚割合	男性 28.25% 女性 17.81% (2020 年)	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2025」
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	男性 81.4% 女性 84.3% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
合計特殊出生率	1.15 (2024 年概数)	厚生労働省「人口動態統計」
出生数	686,061 人 (2024 年概数)	厚生労働省「人口動態統計」
夫婦の平均理想子ども数	2.25 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
夫婦の平均予定子ども数	2.01 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
未婚者の平均希望子ども数	男性 1.82 人 女性 1.79 人 (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

項目	現状	出典
理想のこども数が3人以上の夫婦で理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合（注2）	59.3% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
男性の育児休業取得率	30.1% (2023年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
（育児休業後復職した者のうち） 男女の育児休業取得期間	2週間以上の育児休業取得 男性：62.3% 女性：99.3% 1か月以上の育児休業取得 男性：41.9% 女性：98.7% (2023年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
6歳未満のこどもをもつ夫の家事関連時間	1日あたり114分（2021年）	総務省「社会生活基本調査」
週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.0% (2024年平均)	総務省「労働力調査（基本集計）」
「社会において、共働き・子育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	34.5% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
第1子出産前後の女性の就業継続率	69.5% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

項目	現状	出典
ひとり親家庭のこどもの就園率 (保育所・幼稚園等)	79.8% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」(注3)
ひとり親家庭のこどもの進学率	中学校卒業後 94.7% 高校等卒業後 65.3% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
電気、ガス、水道料金の未払い 経験(ひとり親世帯)	電気料金 8.5% ガス料金 8.7% 水道料金 10.4% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
食料又は衣服が買えない経験 (ひとり親世帯)	食料が買えない経験 21.1% 衣服が買えない経験 19.0% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	重要な事柄の相談 12.0% いざという時のお金の援助 18.5% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 18.6% (2022年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 83.0% 父子世帯 87.8% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親世帯の貧困率	44.5%(注4) (2021年) 53.3%(注5) (2019年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」 総務省「全国家計構造調査」

- 注1：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数を子どもの数で除したものの。
- 注2：予定子ども数が理想子ども数より少ない夫婦のうち、理想子ども数が3人以上で予定子ども数が2人以上の夫婦が、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。
- 注3：調査実施当時は厚生労働省所管。
- 注4：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。
- 注5：貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。